

A stylized tree with a green trunk and branches, surrounded by various colorful leaves in shades of green, yellow, and blue. The background is white with faint leaf patterns.

鹿児島県 人権教育・啓発基本計画

(2次改定)



鹿児島県

鹿児島県人権教育・啓発基本計画 (2次改定)

目 次

第1章 ▶ はじめに	1
1 計画改定の趣旨	1
第2章 ▶ 人権を取り巻く動向	2
1 国際社会(国際連合)における取組	2
2 国内における取組	3
3 本県における取組	3
第3章 ▶ 計画の基本的な考え方	6
1 人権及び人権教育・啓発とは	6
2 計画の基本理念	7
3 計画の目標	7
4 基本方針	8
5 計画の性格	8
6 計画期間	8
第4章 ▶ 人権教育・啓発の推進方策	9
1 人権尊重の視点に立った行政の推進	9
2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進	9
3 特定職業従事者に対する研修等の推進	16
4 人材育成	17
5 総合的・効果的な手法の充実	17
第5章 ▶ 人権課題別の人権教育・啓発の推進方策	20
1 女 性	20
2 子ども	26
3 高齢者	30
4 障害者	34
5 同和問題(部落差別)	37
6 外国人	42
7 HIV感染者・ハンセン病元患者等	45
• HIV感染者等	45
• ハンセン病元患者等	46
8 犯罪被害者等	49
9 北朝鮮当局による拉致問題等	52

10	性的指向・性自認	53
11	その他の人権問題	56
	・刑を終えて出所した人等	56
	・生活困窮者	57
	・人身取引	58
	・アイヌの人々	59
12	人権に関わる問題	60
	・インターネット社会における人権問題	60
	・災害時の人権問題	61
13	複合的な人権問題	64
14	様々な人権問題	64

第6章 ▶ 推進体制の整備等 65

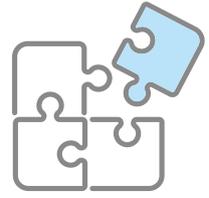
1	県の推進体制	65
2	国及び市町村との連携	65
3	関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進	65
4	基本計画のフォローアップ	65

資料編 67

▶	用語の解説	68
▶	人権年表	74
▶	資料	80
	世界人権宣言	80
	日本国憲法(抜粋)	84
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	87

※コラムで紹介している県の取組は、計画策定時の内容です。

第1章 はじめに



1 計画改定の趣旨

「平成」の時代は、激動する世界情勢に日本も大きな影響を受けたほか、自然災害の多発、先端技術の目覚ましい進展、ライフスタイルの変容、価値観の多様化など、あらゆる面で変化の目まぐるしい時代でした。特に、2004(平成16)年の「鹿児島県人権教育・啓発基本計画」(以下「基本計画」という。)の策定からこの間、国内外の社会経済情勢は大きく変化しました。

国際連合(以下「国連」という。)においては、「世界人権宣言」と、その具体化のために採択された人権に関する数多くの国際規範に基づき、21世紀を「人権の世紀」とするための取組が継続的に推進されてきました。しかしながら、現在もなお、世界各地で、人種や民族、宗教等の違い、政治的対立あるいは経済的利害によって戦争や迫害、差別が生じ、人権が侵害され、生命の危険にさらされている人々がいます。

一方、我が国においては、基本的人権の保障を基本理念に掲げる日本国憲法や、批准を行った国際規範に基づき、国際的な動向と連動して、「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)などの人権に関する各種法律が施行されました。それらを根拠とした教育・啓発をはじめとする人権侵害行為の防止策の推進及び虐待・暴力等やそれらを含む犯罪の被害者の支援制度の整備・充実により、国民の中では人権意識は

涵養され、潜在化していた人権問題は顕在化し、性の多様性など人権に対する理解は広がり、かつ、深まりつつあります。

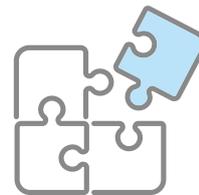
しかしながら、現在もなお、差別や偏見を背景とした、いじめ、虐待、配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)などの深刻な人権侵害事案が後を絶ちません。さらに、インターネット上での誹謗中傷や差別的な書き込み、ヘイトスピーチ(特定の人種や民族等への憎悪を煽る言動)など、時代の変化に伴う悪質な事案も発生しています。性的指向等に係わる差別や偏見、子どもの貧困問題など、顕在化した人権問題や新たに生じた人権問題への適切な対応も迫られています。また、人権問題は複雑・多様化及び複合化しており、これまでの分野別の縦割りの問題対応では解決は困難になっています。

こうしたことから、人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現に向けて、今後一層、人権問題の解決に取り組んでいく必要があります。加えて、自分たちの身近な人権問題が、国際的な問題につながっていることを認識し、人権に関する国際的な問題の解決にも、国際社会の一員として役割を果たしていかなければなりません。

人権は、私たちの幸せの基盤となる豊かな概念です。この「令和」の時代が、人権尊重の精神で満たされるよう、人権教育・啓発を推進するため、これまでの取組の成果と課題を検証し、2018(平成30)年度に実施した「人権についての県民意識調査」(以下「意識調査」という。)の結果を踏まえ、基本計画の2次改定を行います。

第2章

人権を取り巻く動向



1 国際社会(国際連合)における取組

(1) 「世界人権宣言」及び国際規範の採択

国連では、1948(昭和23)年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とする「世界人権宣言」が採択され、以後、1965(昭和40)年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(自由権規約)、1979(昭和54)年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)、1989(平成元)年に「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)、2006(平成18)年に「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)、2007(平成19)年に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたほか、「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障害者年」、「国際識字年」などの国際年が提唱され、世界人権宣言の実効性を高

めるための取組が行われてきました。

また、1993(平成5)年に開催された世界人権会議において、「ウィーン宣言及び行動計画」が採択され、翌年の国連総会で、1995(平成7)年からの10年を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、行動計画が示されました。2004(平成16)年の国連総会においては、「人権教育のための国連10年」終了後の人権教育の更なる発展のため、2005(平成17)年から開始する「人権教育のための世界計画」が採択されました。

なお、人権の保障は、以前にも増して重要な国際課題となっており、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とそれに含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」には、人権尊重の考え方が通底しています。このSDGsの達成に向けて、世界では様々な取組が進められています。



SDGs (持続可能な開発目標)

「私たちの世界を変革するー持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、「誰一人取り残さない」という理念を謳い、その前文で「すべての人々の人権を実現すること」が明言されています。また、世界人権宣言など人権について数多く言及され、そこで示された17の目標と169のターゲットから成るSDGsは、人権尊重の考え方がベースにあります。2015年まで実施された「ミレニアム開発目標(MDGs)」の後継として、持続的開発の中心的要素として人権が確認された意義は大きいと言えます。

【17の目標】

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう	

(2)組織体制の整備

国連では、人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官を1994(平成6)年に設置し、各国の人権状況の審査等を行う国連人権理事会を2006(平成18)年に設置することなどにより、あらゆる活動の中に人権を最優先の考慮事項とする「人権の主流化」が推進されてきました。

(3)人権教育の取組

国連では、1995(平成7)年から2004(平成16)年の「人権教育のための国連10年」における

取組を踏まえて、2005(平成17)年に策定された「人権教育のための世界計画」に基づき、初等中等教育に焦点を当てた「第1フェーズ行動計画」(2005(平成17)年～2009(平成21)年)、高等教育における人権教育と教職者及び公務員等への人権研修に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」(2010(平成22)年～2014(平成26)年)、これまでのフェーズの実施を強化し、メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修を促進するための「第3フェーズ行動計画」(2015(平成27)年～2019(令和元)年)が実行されてきたところです。

2 国内における取組

(1)憲法と国際規範に基づく国内法の整備等

国においては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下、人権に関して国連で採択された条約を批准するとともに、国連が提唱する国際年に取り組まれてきました。

一方、国内法については、1996(平成8)年、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律」(人権擁護施策推進法)が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進が国の責務と位置づけられ、このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000(平成12)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(人権教育・啓発推進法)が制定されました。

また、虐待やいじめ、貧困など様々な人権に関する社会問題の解決を図るため、国内法が制定され、人権問題解決のための制度や枠組みが整備され、国内法整備が前提となる関連条約批准も進められてきました。

なお、国は「持続可能な開発目標実施指針」を策定し、SDGsの達成に向けた具体的な取組を進めており、企業・団体等も取組が行われています。

(2)人権教育・啓発の取組

国においては、国連で「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受け、1997(平成9)年に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」を策定しました。

その後、2000(平成12)年に「人権教育・啓発推進法」が施行され、国や地方公共団体の人権教育・啓発に関する施策の策定・実施の責務が規定されました。これを受け、2002(平成14)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国基本計画」という。)が策定され、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発に関する施策の総合的、計画的な推進が図られることとなりました。国基本計画は、2011(平成23)年に、北朝鮮当局による拉致問題等を追加する一部改定が行われています。

3 本県における取組

国において1997(平成9)年に策定された「『国連人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」で、地方公共団体の取組が重要であることが強調されたことや、県内でも様々な分野における人権意識の高まりや個々の人権問題の解決を目指す市民レベルの活動が見られるようになったことを受け、1998(平成10)年に県議会において「人権宣言に関

する決議」が可決されました。

県では、これらを踏まえ1999(平成11)年に、「『人権教育のための国連10年』に関する鹿児島県行動計画」を策定し、学校、地域社会、家庭、企業などあらゆる場を通じた人権教育・啓発の取組を進めました。

この計画の期限である2004(平成16)年には、人

権教育・啓発施策を、継続的・長期的に推進するため、人権教育・啓発推進法に基づき、国内外の人権を巡る状況等を踏まえて、人権教育・啓発に関する施策を総合的・効果的に推進するための基本計画を策定しました。これに併せて、庁内に副知事を本部長とする「人権教育・啓発施策推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながら、様々な施策に取り組んできました。2011(平成23)年には、「北朝鮮当局による拉致問題等」を人権問題に追加する一部改定を行ったところです。

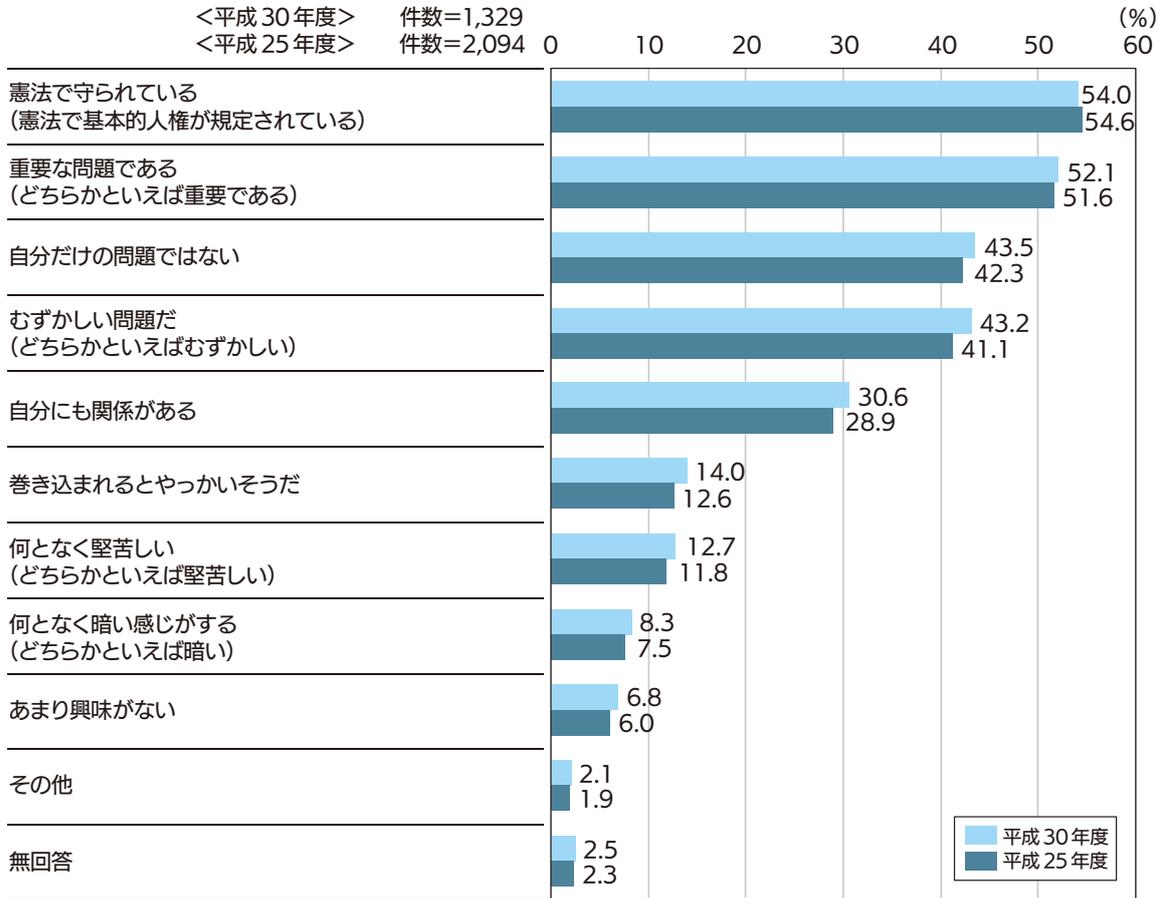
なお、県民の人権に関する意識の状況や変化等から、県の施策の成果と課題を検証し、その結果を基本計画の策定や改定に反映させるために、意識調査を2003(平成15)年、2013(平成25)年、2018(平成30)年に実施しています。

2018(平成30)年に実施した意識調査では、人権に対する印象や感想について、「憲法で守られている(憲法で基本的人権が規定されている)」「重要な問題である」と回答した人はともに前回調査同様約5割にとどまり、「自分にも関係がある」と回答した人の割合は前回調査からわずかに上昇したものの、約3割にとどまりました。また、「基本的人権が尊重されている社会だと思う」人の割合は3割強で、前回調査から低下しており、人権問題への対策は引き続き求められていることが明らかになりました。

なお、県内市町村に対して「人権教育・啓発基本計画」の策定を働きかけてきたところ、2020(令和2)年3月末現在で41市町村が策定しています。

図表-1 「人権」に対する印象や感想

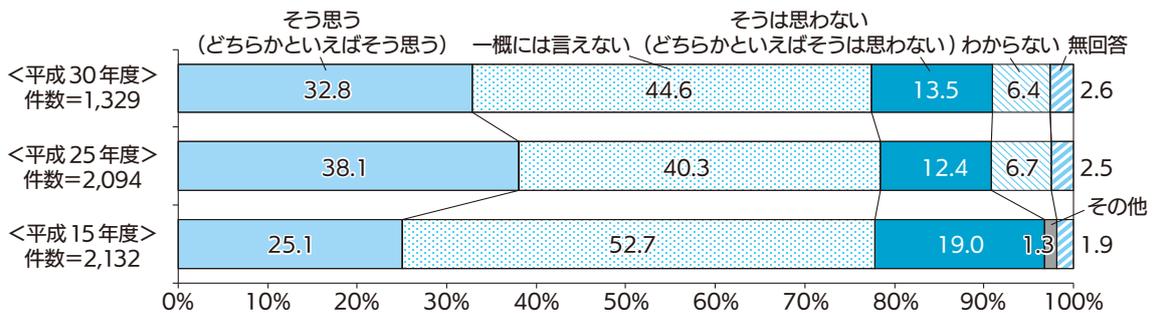
●あなたは、「人権」について、日常生活を過ごす中でどのような印象や感想をお持ちですか。
(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

図表-2 基本的人権の尊重

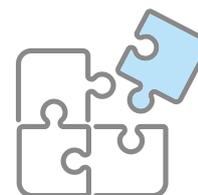
●今の日本は、基本的人権が尊重されている社会だと思いますか。



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

第3章

計画の基本的な考え方



1 人権及び人権教育・啓発とは

(1)人権とは

- すべての人間が生まれながらにして持っている権利
- 人間が人間らしく生きていくための、誰からも侵されない基本的な権利
- 個人として尊重され、安全で安心して生活を送るために欠くことのできない権利
- 人権の尊重は人類普遍の原理であり、基本的人権の尊重は、日本国憲法の基本理念の一つとしてすべての国民に保証されたもの

日本国憲法が保障する基本的人権

総論的規定	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的人権の享有及びその永久不可侵性(第11条) ●自由・権利を保持・利用する責任, 乱用の禁止(第12条) ●個人の尊重(第13条)
平等権	<ul style="list-style-type: none"> ●法の下での平等(第14条) ●家庭生活における個人の尊厳と両性の平等(第24条)
自由権	<ul style="list-style-type: none"> ●精神の自由(思想・良心の自由(第9条), 信教の自由(第20条), 表現の自由(第21条), 学問の自由(第23条)) ●人身の自由(奴隷的拘束及び苦役からの自由(第18条), 法定手続きの保障(第31条), 刑事手続きに関する保障(第33~38条)) ●経済活動の自由(居住・移転・職業選択の自由(第22条), 財産権の不可侵(第29条))
社会権	<ul style="list-style-type: none"> ●生存権(第25条) ●教育を受ける権利(第26条) ●勤労の権利(第27条) ●労働三権の保障(第28条)

(2)人権教育・啓発とは

① 人権教育とは

- 人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動であり、発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるようにすること(人権教育・啓発推進法第2条)
- 人権という普遍的文化を構築するために行うあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取組(国連「人権教育のための世界計画」第3フェーズ行動計画)

② 人権啓発とは

- 人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)(人権教育・啓発推進法第2条)

③ 人権教育・啓発とは

- 基本計画における「人権教育・啓発」は、①の国連計画の定義を使用します。なお、必要に応じて人権教育と人権啓発を使い分けます。

2 計画の基本理念

人権尊重の精神を、あまねく人々の間に普及・定着させ、社会の隅々まで根付かせることにより、すべての人が日常生活のあらゆる場面で人権尊重を当たり前のこととして意識し、その精神のもとに社会に関わり、行動する「人権文化」が息づく社会の実現を目指します。

なお、そのために、行政・教育機関、地域コミュニティ、企業、NPOなど民間団体が連携・協力の下、教育の場や地域、家庭、職場などあらゆる場における人権教育・啓発の推進に積極的に取り組みます。

【基本理念】

一人ひとりの人権が尊重され、人権という普遍的文化(人権文化)が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現

3 計画の目標

性別、国籍、年齢など様々な違いを超えて、すべての人の人権が尊重され、共に認め合い、共に支え合い、共につながり合える、人権文化が息づく「共生社会」の実現を目指します。

【目標】

- 共生の心が根づく鹿児島
- 人権文化の息づく鹿児島

なお、次に掲げる社会づくりを行うことにより、基本理念及び目標の実現を図ります。

【目指す社会】

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが

- 差別や偏見、暴力のない、安心して生きることができる社会

個人の尊厳や多様性が尊重され、誰からも差別や偏見、暴力を受けず、安心して生きることができる社会づくりを行います。

- 個性や能力を発揮できる社会

すべての人は平等であって、性別や年齢、障害の有無などによって差別されず、一人ひとりの多様な個性が尊重され、個性や能力を発揮できる機会が保障される社会づくりを行います。

- 自分らしく生きることができる社会

一人ひとりの生き方や多様な文化・価値観が尊重され、自分の人権を大切にし、それと同じように他の人の人権も大切にでき、誰もが共に生きていく社会づくりを行います。

4 基本方針

基本計画に基づく人権教育・啓発は、次の基本方針に基づき推進します。

(1)一人ひとりの人権が尊重される場(環境)での人権教育・啓発

人権に関する教育や啓発が行われる場として、一人ひとりの人権が尊重されるよう配慮された、安全・安心な場を提供します。

(2)一人ひとりを大切にす人権教育・啓発

自分をかけがえのない大切な存在だと思ひ、自分を大切にすることができ、それと同じように他者も大切にすることができるように、一人ひとりを大切にす取組を行います。その場合、自分と他者のかけがえのない生命(いのち)をいとおしめ、自らが多くの生命によって生かされていることに応えようとする心を育む学びが重要になります。

(3)一人ひとりの「生きる力」や可能性を伸ばす人権教育・啓発

自分らしく生きていくための態度や技能を身につけ、自己決定や自己実現が尊重される社会の実現に向けて将来を切り開いていく力を伸ばすような取組を行います。

(4)共生社会の実現を目指す人権教育・啓発

一人ひとりの人権が尊重されるための基盤として、個性や価値観の違いを認め合い、誰もが、つながり合い、支え合う共生社会の実現に向けた取組を行います。

(5)人権を生涯を通じた学習課題とする人権教育・啓発

誰もが生涯の各ステージで人権について学ぶ機会の充実に取り組みます。

(6)人権の学びと実践が循環する人権教育・啓発

主体的に人権について学び、知的理解を深めるとともに、自分や他者の人権を守ろうとする意識、意欲・態度を育み、人権のために行動する「学びと実践の循環」が起きるような取組を行います。

(7)人権を「我が事」として考える人権教育・啓発

一人ひとりが、人権は自分自身の生活に深くかかわる自らの課題であるという認識に立ち、身近な人権問題について関心を深め、解決に向けて実践できる態度と技能を身につけることができるように取組を行います。その場合、伝統や文化、慣習、風習も、人権尊重の視点でとらえ直すことも重要となります。

(8)国際社会の一員としての人権教育・啓発

人権に関する国際的な動向に関心を高め、世界各国で起きている人権問題は、自分の身近な人権問題と関係があることを認識し、国際社会の一員として、国際的な人権問題の解決に役割を果たしていけるように取組を行います。

5 計画の性格

この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、人権に関する個別法、国基本計画及び県の人権に関する個別条例に基づき、今後の中・長期的な人権施策の基本的な方向を明らかにするものであり、県の様々な施策は、この基本計画を尊重して推進します。

【性格】

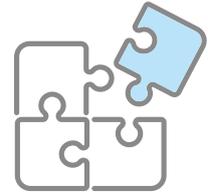
- 人権をめぐる現状及び課題を明らかにするものであること。
- 人権への正しい理解と人権をめぐる問題の解決に資する人権教育・啓発施策の基本方向を示すものであること。

6 計画期間

特に定めず、社会情勢の変化等により、必要に応じて見直し(改定)を行います。

第4章

人権教育・啓発の推進方策



1 人権尊重の視点に立った行政の推進

「福祉」、「健康」、「くらしの安全・安心」、「環境」の分野をはじめすべての県の施策や事業、取組は、人権尊重の視点を立てて行うことが必要であり、その確かな視点に基づき、人権を行政における最優先の考慮事項とする「人権の主流化」を推進します。

2 あらゆる場における人権教育・啓発の推進

人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のためには、子どもから大人まであらゆる年齢層に対する人権教育・啓発を行うことが重要です。

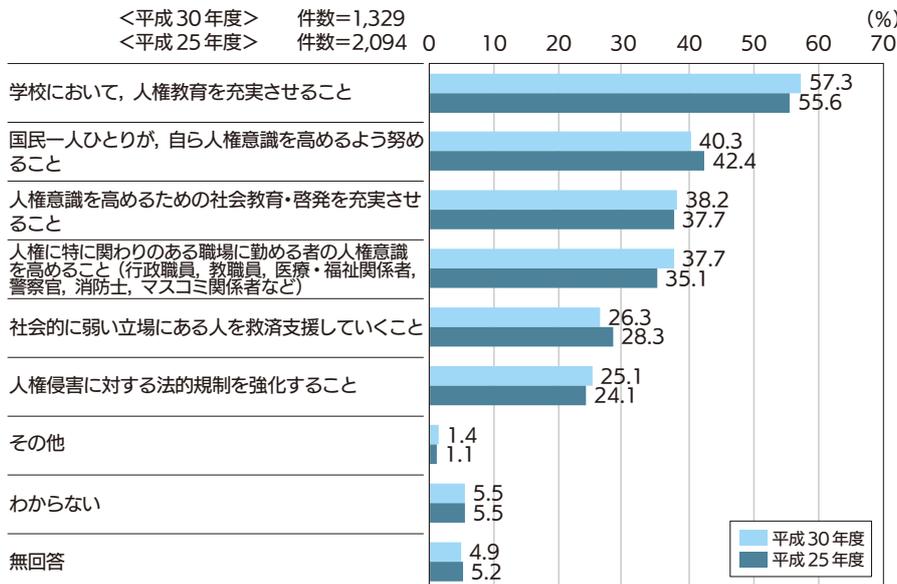
このため、学校、地域社会、家庭、職場等のあらゆる場や機会において、従来の知的習得型学習から、人権に関する知識を態度や技能、行動に結びつける体験的参加型学習へと人権教育・啓発の重点を移し、地域社会において人権教育を推進する指導者の育成や資質の向上を図りながら、県民の人権意識の高揚に取り組みます。

【教育・啓発により身につけるもの】

- ▶ 人間形成の基礎となる情操や思いやりの心
- ▶ 人権についての基礎的知識(憲法やその他人権関連の法令、人権問題の歴史・背景等に関する知識など)
- ▶ 人間の尊厳や自他の人権、多様性を尊重する態度
- ▶ コミュニケーション能力、合理的・論理的・分析的に思考する技能
- ▶ 身の回りの差別を見逃さず、協力的・建設的に問題解決する技能 など

図表-3 人権が尊重される社会を実現するために必要なこと

●あなたは、人権が尊重される社会を実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園等

① 現状

- ・ 乳幼児期においては、人権感覚の源になる自尊感情を育むために、子ども自身が大切にされているということを体感できるような関わりを積み重ねていくことが重要です。そのため、子ども一人ひとりの特性に応じた学習の機会や内容の充実、子ども一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行う就学前保育・教育を促進しています。
- ・ 保育所、幼稚園及び認定こども園(以下「保育所等」という。)においては、それぞれ、保育所保育指針、幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性をもった子どもの育成に取り組んでいます。

② 課題

- ・ 保育所等における暴言・暴力等をはじめ、子どもの人権を侵害する行為や事件・事故の発生を防止する。
- ・ 乳幼児は、自己主張や被害を訴えたり、誰

かに助けを求めたりすることができないことを踏まえ、被害の深刻化・潜在化の防止を図る。

③ 施策の基本方向

ア 子どもの心身の発達の支援

- ・ 一人ひとりの子どもの家庭環境や生活状況及びその背景を把握・理解した上で、一人ひとりに応じて人権尊重の精神を育む基礎となる心身の発達を支援します。

イ 子どもの養育に不安を抱える家庭への支援

- ・ 学校や関係機関・団体と連携して、養育環境や養育能力に不安を抱える家庭を支援します。

ウ 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境の提供

- ・ 子どもの人権に配慮した施設の運営や環境整備を推進します。

エ 保育士・幼稚園教諭の研修の充実

- ・ 保育士や幼稚園教諭等が、人権に関する理解を深め、それに基づく保育や教育の実践を行うための研修等を行います。

(2) 学 校

① 現状

- ・ 「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」では、学校における人権教育の目標を「一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動に繋がるようにすること」としています。学校においては、この目標を達成するために、あらゆる教育活動を通して、児童生徒の発達段階に即した人権尊重の精神を育む教育を推進しています。
- ・ 児童の権利に関する条約や学校教育法、学習指導要領に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで人権教育を行っています。
- ・ 社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡

る人権上の課題が多様化・複雑化しています。

- ・ 学校の集団の中で、自分を表現したり他者を受け入れたりすることができないなどの様々な悩みや不安、生きづらさを抱えている子どもがいます。

② 課題

- ・ 児童生徒の人権及び様々な人権問題に関する正しい理解を深めるとともに、自尊感情・自己肯定感を育む。
- ・ 自分の大切さとともに他の人の大切さも認める人権感覚を育む。
- ・ 差別的発言やインターネット上の差別的書き込み、いじめなどの児童生徒間で起きる問題及び不登校問題の解消を図る。
- ・ インターネットをはじめ各種媒体からの人権侵害につながる、あるいは差別を助長する有害な情報に対するリテラシー教育を行う。
- ・ 児童生徒の教育権や生存権を侵害するおそ

れがある家庭の貧困や虐待等に対応する。

- 性の多様性(性的指向・性自認)に関する児童生徒及び教職員の正しい理解の習得を図る。
- 不登校や差別・偏見により生きづらさを抱える児童生徒に対応する。
- 児童生徒からの教師に対する人権侵害行為に対応する。
- 教職員自身がより一層の人権尊重の理念を理解し、体得する。
- 体罰・暴言等による教職員から子どもに対する人権侵害行為を防止する。

③ 施策の基本方向

ア 小・中・高等学校における教育の推進

(ア) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供

- 教科等指導、生徒指導、学習指導など学校におけるすべての教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの人権が尊重され、安心して学ぶことができる環境づくりを推進します。
- 人権に配慮した施設等の環境整備を学校や地域の実状に応じて行います。
- 人権侵害事案に対する厳正な対応と再発防止を図ります。
- 人権侵害を受けた児童生徒等の精神的ケアのために、スクールカウンセラー等による相談対応・支援を充実します。
- 教職員の人権も尊重される学校運営を促進します。
- 児童生徒の性的指向や性自認に配慮した対応を行います。

(イ) 人権についての教育の充実

- 同和問題(部落差別)や女性、障害者、外国人等に関する個別の人権問題について理解を深める教育を行います。
- 児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通じて人権意識を高める教育を推進します。
- 校長のリーダーシップの下、人権教育担当を中心に、スクールカウンセラー等との連携を図りながら、全職員による人権教育の推進体制を確立します。
- 人権に関する指導資料の活用を図ると

ともに、情報収集や調査研究等による効果的な教材を開発します。

- 研究指定校等による人権教育の実践研究の成果を各学校等に普及・展開します。

(ウ) 人権を尊重した教育活動の展開

- 児童生徒の状況や地域の実情等に応じた教育課程の編成を行い、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を図るとともに、自立と自己実現に向けた学力向上や進路選択を支援します。
- 人権への理解の基礎となる社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や職場体験活動、自然や芸術文化の体験活動、高齢者や障害者、幼児等との交流など、多様な教育活動の充実を図ります。
- 情報社会で人権尊重の視点を踏まえた適切な活動を行うために、各教科等の学習や生徒指導をとおして、情報モラルやリテラシーの教育の充実を図ります。

(エ) 家庭や地域との連携

- PTAや子ども会、自治会、公民館等の活動と連携した教育・啓発を推進します。

(オ) 教職員研修の充実

- 事例に基づく研修を含め、人権に関する様々な課題に応じた計画的・体系的な研修の充実を図り、教職員の資質向上に取り組みます。
- 人権尊重の理念について正しく理解する教職員の採用など、人材の確保を図ります。

(カ) 私立の小・中・高等学校における人権教育・啓発への支援

- 私立の小・中・高等学校に対して、人権教育・啓発が行われるよう要請します。

イ 大学、専修学校等における教育の促進

(ア) 人権についての教育の充実

- 人権教育に資する学習機会や資料等情報の提供を行い、人権教育の積極的な取組を支援します。特に、教員をはじめ人権に関わりの深い特定職業従事者の養成課程における人権教育の充実を要請します。

(イ) 人権に配慮した学校運営と教育環境の提供

- 受験者や学生の性別等で異なる取扱いを行わない学校運営を要請します。

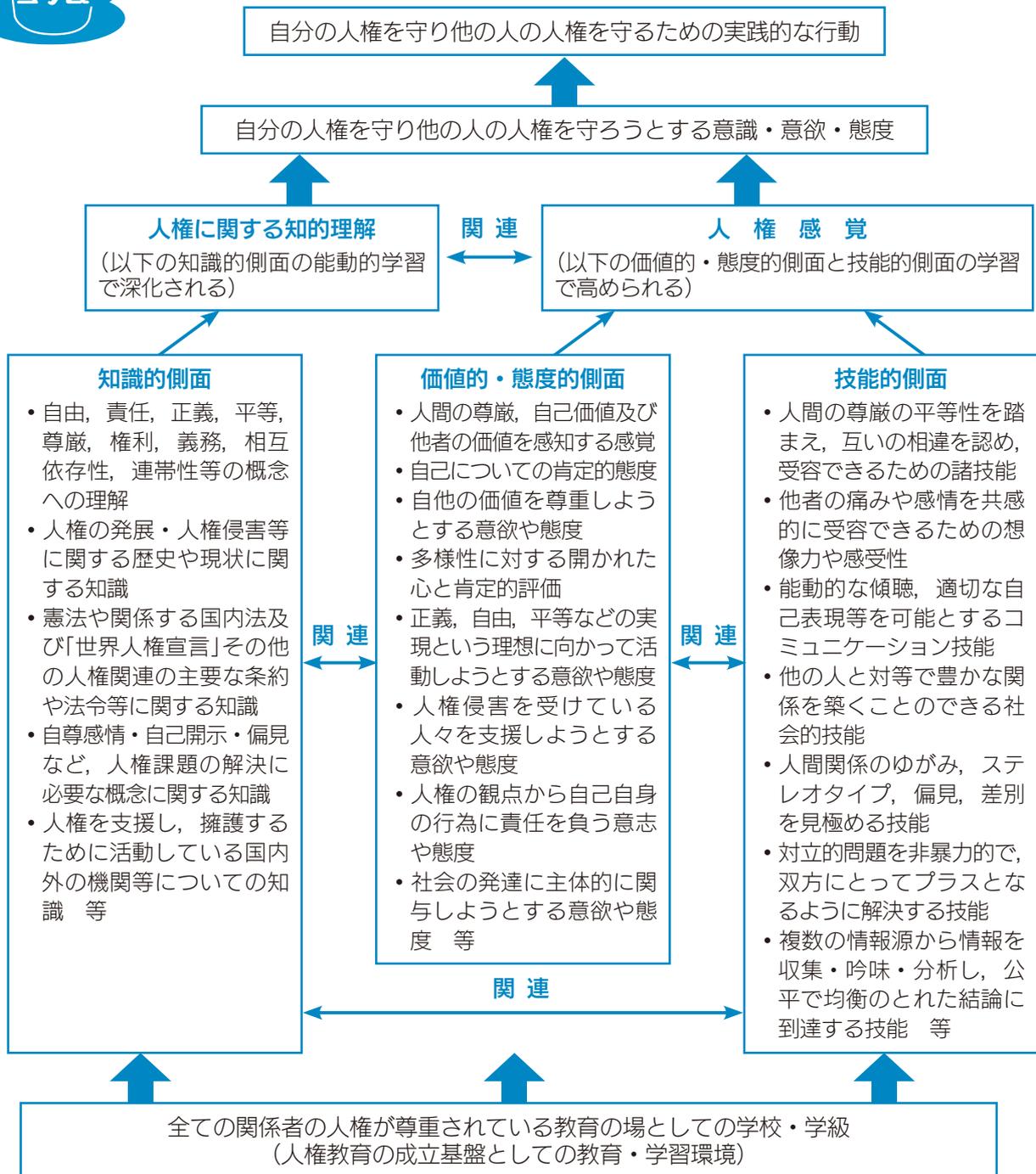
- 学内におけるアカデミック・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント(以下、「セクハラ」という。)等の防止と被害者への適切な対応を要請します。
- デートDVや性暴力等の加害者にならない教育・啓発と被害者への適切な対応を要請します。

(ウ) 人権に関する研究や人権の視点を立てた各専門分野の教育・研究の促進

- 人権教育・啓発に資する学術研究及び人権の視点を立てた各学問分野の教育・学術研究を促進します。



人権教育を通じて育てたい資質・能力



資料：文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

(3)地域社会

① 現状

- 地域社会には、主に次のような場としての役割があります。
 - ▶人々が助け合い、支え合い、つながりを持って共に生活する場
 - ▶様々な人々との交流を通じて、責任感や協調性、人権意識を高め、社会の一員としての自立を促す場
 - ▶子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待等を実感し、安心できる環境で様々な経験を通して、自信や誇り、責任感を育む場
- 住民同士の連帯意識やつながりが希薄化し、孤立して、生活上の必要な支援が届いていない人がいます。
- 地域社会には様々な人権問題が存在し、社会状況の変化や地域の変容等により、これまで潜在化していた問題が顕在化したり、新たな問題も生じたりしています。
- 自治会等の地域コミュニティやNPO等の各種団体は、住民同士の繋がりを維持・再生するなど地域課題を解決するため、地域住民が参加する多様な活動を実践しています。
- その中には、子育て中の親や子ども、高齢者等の孤立防止や、生活に困窮している家庭や子どもの支援、子どもに対する食育等を目的として、地域サロンや地域食堂、子ども食堂等の誰にとっても居場所や出番をつくる交流活動等もあります。

② 課題

- 地域社会において人権尊重の精神に基づく態度や行動を身に付けるため、人権学習の機会を増やす。
- 地域社会において、人権学習を担う人材の育成と人権学習の教材の整備を行い、体験活動等を含む多様な学習機会を提供する。
- すべての人が、差別や偏見により人権を侵害されることなく、尊厳を保障され、安全・安心な生活を送ることができる地域社会を実現する。
- 虐待やDVなどの暴力の被害者、その他生活上の困難を抱える住民が孤立することなく、必要な支援につながり、日常的に見守られる地域社会を実現する。

③ 施策の基本方向

ア 人権学習の充実

(ア) 学習機会の提供

- 公民館等の社会教育施設や地区集会所、隣保館等において、人権及び人権問題についての理解を深めるための多様な学習機会が提供されるよう支援します。

(イ) 学習教材の作成・整備

- 世代や団体等の対象に応じて人権学習の内容を充実するため、教材の作成・整備や参加型学習プログラムの普及等に取り組みます。

(ウ) 多様な体験活動の実施

- 学校や福祉・環境分野等の機関・団体とも連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動等をはじめ、多様な体験活動の機会の提供を支援します。

イ 人権問題の解決に向けた取組

(ア) 人権問題及びその背景にある地域課題の解決

- 住民自らが、地域が抱える人権問題やその背景にある地域課題を認識し、その解決に向けて取り組むことを支援します。

(イ) 人権を侵害されている住民の支援・見守り

- 家庭内で虐待やDVを受けている人、その他差別や偏見等により生活上の困難を抱えている人を、民生委員・児童委員や人権擁護委員をはじめ住民が早期に発見し、相談支援機関につなぐとともに、日常的な見守りを行うことを支援します。

ウ 人権教育に関わる人材の育成

(ア) 人権教育の指導者の育成

- 地域社会において人権教育を担う社会教育関係職員や指導者の資質向上を図るため研修を充実します。

(イ) 地域のリーダー等の育成

- 人権の視点に立った地域活動を実践する民生委員・児童委員、人権擁護委員及び自治会等地域コミュニティやNPO等のリーダーの育成を図るため、研修会の充実を図ります。

エ 市町村や関係機関・団体との連携

- ・ 地域における人権学習の提供や人権問題の解決を支援するに当たって、市町村や民生委員・児童委員、人権擁護委員、自治会等の地域コミュニティ、NPO等地域の多様な主体と連携を図ります。



地域や学校における人権学習で活用できる教材や啓発資料

県では、人権及び人権問題について正しく理解するための教材や啓発資料を作成しています。地域や学校などの様々な学習の機会にご活用ください。

〔主な資料等〕

- ・ 社会教育における人権教育教材『笑顔でつなぐ明日の架け橋』
- ・ 人権教育指導資料『仲間づくり』
- ・ 人権教育研修資料『なくそう差別 築こう明るい社会』
- ・ 人権啓発パンフレット『じんけんハンドブック』
- ・ 同和問題研修資料『同和問題の理解を深めるために』

<問い合わせ先> 県教育庁社会教育課・人権同和教育課／人権同和对策課

※県のホームページにも掲載しています。

(4) 家庭

① 現状

- ・ 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、家庭は子どもの豊かな情操や思いやり、命を大切に作る心、善悪を判断する力、社会性などの人間形成の基礎を育くむ上で、重要な役割を担います。
- ・ 家庭では、個として尊重されることで、自分がかげがえのない存在であることを認識でき、安全・安心を実感できることが必要です。
- ・ 子どもや配偶者、高齢者、障害者への虐待や暴力、子どもの非行・不登校、貧困など、家庭が抱える問題は多様化・複雑化・複合化しています。こうした課題を抱えた家庭では、自ら解決することが困難でありながら、相談機関や周囲に支援を求めることができないことがあります。
- ・ 地域とのつながりが希薄化し、各家庭が抱える問題が見えづらくなっています。子育てや介護について、悩みを共有したり、相談に乗ってもらったり、手助けしてもらったりする機会が減少し、各家庭が孤立する状況も生じています。

- ・ 育児や介護の悩み、孤立が、家族に対する暴力や虐待の背景にあることもあります。
- ・ 課題を抱えた家庭の教育力の低下が、子どもの社会性や自立心の育成を妨げているという現状もあります。

② 課題

- ・ 家庭における人権意識の涵養を図るために学習機会を確保する。
- ・ 子育てや介護をはじめ生活の支援を必要に応じて受けられる体制や地域との交流の機会を確保する。

③ 施策の基本方向

ア 人権学習の機会の提供・充実

- ・ 家庭教育の担い手である保護者に対して、人権について学習する機会や関係する情報を提供するとともに、その充実を図ります。

イ 地域との交流の支援

- ・ 子育てや介護の悩みを共有できるネットワークづくりなど地域とのつながりがもて

る場づくりを支援します。

ウ 相談機能・体制の充実

- 子育ての相談支援や要保護児童の保護、児童虐待の対応を行う児童相談所の相談体制の充実を図ります。
- 家庭教育等の総合的な相談機関である総

(5)企業・職場

① 現状

- 企業は、経済活動や生産・提供する製品・サービス等を通じて生活に利便性や快適性をもたらすとともに、就業の場や機会を提供するなど、社会において広範な影響力を持ち、重要な役割を担っています。
- 企業や職場が、その活動において常に人権に配慮し、人権問題の解決に向けた取組を行うことによる社会的影響力は大きく、企業の価値にも深く関わります。
- 女性や子ども、高齢者、障害者、性的少数者その他多様な人々が利用することへの配慮に欠けている施設や製品、サービスが存在し、特定の人々に対する偏見・差別を助長するおそれのある広告や情報が流布されることもあります。
- 人権への配慮、ダイバーシティ、インクルージョン、バリアフリーなどへの社会的関心が高まっており、それらを企業の経済活動に反映させるとともに、多様な人材の活用を進める必要があります。
- コンプライアンスや情報公開に関する社会的要請が高まっています。

② 課題

- 企業の社会的責任(CSR)や社会的責任投資(SRI)への対応を促進する。

合教育相談センターの相談機能の充実を図ります。

- 各専門機関と学校や市町村、民生委員・児童委員その他教育・福祉関係機関との連携を強化し、相談対応・支援の充実を図ります。

- 企業の経営者をはじめ社員・従業員全員の人権に関する理解の深化と人権に配慮した企業活動を促進する。
- 人権を尊重した経済活動が企業の社会的信頼や価値を高め、発展につながるという認識の浸透を図る。

③ 施策の基本の方向

ア 人権の視点を踏まえた企業活動の促進

- 人権の視点を踏まえた企業活動を促進するとともに、それに対して適正な社会的評価が与えられることを支援します。
- 企業・職場が人権意識の深化を図るために実施する研修等に、研修講師の派遣や情報提供等の支援を行います。
- 企業における入手・把握した個人情報の適正な管理を促進します。

イ 人権の視点を踏まえた人事管理の促進

- 社員等人材の採用・教育・登用に当たり、差別や偏見のない公正性の確保を促進します。
- 多様な人が安全に安心して働くための雇用・労働条件、労働安全衛生等の就労環境の整備を促進します。
- 企業内及び関係先との間のセクハラ、パワー・ハラスメントなどハラスメントの防止対策と相談体制の充実を促進します。

3 特定職業従事者に対する研修等の推進

一人ひとりの人権が尊重される社会の実現のためには、あらゆる人の人権意識の醸成が必要であり、とりわけ、日頃から人権にかかわりの深い仕事に従事している行政職員、教職員、警察職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者及びマスメディア関係者は、人権問題を取り巻く時代の変化を踏まえつつ、人権意識の涵養を図ることが重要です。

そのため、各職場や関係機関等において実施される研修の一層の充実をはじめ、自主的取組を支援します。

(1)行政職員

行政職員は、全体の奉仕者として住民の福祉の向上を図る上で、人権に配慮する義務があります。

県職員については、公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センターが実施する新規採用職員から管理職までの職階に応じた人権研修及び地域別に全職員を対象に実施している人権同和問題研修会の内容の更なる充実を図ります。加えて、それぞれの職域において人権の視点を立てた業務を遂行するため、職場研修を充実します。

また、県職員が、地域社会の一員としても、同和問題(部落差別)をはじめ様々な人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができるよう、その育成に取り組みます。

一方、市町村職員は、住民にとって最も身近な行政機関の一員として、住民の福祉の向上に直接関わっていることから、市町村が行う職員の人権意識の高揚を目的とした各種研修等の取組に対し、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等の支援を行います。

(2)教職員

教職員は、子どもの人格形成や人権意識の醸成に極めて重要な役割を担っています。

そのため、人権に対する正しい理解と人権尊重について高い認識を持つ教職員を育成する研修を、新規採用職員から管理職までの職階に応じて実施し、全教育活動を通して、人権尊重の精神を基盤とした学校づくりを推進します。

(3)警察職員

警察職員は、公共の安全を確保し、社会秩序を維持する業務に従事していることから、人権問題に関わる機会が多く、すべての警察職員には豊かな人権感覚を身につけ、人権を尊重した公正で誠実な職務を遂行することが求められています。

そのため、職場や警察学校において、人権について理解を深め、適切な実践を可能にする研修や授業、訓練等を実施し、事件・事故の被害者はもとより、すべての関係者の人権に配慮した職務を行います。

(4)消防職員

消防職員は、住民の生命・身体の安全を守り、財産を保全する役割を担い、その職務は、県民生活と密接に関わっていることから、高い人権意識をもって任務を遂行することが求められています。

そのため、消防学校における人権研修の充実を図るとともに、市町村等における消防職員に対する人権研修の充実を支援します。

(5)医療・保健関係者

医療・保健関係者は、住民の病気の治療・回復や健康の維持・増進を図るための業務に従事していることから、虐待やDVなど暴力の被害者や貧困等による生活困窮者を発見する可能性が高く、関係法令に基づく対応や適切な情報提供が求められます。また、患者やその家族のインフォームド・コンセントやプライバシーへの配慮、病歴等の診療情報をはじめ把握した個人情報の保護に努めるなど、患者やその家族の人権の尊重に根ざした行動が求められます。

そのため、病院等において、医療・保健関係者の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

(6)福祉関係者

子どもや高齢者、障害者等と接するソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、保育士や介護士等の社会福祉施設職員、その他福祉関係者は、住民にとって身近な相談相手であり、虐待やDVな

どの暴力や貧困等により生活上の困難を抱える人の相談を受けたり、発見したりすることがあることから、個人のプライバシーの保護や人権の尊重に対する深い理解と配慮に基づく支援が求められます。

そのため、人権に関する研修の実施などにより、福祉関係者の人権意識の高揚を図るとともに、社会福祉施設等において、職員の人権意識の高揚に向けた積極的な取組が行われるよう、必要な情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

(7) マスメディア関係者

新聞やテレビ、ラジオなどのマスメディアが発

信する情報は、生活と密接に関わることから、県民の人権意識に大きな影響力をもっています。平成30年度に実施した意識調査では、効果的な人権啓発の手段として、「ラジオ・テレビの活用」と回答した人が最も多かったことから、マスメディアの人権教育・啓発に果たす役割は期待されています。

ただし、その報道内容によっては、個人の名誉やプライバシーを侵害し、差別や偏見を助長するおそれがあることから、人権に常に配慮することが求められており、人権に関する自主的な取組が行われてきているところです。要請に応じて、情報や教材の提供、研修講師の派遣等を行います。

4 人材育成

人権の尊重される社会は、県民一人ひとりが人権について「我が事」として考え、判断し、実践することによって実現に向かうことから、人権教育・啓発は、県民の日常生活に身近なところから進める必要があります。

そのため、自治会等の地域コミュニティのリーダー等を対象に、地域活動の一環として、住民の人権意識の醸成と人権問題の解決に向けた実践に取り組むために必要な研修等を実施するとともに、参考となる情報の提供等を行います。

また、人権に配慮した企業活動や職場の人権問題の解決等を推進するため、各分野の施策において実

施される各種研修等を通じて、職場の研修指導者等を育成します。

なお、これらの研修等では、参加者が主体的に参加し、人権に関する知的理解を深めるだけでなく、姿勢や行動に表れるような人権感覚を身につけることができる学習プログラムを実施するとともに、その普及を図ります。

さらに、このような取組により育成された人材が、人権教育・啓発の担い手として、地域や職場で学んだことを広めたり、得られた情報を共有できるように支援します。

5 総合的・効果的な手法の充実

(1) 人権教育の教材・プログラム・学習方法の開発・整備・充実

人権教育を推進するためには、効果的な学習教材やプログラム等が必要です。今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえて、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた効果的な学習教材やプログラム等の開発に取り組みます。

また、人権感覚を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法(ワークショップや体験研修など)を積極的に取り入れ、県民にとって身近な問題として親和性が高い内容となるように工夫します。

(2) 人権啓発の内容・方法・情報提供の充実

人権啓発については、対象となる県民の世代や関心度、あるいは理解度に配慮し、身近な問題を題材に取り上げるなどにより、対象者が理解しやすく、また、興味や関心を持てるものとするとともに、人権問題を「我が事」として受け止め、その解決に向けた行動に結びつくように効果的な内容や方法の充実を図ります。

また、人権に関する啓発や情報提供に当たっては、広く県民が触れたり、アクセスできたりするように、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々なメディアを積極的に活用します。

さらに、人権同和問題啓発強調月間(8月)及び人権週間(12月4日～10日)に集中的かつ重点的な啓発活動を行うほか、啓発イベントの開催や各種イベントに合わせた啓発等により、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。

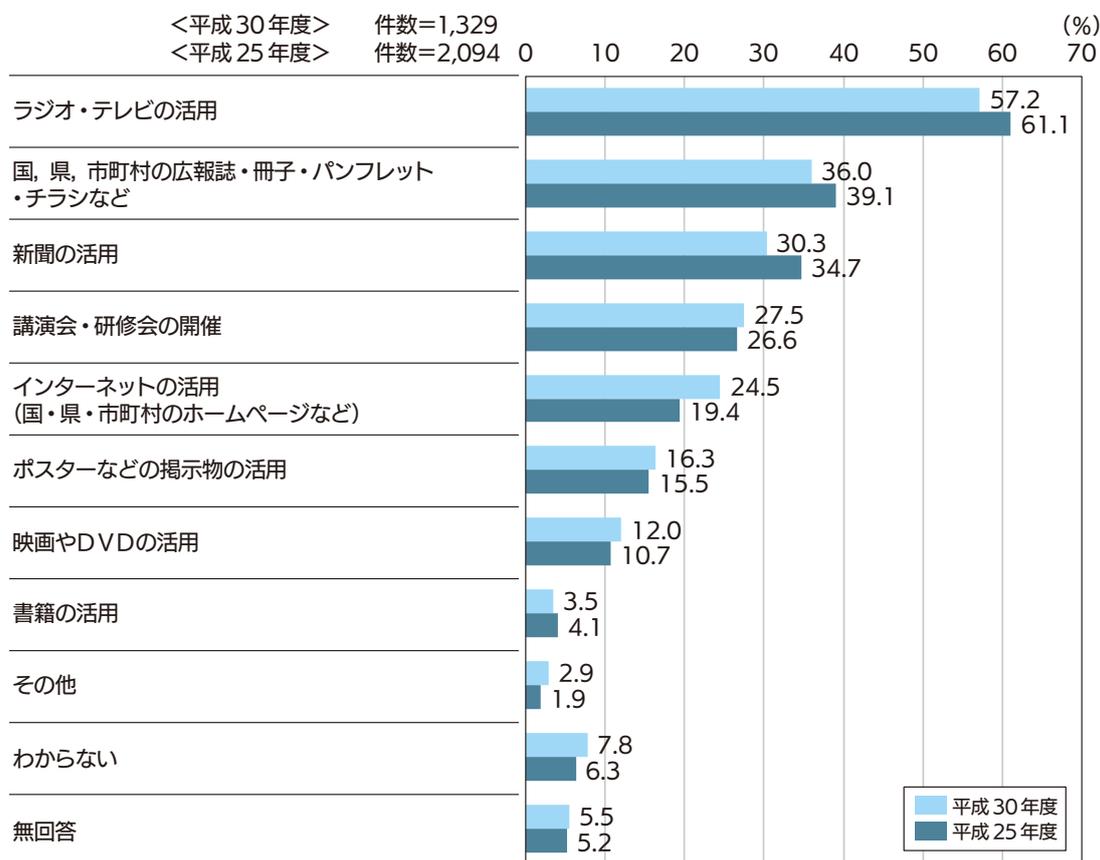
人権教育・啓発に当たっては、普遍的な視点からのアプローチと、個別・具体の人権課題を通じた個別的な視点からのアプローチを関連させながら、人権に関する知識や理解を深め、課題解決に向けた実践的な態度を培うことが求められます。

なお、例えば、女性であるだけでなく、子どもや障害者、外国人等であるため、二重、三重の差別を受け、平等な機会を制限されたり、不利益を被ったりする立場にある女性にとって、性別(ジェンダー)に起因する課題だけ見ていては、抱える問題が解決できないことがあります。

そのため、個別の人権課題をテーマに人権教育・啓発を行う場合は、複合差別あるいは差別の交差性の観点も踏まえることが必要です。

図表-4 人権啓発に有効な広報啓発手段

●あなたは、どのような手段による広報啓発が役立つと思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査



多様な主体と協働した人権啓発

県では、様々な人権啓発活動を展開しています。人権や人権問題についての正しい理解を普及するため、広く県民を対象に「人権同和問題県民のつどい」や「人権フェスタ」を開催するほか、小学校等で花を育てることを通じて、子ども達が命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を育む「人権の花運動」や、児童・生徒等を対象とした「人権に関するポスターコンクール」を実施しています。

また、鹿児島ユナイテッドFC（サッカー）と鹿児島レブナイズ（バスケットボール）とともに、「じんけんスポーツ教室」やホームゲームでの人権啓発によって、親子が一緒に人権について学ぶ取組も行っています。

さらに、鹿児島県車椅子バスケットボール連盟とは、車椅子バスケットボール競技を通じて障害のある人と交流し、体験的に人権を学ぶことができる取組を行うとともに、自助グループ「レインボーポート向日葵」とは、性的指向・性自認についての理解を深めるための講座を協働で実施しています。

第5章

人権課題別の人権教育・啓発の推進方策



人権教育・啓発には、人権の普遍性の視点からのアプローチと、具体の人権課題を通じた個別的な視点からのアプローチを関連させながら、人権に関する知識や理解を深め、課題解決に向けた実践的な態度を培うことが求められます。例えば、女性は、子どもである、障害者である、外国人等であるということが交差する相互作用により、二重、三重の差別を受け、平等な機会を制限されたり、不利益を被ったりする立場にあり、性別(ジェンダー)に起因する課題だけ見ていく個別的アプローチでは、複合的に抱える問題が解決できないことがあります。

そのため、個別の人権課題をテーマに人権教育・啓発を行う場合には、差別の交差性を踏まえる複合差別の観点が必要です。

1 女性

(1)現状

日本国憲法が保障する政治的、経済的又は社会的関係における性別にかかわらずの法の下での平等(第14条)や家族関係における男女平等(第24条)を実現し、男女がともに個性や能力を発揮できる社会を形成するため、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」が成立しました。県においても、2001(平成13)年に「男女共同参画推進条例」を制定し、「男女共同参画基本計画」(3次計画:2018~2023年)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開してきました。

しかしながら、「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」によると、「社会通念、慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭」「職場」「地域社会」の中で約5割の人が、「男性の方が優遇されている」と感じています。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方については、否定する割合が肯定する割合をこれまでの意識調査で初めて上回り、意識の変化は見られるものの、依然として肯定する割合は高く、男女の地位の不平等感や固定的性別役割分担意識が根強い状況にあります。メディアから発信される情報も、固定的性別役割分担意識や女性に対する差別・偏見に基づく表現が見受けられます。

また、労働分野では、「男女共同参画社会基本法」を踏まえ、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法)や「女性の職業生活における活躍の推進

に関する法律」(女性活躍推進法)など多くの個別法が整備されましたが、就労機会や雇用形態、賃金、登用等に性別による事実上の格差は存在しています。育児や介護等生活と仕事の両立支援が家庭や職場で整わなかったり、職場においてセクハラやマタニティ・ハラスメント(以下、「マタハラ」という。)が存在したりすることで、女性は就労継続の困難に直面することがあります。これらが背景となって、女性は経済的困窮に陥るリスクが高くなっています。

一方、政治分野では、国会議員や地方議員における女性の割合が低いことから、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が2018(平成30)年に成立したものの、女性の参画は進んでいない状況です。

このような実態を反映し、世界経済フォーラムが公表している経済参画、教育、健康、及び政治参画の4分野のデータで構成される男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数は、我が国の場合、2019(令和元)年で153カ国中121位にとどまっており、特に政治・経済参画分野の値が低くなっています。

さらに、DVやストーカー行為、性犯罪は重大な人権侵害であり、被害者のほとんどが女性です。その背景には、男女の経済力や社会的地位の格差、固定的性別役割分担意識、女性に対する差別意識等があります。県においては、「配偶者から

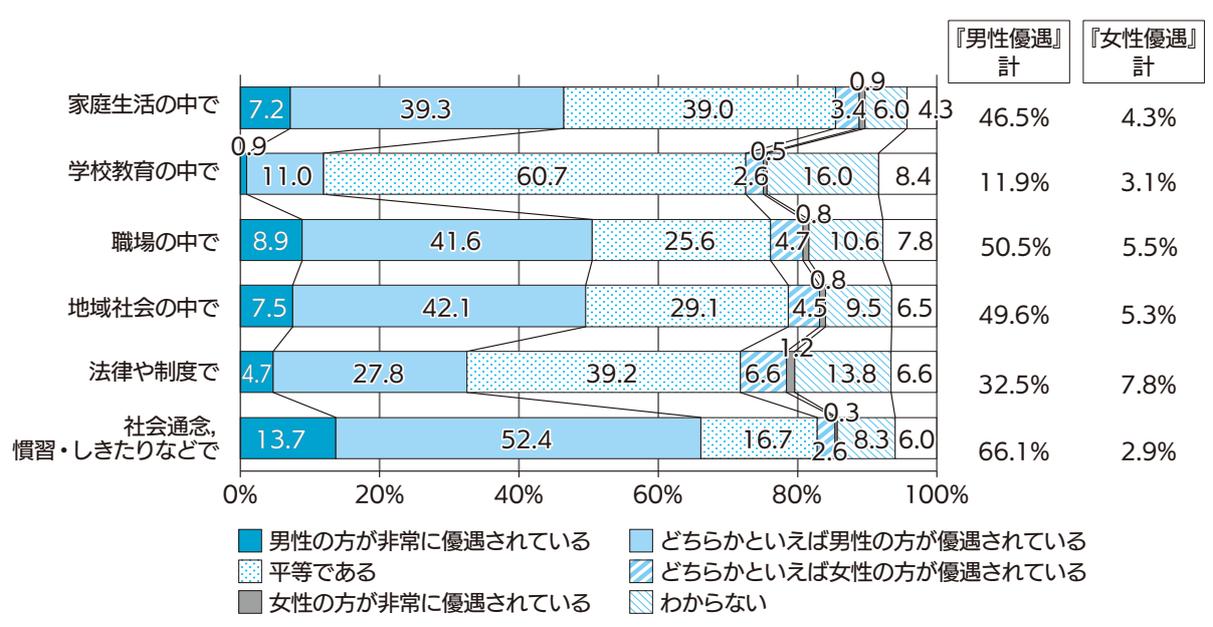
の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)及び同法に基づき策定された「県配偶者等暴力防止計画」をはじめ各法律等に基づき、暴力防止と被害者支援の取組を進めています。2018(平成30)年度の配偶者暴力相談支援センターにおけるDVの相談件数は1,507件、同年の警察のストーカー事案の認知数は406件であり、近年、増加傾向にあります。なお、これら相談等につながる被害は一部であり、2016(平成28)年度に実施した男女共同参画に関する県民意識調査によると、DVを受けた経験のある女性の4割は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しているなど、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。最近では、これまで潜在化していたセクハラや性被害、性差別を告発する「#MeToo」運動が世界的に広がり、国内でも「#MeToo」をはじめ「フラワーデモ」や「#KuToo」など女性差別に声を上げる社会的ムーブメントが起きています。

また、2015(平成27)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で

は、その前文において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」と、人権とジェンダーの視点が明確に示されており、「女性に対する差別、暴力、有害な慣行に終止符を打ち、介護や家事などの無償労働を認識・評価し、意思決定における参加とリーダーシップの機会を確保し、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを保証する」ことをSDGsの目標の一つに掲げています。

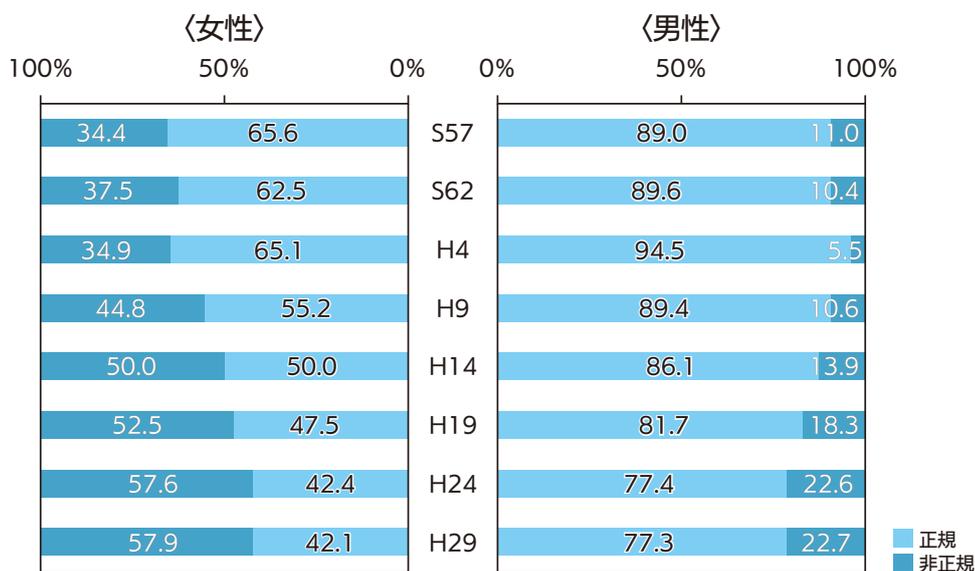
なお、固定的性別役割分担意識が根強い社会にあって、男性に比べると、女性の方が性別に起因する差別や暴力などによる人権侵害を受けることが圧倒的に多いことから、「女性」を個別の人権課題として取り上げています。しかし、男性も男性であるがゆえの生きづらさや困難を抱えることがあり、そのことにも人権の視点で理解を深め、性別に起因する人権問題の社会的解決を図っていくことが重要です。

図表-5 男女の地位の不平等感[本県]



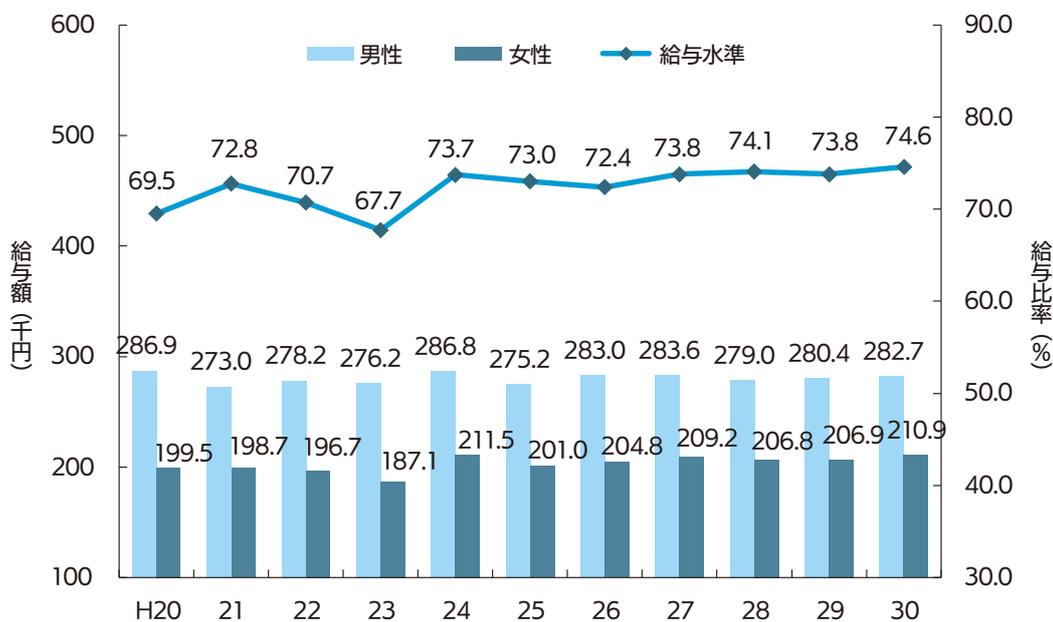
資料：平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査

図表-6 男女の非正規雇用の割合〔本県〕



資料：総務省「就業構造基本調査」

図表-7 男女別平均所定内給与額及び男女間所定内給与格差〔本県〕



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

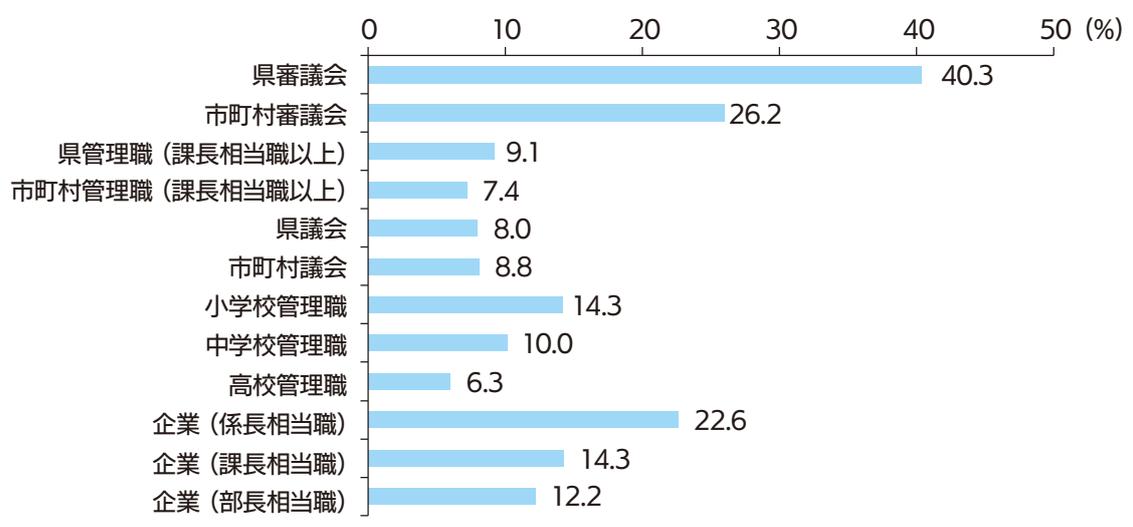
※短時間労働者は除く。

※平均勤続年数(国)：【正社員・正職員】(男)14.2年, (女)10.2年

：【正社員・正社員以外】(男)10.0年, (女)7.5年

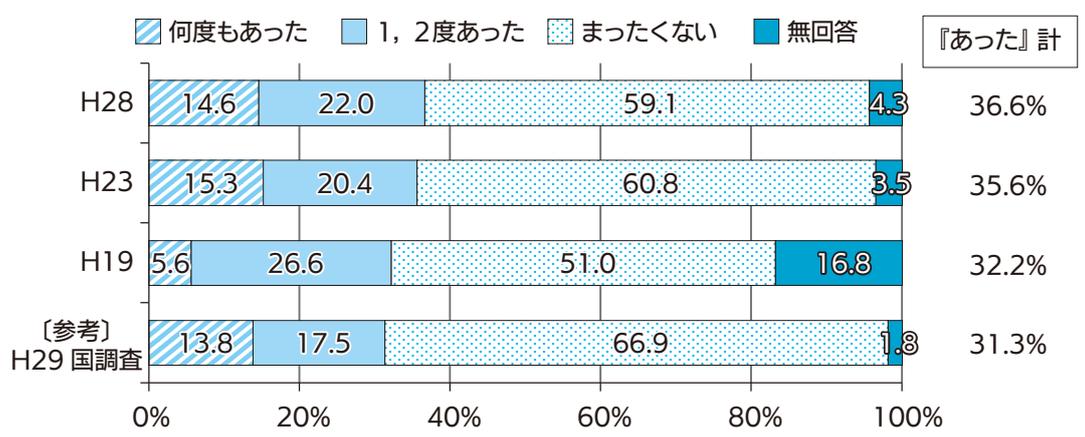
管理的職業従事者に占める女性の割合(国)：12.4%

図表-8 各分野における女性の参画の状況(本県)



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(R元)」，総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調べ等(H30)」，文部科学省「学校基本調査(R元)」(私立学校含む)，県雇用労政課「平成28年度労働条件実態調査」(5名以上)，厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(H30)(100名以上)

図表-9 配偶者等からの暴力被害経験(本県・全国女性)



資料：男女共同参画室「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」，内閣府「平成29年度男女間における暴力に関する調査」

※『あった』計の比率については、「何度もあった」「1, 2度あった」の基数(標本数)の合計をもとに算出しているため、個々の回答比率の合計とは必ずしも同じにならない。

(2) 課題

- 職場、教育現場、地域、家庭、メディア等における、男女共同参画についての正しい理解の浸透と固定的性別役割分担意識の解消を図る。
- 女性であり、かつ子どもや障害者、高齢者、外国人等であったり、部落差別を受けている人が直面する複合的な差別や偏見、困難な状況への理解・認識の共有を図る。
- 女性の就労継続やキャリア形成、能力の発揮を可能にする環境づくりを行う。
- 女性に対する暴力の防止と被害者の支援を行う。
- 不安定な就業環境や暴力の被害等の複合的な問題により、貧困や孤立等の生活上の困難に陥る女性に対する支援を行う。

(3) 施策の基本方向

① 人権尊重を基盤とする男女共同参画の教育・啓発の推進

ア 固定的性別役割分担意識，女性に対する差別・偏見の解消

- 男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識の解消に向け、あらゆる機会をとらえた啓発を推進します。
- 男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行の見直しを行います。

イ 男女平等教育，男女共同参画に関する学習の提供

- 子どもをはじめ誰もが、男女共同参画の学びを通して人権意識や男女平等意識を醸成し、自己形成の基盤である自己肯定感や自尊感情を育み、多様な生き方や働き方を選択する力を身につけるための教育を実践します。

ウ 広報・出版物，メディアにおける男女共同参画の視点に立った取組

- 公的広報・出版物等においては、女性の

人権尊重を含む男女共同参画の視点に立った表現を行い、メディアに対しては、その視点への配慮を働きかけます。

- メディアが発信する固定的な性別イメージを読み解くメディアリテラシーの重要性を理解し、その力を付けるための啓発を行います。

② 女性に対するあらゆる暴力の根絶

ア 暴力根絶のための教育・啓発

- 学校、地域、家庭、職場において、女性に対する暴力の背景にある固定的性別役割分担意識や男女格差、女性差別の意識等の社会構造上の問題を理解し、暴力を許さない意識の醸成を図る教育・啓発を行います。
- 特に若年層の理解が広まるよう、学校において交際中の男女間の暴力(デートDV)の防止等に向けた啓発を行います。

イ 暴力の被害者を生まない取組

- 職場におけるセクハラやマタハラの防止対策や、地域におけるDV及び性犯罪等を防止のための見守り活動と環境づくりを促進します。

ウ 犯罪となる暴力の厳正な取締り

- 警察において、DVやストーカー行為、性犯罪、売買春等の暴力について、厳正な取締りを行うとともに、被害者の相談対応や保護を行います。

エ 被害者の早期発見，適切な保護と救済・支援

- 女性に対する暴力の現状や特性、被害者保護の制度の普及等を図ります。
- 関係機関・団体等が連携し、被害者が相談しやすい環境づくりを行い、被害者を早期に発見・保護し、一人ひとりの状況に応じて寄り添い、切れ目のない支援を行います。

【主な相談支援機関】

暴力の形態	主な相談支援機関
DV, デートDV	女性相談センター, 県男女共同参画センター, その他県内14カ所の配偶者暴力相談支援センター
セクハラ, マタハラ	鹿児島労働局, 県男女共同参画センター
性犯罪・性暴力	性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称: FLOWER(フラワー))
ストーカー行為	女性相談センター, 男女共同参画センター
売買春	女性相談センター, 婦人保護施設

③ 職場や地域における男女格差の解消と女性参画の促進

ア 男女に平等な就業環境づくり

- 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保、仕事と子育てや介護等生活の両立が可能な環境整備及び女性が能力を発揮できる職場づくりを促進するため、職場を対象とした男女共同参画に関する啓発を推進します。

イ 地域における慣行等の見直しと女性参画の促進

- 固定的性別役割分担意識を助長したり、性別による機会の不平等をもたらしている地域における慣行等の点検・見直しを進めるとともに、地域づくりに男女共同参画の視点を立てて、女性の参画を進めるため、

地域における男女共同参画に関する啓発を推進します。

ウ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 行政・教育機関、事業所、その他各種機関・団体等に対して、女性が政策・方針決定過程に参画するなど、あらゆる分野で能力を発揮することの必要性について認識を深める啓発を行います。

④ 相談支援体制の充実

- 性別に起因する問題や悩みを抱える人の相談に、人権の視点で適切に対応し、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行うため、相談員の育成や関係機関・団体との連携強化等による相談支援体制の充実を図ります。



人権意識が響き合う子どもたちの頃からの男女共同参画の学びの場

県では、子ども達の人権や男女共同参画の理解を深めるために、一人ひとりの違いを認め合い、自分も他者も大切にすることを実践的に学ぶことができるワークショップを小中学校で行っています。これまで、73校7,125人の子ども達(2020(令和2)年3月末現在)が参加しました。また、子ども達の学びが学校や家庭、地域で生かされるように、教職員や保護者、地域の方々を対象とした学習の機会も併せて提供しており、すべての人の人権が尊重される地域づくりにつながっています。

なお、事業の実施方法や学校で行ったワークショップの内容、体験した子ども達や教職員の感想等は、『子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業報告書』(平成25年度～)で紹介しています。

参加者の声

【児童】

わたしは、友達やお母さんに「なんで女の子なのに○○できないの」と言われたことがあります。でも、私は納得いきませんでした。今日、男女関係ないとわかったので、お母さんや友達にまた言われたら、教えたいです。

【教職員】

子どもの人権意識を高めるためには、教育者である私たちが、性別にかかわらず、一人ひとり違って多様な存在であることに気付き、自他を尊重する意識がなければならぬと考えさせられました。

【保護者・地域】

ワークショップを通して“個”を大切にすること、それぞれ違うことが理解できました。家に帰って子どもと話してみようと思いましたが、地域、PTA、職場でも役立てていければと思いました。

【ワークショップのプログラムに流れるメッセージ】

私たちは、性別を選んで生まれてくることはできません。自分では選べない、変えることの難しい性別によって行く道が決められてしまうような社会であり続けていいはずがありません。

“子どもたちに希望の未来を”と考える時、男女共同参画は待ったなしの課題です。子どもたちが通う学校が、男女共同参画の理念に基づいて運営されることで、男女共同参画社会の実現は確実に加速します。

資料：平成30年度子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業報告書

2 子ども

(1) 現状

世界的な視野から児童の人権の尊重と保護の促進を目指す「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、1989（平成元）年に国連総会において採択され、我が国は1994（平成6）年に批准しました。しかしながら、児童虐待をはじめ、いじめ・不登校・非行や児童買春、児童ポルノ、貧困など、子どもの人権が侵害されたり、子どもであることで差別されたりする様々な問題が生じています。

児童虐待については、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が制定されました。しかし、未だ深刻な事案が発生しており、2018（平成30）年度の県内における通告・相談件数は2,158件、認定件数は1,519件となっており、2014（平成26）年度と比較すると、いずれも3倍近く増加しています。

また、インターネットの普及による子どもを取り巻く環境の変化にも対応し、1999（平成11）年に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（児童買春・児童ポルノ禁止法）、2003（平成15）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（出会い系サイト規制法）等が制定されました。本県において、児童買春事犯や児童ポルノ事犯等の性的被害者が2016（平成26）年から2018（平成28）年は30人前後で推移している中、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）を介在した被害は増えています。このような状況による性的被害の苦しみは将来にわたって続くことになり、深刻な問題となっています。

いじめについては、それ自体が深刻な人権侵害行為であるとともに、それが原因となって自殺や殺傷事件、あるいは不登校等に至る重大な人権問題であり、「いじめ防止対策推進法」が2013（平成25）年に制定され、その対応が進められてきました。しかし、いじめの実態は多様化が進み、インターネットを介在することによる潜在化の傾向

も見られます。本県公立学校のいじめ認知件数は、2017（平成29）年度までの3年間は5千件台で推移していましたが、軽微ないじめも積極的に認知する学校が増加したこともあり、2018（平成30）年度は前年比41.6%増の7,616件となりました。

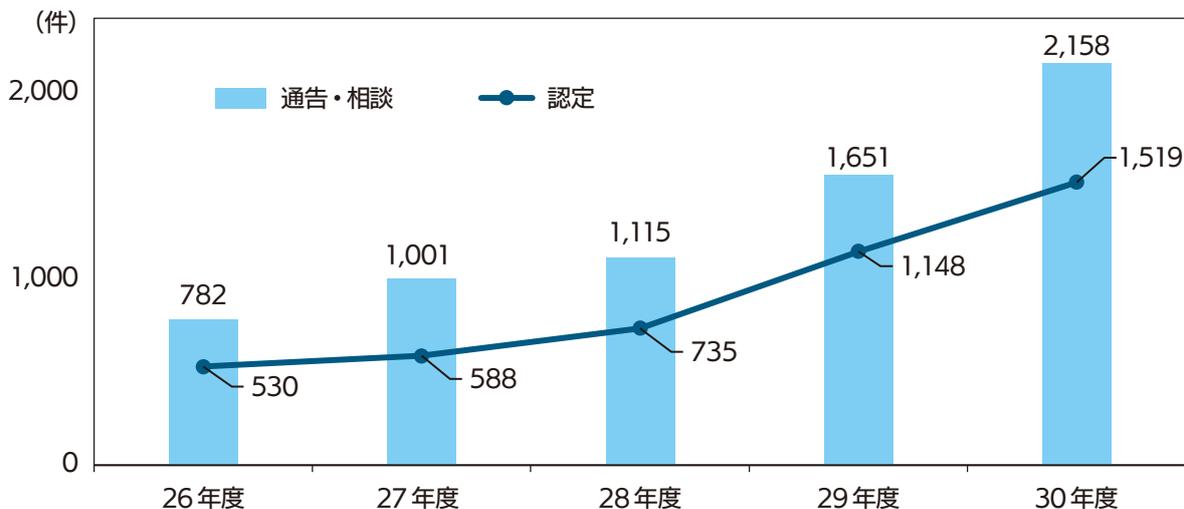
学校における教職員による体罰については、学校教育法で禁止されているところですが、一部に体罰容認の風潮が残ることにより、依然として事案は発生しており、児童生徒のいじめ・不登校を誘発・助長することが懸念されます。なお、2018（平成30）年度の本県公立学校の不登校の児童生徒数は2,679人と、前年度の2,381人より増加しています。

本県における子どもの貧困の状況については、2017（平成29）年に実施した「かごしま子ども調査」の結果から、低所得世帯ほど子どもの学習意欲に応えられない割合や経済的理由により医療機関の受診をためらったことがある割合が高く、所得の低い割合が高いひとり親世帯のうち、とりわけ母子世帯はその傾向が強いなどの課題が明らかになったところです。県では、2014（平成26）年に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもの貧困対策計画を策定し、貧困の連鎖によって子ども達の将来が閉ざされることがないように、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援に取り組んでいるところです。

また、不登校やひきこもり等で社会生活を円滑に営む上での困難を抱える子どもについては、「子ども・若者育成支援推進法」が2010（平成22）年に施行されたことを受けて、かごしま子ども・若者総合相談センターを設置し、関係機関等と連携した支援を行っています。

県では、これら子どもの人権問題の解消を含む子どもに係る施策を総合的に推進していくための指針として、2020（令和2）年に「かごしま子ども未来プラン2020」を策定し、子ども・子育てに温かい社会の実現に取り組んでいるところです。

図表-10 児童虐待認定件数等の推移(児童相談所分と市町村分を合わせた件数)〔本県〕



資料：鹿児島県子ども家庭課調べ

(2)課題

- すべての子どもに、安全・安心な生活を確保し、健やかに成長できる環境をつくる。
- 虐待や犯罪等の被害を受けた子どもや、非行・不登校、あるいは貧困の状況にある子どもに対して、一人ひとりの状況に応じた総合的かつ継続的な支援を行う。
- 育児の不安や困難を抱える家庭を早期に発見し、継続的に支援する。
- 児童虐待を未然に予防するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応・支援を行う。
- 子ども自身が自分を含め誰もがかげがえのない存在であることを理解し、お互いの人権を尊重し合うことの大切さを理解する。
- 子どもたちが、家庭の経済的状況や地理的条件等にかかわらず、それぞれの夢に向かって希望を持ちながら挑戦できる環境を整える。

(3)施策の基本方向

① 子どもが安全・安心に暮らせる地域社会づくり

ア 安全・安心なまちづくりの推進

- 子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、施設等の環境整備を行うとともに、交通安全や防犯等の教育・広報啓発の推進と地域ぐるみで子どもを見守る活動の促進を図ります。

- 犯罪等の被害を受けた子どもやその家族等が必要な支援を切れ目なく受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

イ 子どもを安心して産み育てられるための支援

- 子どもが家庭において安心・安全を確保されて、健やかに成長するため、子どもが育つ家庭を見守り、必要な支援を行います。
- 望まない妊娠や経済的困窮等により出産後の育児に不安や困難を抱える妊婦や家庭に対して、出産前から切れ目のない支援を行います。

② 子どもの人権を保障する教育・啓発の推進

- すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、あらゆる機会や媒体を活用した啓発活動を推進します。
- 子どもの自他の人権を尊重する態度や行動力を育成するため、教職員に人権教育の理念を浸透させる研修等の取組を行います。
- 子どもが虐待やいじめ、体罰等の暴力や性的被害を受けた時、又は受ける恐れがある時に、それらの責任は自分がないことを理解し、身近な人に相談するなどの自分の心と体を守るための行動を取ることができるよう、家庭や教育現場等における幼少期からの発達段階に応じた教育を促進します。

③ 児童虐待防止対策の推進

ア 児童虐待の発生予防・早期発見

- 児童虐待の発生予防や早期発見のため、妊娠・出産、育児に不安や困難を抱える家族に対し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制の強化を図ります。
- 児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」の周知などの児童虐待に関する広報啓発活動を通じて、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で子どもを見守る気運を醸成します。

イ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童相談所の体制の更なる充実と、県民にとって身近な相談窓口である市町村をはじめ各関係機関との連携強化を図ります。
- 虐待を受けた子どもの一時保護を行う場合、適切な環境での保護を図ります。

④ いじめ、暴力行為、体罰の根絶

- 子ども間のいじめや暴力行為については、「鹿児島県いじめ防止基本方針」等に基づき、未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。
- 専門的な知識や経験を有する臨床心理士や大学教授等の生徒指導アドバイザーを学校に派遣し、教職員及びPTAの研修や生徒指導体制に関する助言等の支援を行います。
- 少年サポートセンターの「ヤングテレホン」や中央児童相談所の「子ども・家庭110番」、県総合教育センターの「かごしま教育ホットライン24」などの電話相談やSNSを活用した相談など、子どもが相談しやすい体制の充実を図ります。
- インターネットへの不適切な書き込みや画像を監視する学校ネットパトロールを行います。
- 体罰の根絶に向けて、教職員への指導の徹底と研修の充実を図ります。

⑤ 性的被害や有害情報から子どもを守る対策

- 県青少年保護育成条例に基づき、児童ポルノ自撮り被害防止とインターネット利用の際のフィルタリングの利用促進を図ります。
- 性犯罪や性暴力の被害を受けた子どもやその家族等に対しては、性暴力被害者サポートネットワークかごしま等において、相談と総合的・継続的支援を行います。

⑥ 不登校の子どもへの支援

ア 相談体制の充実

- 不登校の子どもやその家族の不安や悩みに適切に対応できるように、学校にスクールカウンセラーを配置するなど教育相談機能を強化するとともに、総合教育センターにおける教育相談や、かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談の充実を図ります。

イ 学習機会の確保

- 家庭や地域、教育支援センター（適応指導教室）等の関係団体と連携した各市町村教育委員会及び学校の取組を支援し、子どもの学ぶ環境の整備を図ります。
- フリースクールなどを運営するNPO等や地域の関係者、かごしま子ども・若者総合相談センター等の関係機関が連携し、不登校の子どもの教育機会や居場所を確保するとともに、きめ細かな支援を行います。

ウ 子どもの貧困対策

- 教育費負担の軽減や、生活支援、保護者に対する就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供します。



子どもの権利 4つの柱

「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。1989(平成元)年に国連総会で採択され、日本は1994(平成6)年に批准しました。この条約では、子どもの権利が4つに整理されています。

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと、病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること、考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること、障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られることなど。

4. 参加する権利

自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできることなど。

なお、児童福祉法においては、第1条(児童の福祉を保障するための原理)に「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と規定されています。

3 高齢者

(1) 現状

我が国の高齢社会の到来を受けて、1995(平成7)年に「高齢社会対策基本法」が施行され、同法に基づく「高齢社会対策大綱」(1996(平成8)年7月閣議決定)を基本として、高齢社会の様々な課題に対する対策が講じられてきました。

この間、2000(平成12)年には、高齢者の介護を社会全体で支えていく新たな仕組みとして「介護保険制度」が導入され、2005(平成17)年には、高齢者虐待の未然防止と早期発見、迅速かつ適切な対応を図るために「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)が制定され、高齢者の権利擁護のための取組も行われてきました。

県でも、第1期計画である「鹿児島すこやか長寿プラン2000」から現行の「鹿児島すこやか長寿プラン2018」まで、計画に基づき、高齢者施策の総合的な推進に取り組んできました。

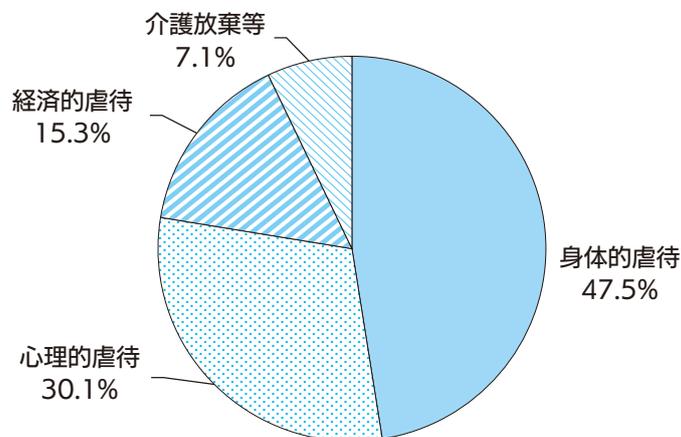
本県の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は、1990(平成2)年に16.6%であったのが、2019(令和元)年には31.9%に上昇し、2015(平成27)年には、全世帯に占める一人暮らしの高齢者世帯の割合は全国2位、高齢者夫婦のみの世帯(夫婦ともに65歳以上)の割合は全国6位となっ

ています。また、県内の要介護・要支援認定者のうち認知症の症状が見られる高齢者は年々増加し、2019(令和元)年で約6万4千人となっており、今後も増加することが予想されています。

このような中、介護ニーズの高度化や介護人材の不足、老老介護、介護者の孤立等を背景に、介護保険施設や家庭内における虐待や身体拘束等の人権侵害事案が発生しています。県内において、2018(平成30)年度に市町村が高齢者虐待と判断した件数は、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の養介護施設従事者等によるものが9件、養護者によるものが109件となっています。

一方、就業やその他社会参画の意欲があり、職場や地域で活躍する高齢者の姿も見受けられ、2018(平成30)年度に実施した意識調査の結果によると、高齢者の人権を守るために必要なこととして、「高齢者の就労機会や職業選択肢をなるべく多く確保すること」と回答した人は23.4%を占めました。要支援者や福祉サービスの利用者を含め、高齢者の誰もが意欲や経験、能力を生かす機会を十分に確保することが、経済や地域づくりのほか、保健福祉の面でも求められています。

図表-11 養護者による高齢者虐待の状況(平成30年度)〔本県〕



資料：鹿児島県高齢者生き生き推進課介護保険室調べ

(2)課題

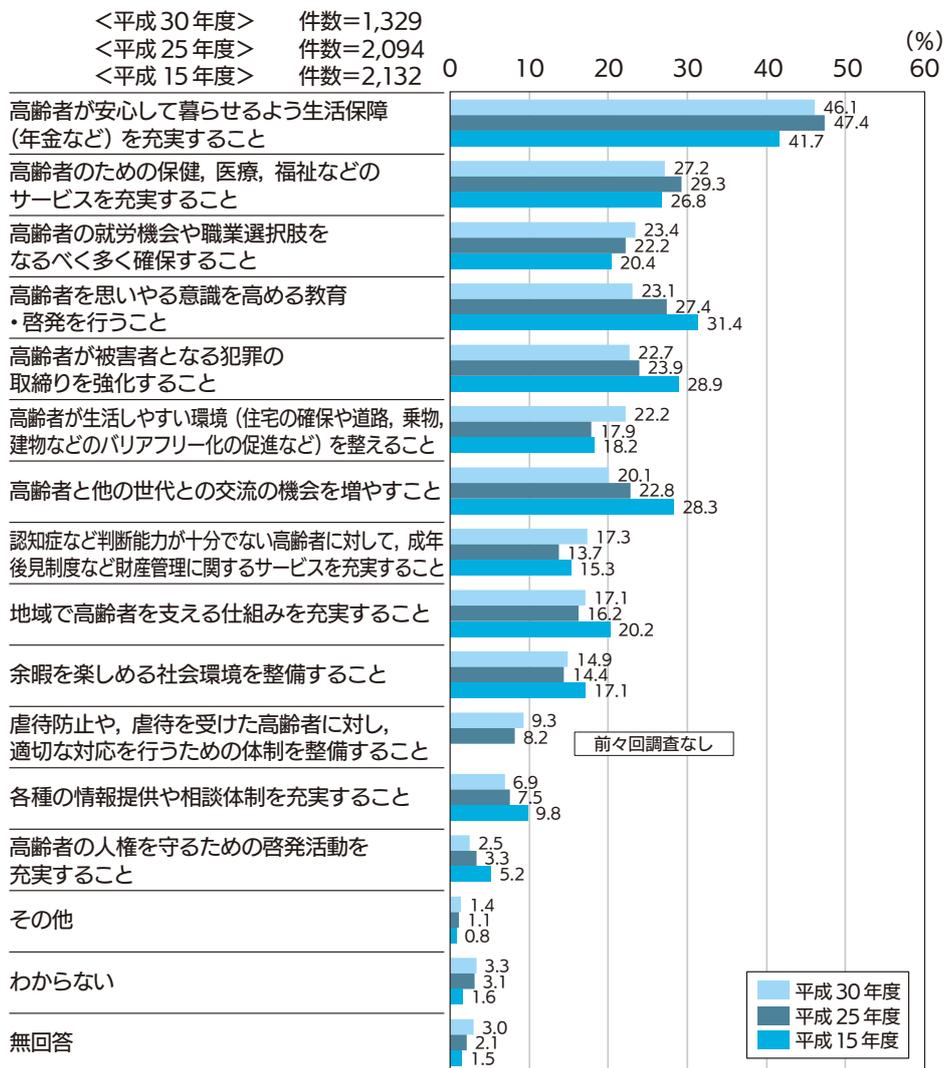
- ・ 高齢者が生活の質(QOL)の維持・向上を図り、住み慣れた地域で安全・安心かつ快適に暮らせる社会を実現する。
- ・ 高齢者が被害者となる虐待や消費者トラブル

ル、事件・事故の防止と高齢者の権利を擁護するための取組を行う。

- ・ 高齢者の経験や能力、意欲を活かすことができる職場や地域の環境をつくる。

図表-12 高齢者の人権を守るために必要なこと

●あなたは、高齢者の人権を守るために必要なことは、何だと思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

(3) 施策の基本方向

① 高齢者を取り巻く環境整備

ア 包括的支援

- ・ 高齢者に対する医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活を支援するサービスが、一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・ 認知症の人が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、その家族も安心して生活することができるために、介護や医療、生活のサービス提供等の支援及び地域における見守り環境づくりを行います。
- ・ 高齢者の経済的困窮や孤立等の生活上の困難を解消するため、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等を活用した支援を行うとともに、地域で見守り、支え合う環境づくりを進めます。

イ バリアフリーの推進

- ・ 市町村と連携し、道路や公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、事業者等の理解と協力を得ながら、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、空港ターミナル等のバリアフリー化を促進します。

ウ 消費生活の安定・向上

- ・ 高齢者の安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村の消費生活センター等における相談体制の整備を図るとともに、消費生活に関する広報啓発を行います。
- ・ 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域における見守り体制の充実強化を図ります。

② 高齢者の人権を尊重する教育・啓発の推進

- ・ 高齢者の人権を尊重し、その人権を侵害する行為を防止するため、高齢者の人権について理解を深めるための啓発を行います。
- ・ 学校等や地域において、子どもが高齢者と交流し、高齢者の知識や経験から学ぶことを通じて、子どもの高齢者に対する敬意の念を育みます。

③ 高齢者虐待防止体制の充実

- ・ 虐待の相談・通報窓口の対応力の向上を図るために、市町村や地域包括支援センター等

の職員を対象とした研修を実施します。

- ・ 施設における高齢者虐待を防止するため、有料老人ホームや介護老人福祉施設等の養介護施設等において、権利擁護の取組を指導する立場の介護職員や看護職員を養成する研修を実施するほか、虐待が起こりにくい適正な組織体制の整備を促進します。
- ・ ホームページや広報誌、リーフレットなどを活用し、県民を対象とした高齢者虐待防止に関する普及啓発を図ります。

④ 介護者の支援

- ・ 家族介護者を対象とした交流会や介護教室の開催、市町村が実施する地域支援事業の取組支援を通じて、家族介護者の支援や負担軽減を図ります。特に、老老介護や8050問題の世帯を見守る活動を促進します。

⑤ 高齢者の権利擁護の推進

- ・ 認知症等により判断能力が不十分な高齢者の金銭管理や福祉サービスの利用を、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を通じて支援します。
- ・ 市町村等における成年後見制度の利用促進に向けた取組及び権利擁護センター等の設置を促進します。

⑥ 高齢者の就労や社会参加の機会の確保

- ・ 事業所における高齢者の雇用機会の拡大や市町村のシルバー人材センター等による就業機会の確保の促進を図ります。
- ・ ボランティア活動や地域づくり活動、子ども達との世代間交流、高齢者同士の交流を通じて、高齢者の出番と居場所の創出及び生きがいづくりを促進します。

⑦ 福祉のまちづくりの推進

- ・ 障害者や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「県福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を行います。



認知症でも安心して暮らせるまちをつくる

●認知症に対する正しい理解

認知症とは、さまざまな原因で起きた脳の障害により、記憶や判断力などの認知機能が持続的に低下し、日常生活や社会生活に支障をきたしている状態をいいます。高齢化が急速に進む日本では、認知症高齢者数は年々増加しており、2025(令和7)年には700万人になると推計されています。

認知症が進行すると日常生活上の動作が困難になるほか、言葉で自分の意思を表しにくくなりますが、周囲の関わり方や安心できる環境であれば、本来のその人らしさや能力を発揮できます。社会全体が認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を支援することが重要です。

●みんなで支え合う地域づくりを目指して

認知症の人やその家族が地域の人と気軽に集まり、交流したり、医療や介護の専門職に相談に応じてもらえる場所として、「認知症カフェ」が広がっています。また、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成講座が、地域や職場等で実施されています。さらに、判断能力が不十分な人の権利を守るための福祉サービス利用支援事業や成年後見制度などもあり、市町村や地域包括支援センターが相談支援に取り組んでいます。

専門的な知識や技術がなくても、さりげない手助けや見守り、声かけなどの地域の理解があれば、認知症の人やその家族も、安心して自分らしい暮らしを続けることができます。個人の尊厳が保たれ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていける地域づくりをみんなで目指していきましょう。

4 障害者

(1) 現状

2004(平成16)年に「障害者基本法」が改正され、障害を理由とした差別及びその他の権利利益を侵害する行為の禁止が規定され、2005(平成17)年に施行された「発達障害者支援法」では、国及び地方公共団体の責務として、発達障害のある人が、その発達障害のために権利・利益を害されることがないように、権利擁護のために必要な支援を行うことが規定されました。また、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会を構築するために、就労支援の強化や地域移行の推進を図ることを目的として、2006(平成18)年に「障害者自立支援法」が施行され、2013(平成25)年には、「自立」から「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい」生活に支援目的を変更し、法の対象者を難病患者へ拡大した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)が施行されました。

2011(平成23)年には、「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念が規定され、2013(平成25)年に、不当な差別的取扱いの禁止と行政機関等及び事業者に対して合理的配慮を行うことを求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が制定されるなど、障害のある人の人権が尊重されるための法整備が行われました。

我が国は、このように国内法を整備することにより、国連が2006(平成18)年に採択した「障害者の権利に関する条約」を2014(平成26)年に批准し、これら法律等に基づく様々な取組が進められてきました。しかしながら、障害のある人やその家族に対する誤解や偏見、差別による深刻な人権侵害事案は未だ解消されず、障害のある人が個性や能力を発揮し、社会参加することが阻害される状況があります。2016(平成28)年には、障害

者福祉施設において障害者に対する強い偏見をもつ元従業員による入所者殺傷事件が発生しました。

一方、戦後間もなく施行され、平成8年までおよそ半世紀にわたり、障害者への強制不妊手術を認めた旧優生保護法は、2019(令和元)年に裁判で違憲判決が出されました。なお、同年には、その判決を待たず、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行されたところです。

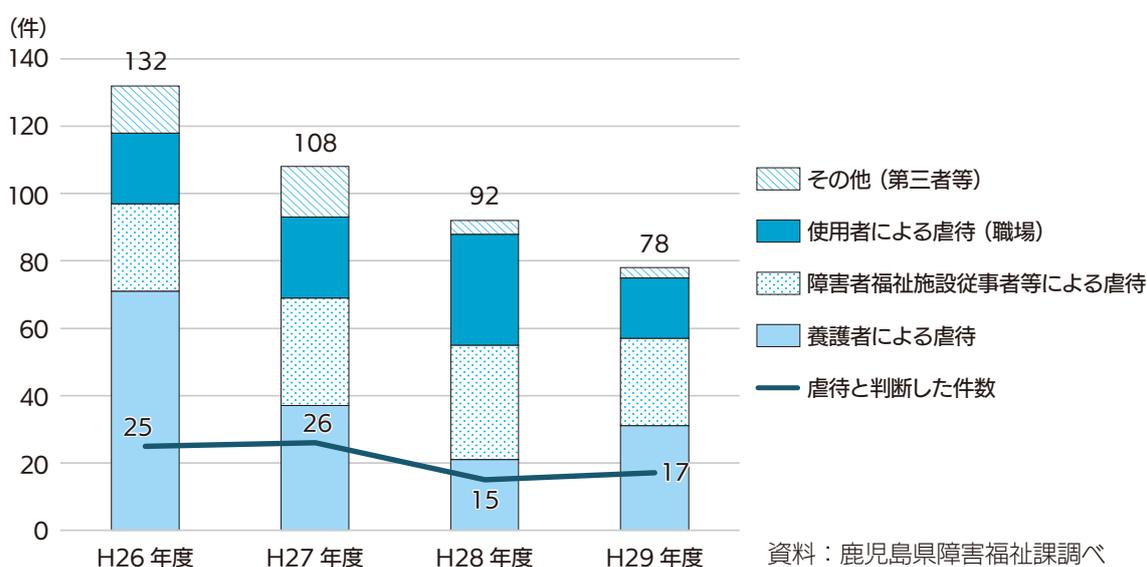
県では、2014(平成26)年に、「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」を制定し、障害を理由とした不利益な取扱いの禁止や社会障壁の除去のための合理的配慮の実践等を通して、共生社会の実現を目指しています。

また、2018(平成30)年に、2022(令和4)年度までを計画期間とする「鹿児島県障害者計画」を策定し、障害者に配慮したまちづくりの総合的推進や情報通信における情報アクセシビリティの向上など様々な取組を行っています。

さらに、障害者総合支援法に基づき、「鹿児島県障害福祉計画」を策定し、第5期(計画期間：平成30年度～令和2年度)では、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、総合的かつ計画的にサービスの提供体制の確保を図ることとしています。

なお、2012(平成24)年には、障害のある人への虐待の防止に関する施策の促進や通報義務を課すことを定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(障害者虐待防止法)が施行され、県においては、同年、障害福祉課内に障害者虐待対応の窓口となる「県障害者権利擁護センター」を設置し、障害者虐待の防止に取り組んでいます。

図表-13 障害者虐待の状況(障害者虐待の通報・届出の受理及び虐待認定状況)(本県)



(2)課題

- 障害についての正しい理解を促進する。
- 障害の有無に関わらず、誰もが支え合いながら共に暮らしていくことが日常となる共生社会を実現する。
- 障害を理由とした不利益な取扱いを禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮を実践する。
- これらを通じて、障害のある人の雇用及び就労の促進や文化・芸術及びスポーツの推進を図り、自立及び社会参加を促進する。

(3)施策の基本方向

① 障害のある人もない人も共に暮らしやすい環境整備

- 障害のある人が、安心して暮らすことができ、生涯を通じ、かつライフステージに応じて、社会、経済、文化等のあらゆる分野に参加し、活動できるように施設のバリアフリー化や制度の整備、意識醸成などの社会環境づくりを進めます。
- 障害のある人が、施設や病院から地域生活へ移行するための支援を行います。

② 障害のある人の人権についての教育・啓発の推進

- 障害及び障害のある人に対する正しい理解・知識の普及・啓発を推進します。
- 障害の有無に関わらず、誰もが相互理解を深め、思いやりの心を育むための文化・芸術やスポーツを通じた交流を推進します。

③ 障害のある人への虐待防止と権利擁護

- 障害のある人への権利を擁護するため、成年後見人制度の利用促進等に取り組みます。
- 障害のある人への虐待を防止するための意識啓発を推進し、虐待の未然防止や早期発見に取り組みます。
- 障害者施設職員に対して、虐待防止と権利擁護のための研修を行います。
- 障害のある人の金銭管理や福祉サービスの利用を、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会を通じて支援します。

④ 障害のある人の社会参加の支援

- 障害のある人が参加する多様な交流の機会や場を創出します。
- 障害者スポーツを普及・振興するとともに、

障害のある人の文化芸術活動を推進します。

- 事業所における障害に応じた雇用機会の創出・拡大を促進するとともに、障害のある人の事業所とのマッチングや就労継続、就業能力の向上等の就業支援を行います。
- 学校においては、障害のある児童生徒に対

する就職や進学、就労を支援します。

- 障害や疾病などがあるものの外見から援助等が必要なことが分からない人が配慮や支援を受けやすくなるよう「ヘルプカード」を配付します。



農業と福祉の連携(農福連携)

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組であり、農業経営体による障害者の雇用、障害者就労施設等による農業参入や作業受託等の動きが、様々な形で見られます。

県では、この取組を推進するために、障害者就労施設に対する農業技術支援や、障害者就労施設と農業者等のマッチング支援を行っており、障害者の就労機会の拡大や農業の新たな担い手の確保を図っています。また、障害者就労施設で生産された農産物や加工品の販売を通じて、農福連携の取組を広く県民に周知するとともに、生産に携わった障害者の自信や達成感を醸成するため、農福連携マルシェを開催するなどの取組も行っています。

人々の暮らしや地域の在り方が多様化する中において、障害者を含む地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な形での社会参画を図り、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会の実現に向けた取組が、一層求められています。

そのため、農業だけでなく、様々な産業に広がるとともに、障害者福祉の分野だけでなく、刑務所出所者の自立支援による再犯防止や生活困窮者、ひきこもりなどの社会復帰・参画につながることを期待されます。

5 同和問題(部落差別)

(1)現 状

同和問題(部落差別)は、日本社会の歴史の過程において作り出された身分差別により、国民の一部の人々が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態を強いられ、今なお、日常生活で様々な差別を受けている、我が国固有の人権問題であり、日本国憲法によって保障される基本的人権を侵害する重大な社会問題です。

1969(昭和44)年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、同法に基づき同和問題(部落差別)の解決のために、生活環境の改善や産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進等に関する事業が、国、都道府県及び市町村の連携により実施されました。

これら生活基盤の整備により、様々な面で存在していた格差は大幅に改善されたことから、法期限の2002(平成14)年3月末日をもって特別措置は終了し、一般施策へと移行しました。

一般施策への移行後も、国政及び県政の重要課題の一つとして、同和問題の解決に取り組んできましたが、現在もなお、結婚にかかる問題、住宅購入等に当たっての土地差別、企業における不適正な採用選考が存在しています。また、個人情報 を不正に取得する事件やインターネット上で差別を助長するような悪質な内容が書き込まれる事案も発生しています。

こうした状況を踏まえ、同和問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、2016(平成28)年に「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消推進法)が施行され、本県においても、同法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきたところです。

しかしながら、2018(平成30)年度に実施した意識調査の結果によると、同和問題(部落差別)の解決について、「自分も解決に努力する」と回答した人が3割を超えて最も多いものの、「誰かしかるべき人が解決してくれる(解決してくれたらよい)」「成り行きに任せるより仕方ない」を合わせると約3.5割の人が自力で解決できないものと捉

えていました。また、結婚についての差別意識は、前回意識調査に比べて改善したものの、まだ3割弱に差別意識が残っており、部落差別解消推進法について7割を超える人が、「知らない」と回答しています。

一方、同和問題(部落差別)が存在する理由については、「昔からある偏見や差別意識を、そのまま受け入れてしまう人が多いから」(64.4%)、「知識がなかったり、無関心だったりする人がいるから」(51.6%)と回答した人がともに5割を超え、4分の1の人が「これまでの教育や啓発が十分でなかったから」と回答しています。

また、同和問題(部落差別)を初めて聞いた人、知ったきっかけは、「学校の授業」が最も多い(24.0%)一方、家族(18.9%)、職場の人、学校の友だち、近所の人、親戚を含めた身近な人から聞いた人が3割を超えています。

このような意識調査の結果から、依然として同和問題(部落差別)についての正しい理解の普及と差別の解消には課題があり、学校における教育や広く県民を対象とした教育・啓発の拡充が一層必要であることが明らかになりました。

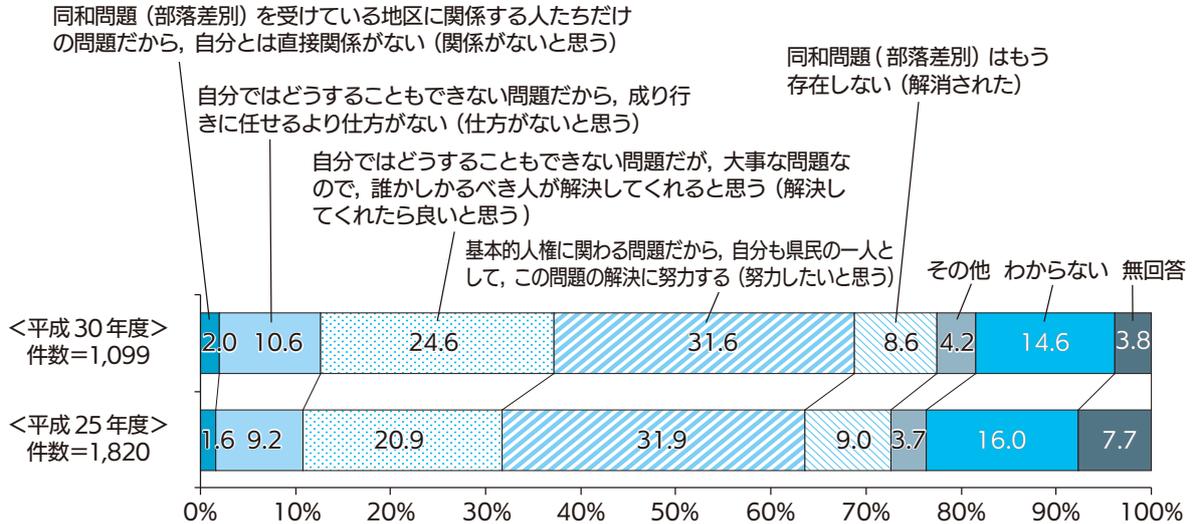
なお、同和問題(部落差別)を口実に、企業や行政機関などへ不当な圧力をかけ、高額の本を売りつけたり、寄附金を強要したりするなどの「えせ同和行為」が、県内でも度々発生しており、こうした行為は、同和問題(部落差別)への偏見を助長し、その解決を阻む大きな要因となっています。

(2)課 題

- 学校や地域、企業・職場において、同和問題(部落差別)についての正しい理解の普及と差別・偏見の解消に向けた取組を推進する。
- 就職・結婚等における偏見や差別を解消する。
- インターネット等を利用した差別的情報が排除され、正しい情報が発信されるために、情報化に対応した早急な取組を行う。
- 「えせ同和行為」を排除する。

図表-14 同和問題(部落差別)の解決の捉え方

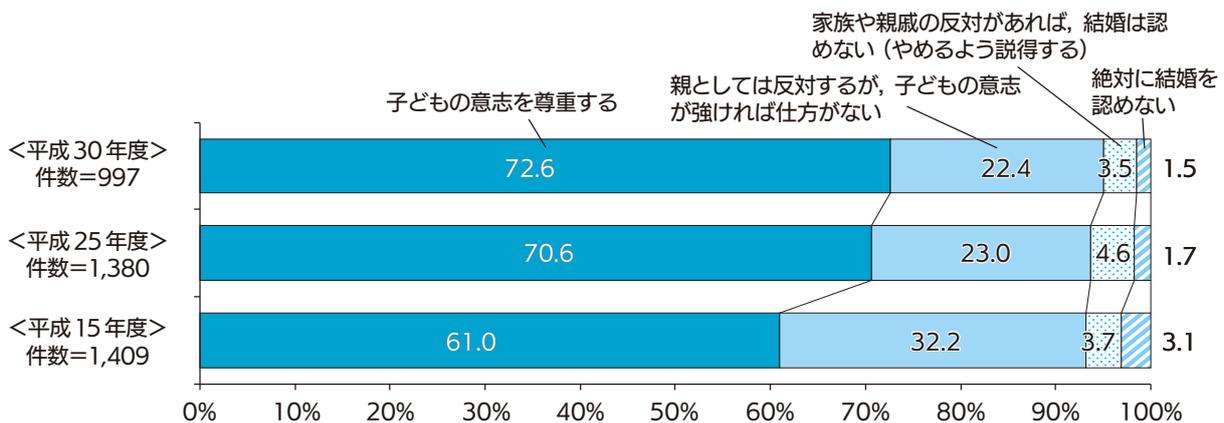
●「同和問題(部落差別)」の解決について、あなたはどのように思いますか。



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

図表-15 結婚についての差別意識の状況

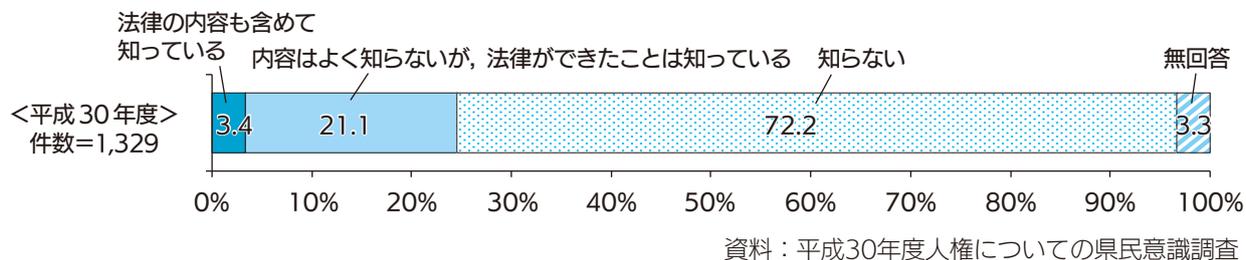
●あなたのお子さんが結婚しようとする相手が「同和問題(部落差別)」を受けている地区の出身あるいは、現在も住んでいるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

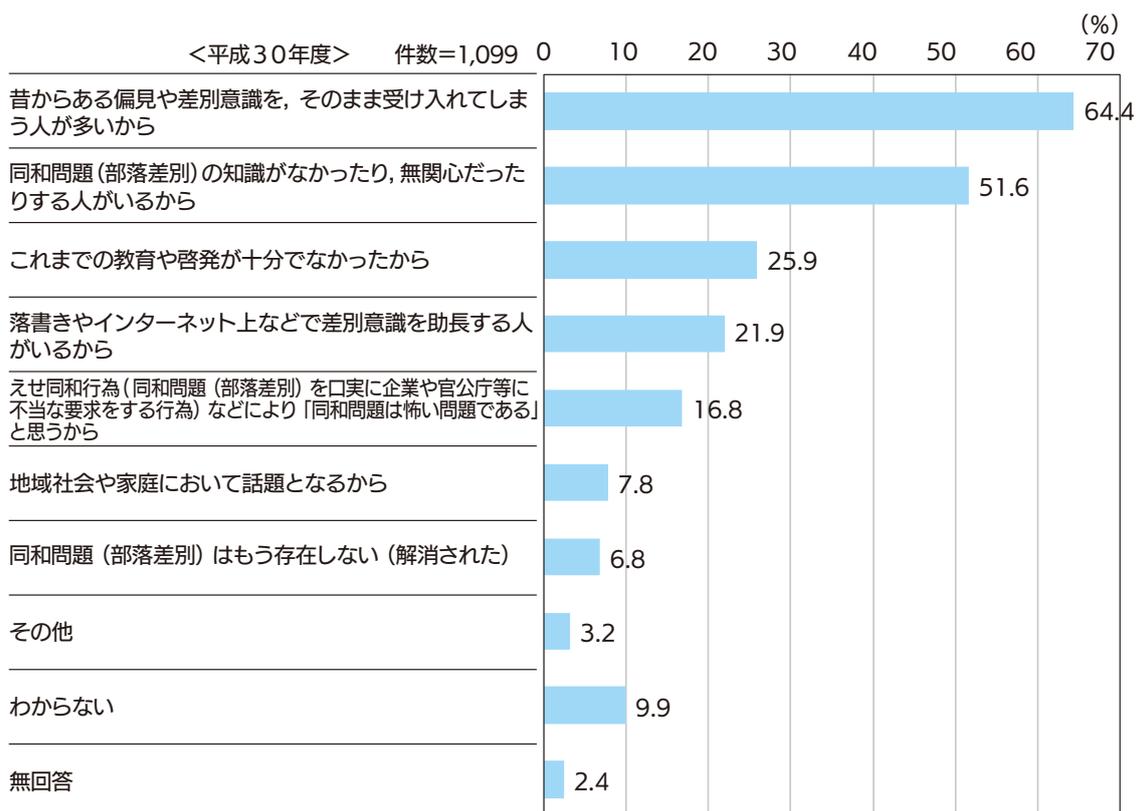
図表-16 「部落差別解消推進法」の認知度

- あなたは、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」を知っていますか。



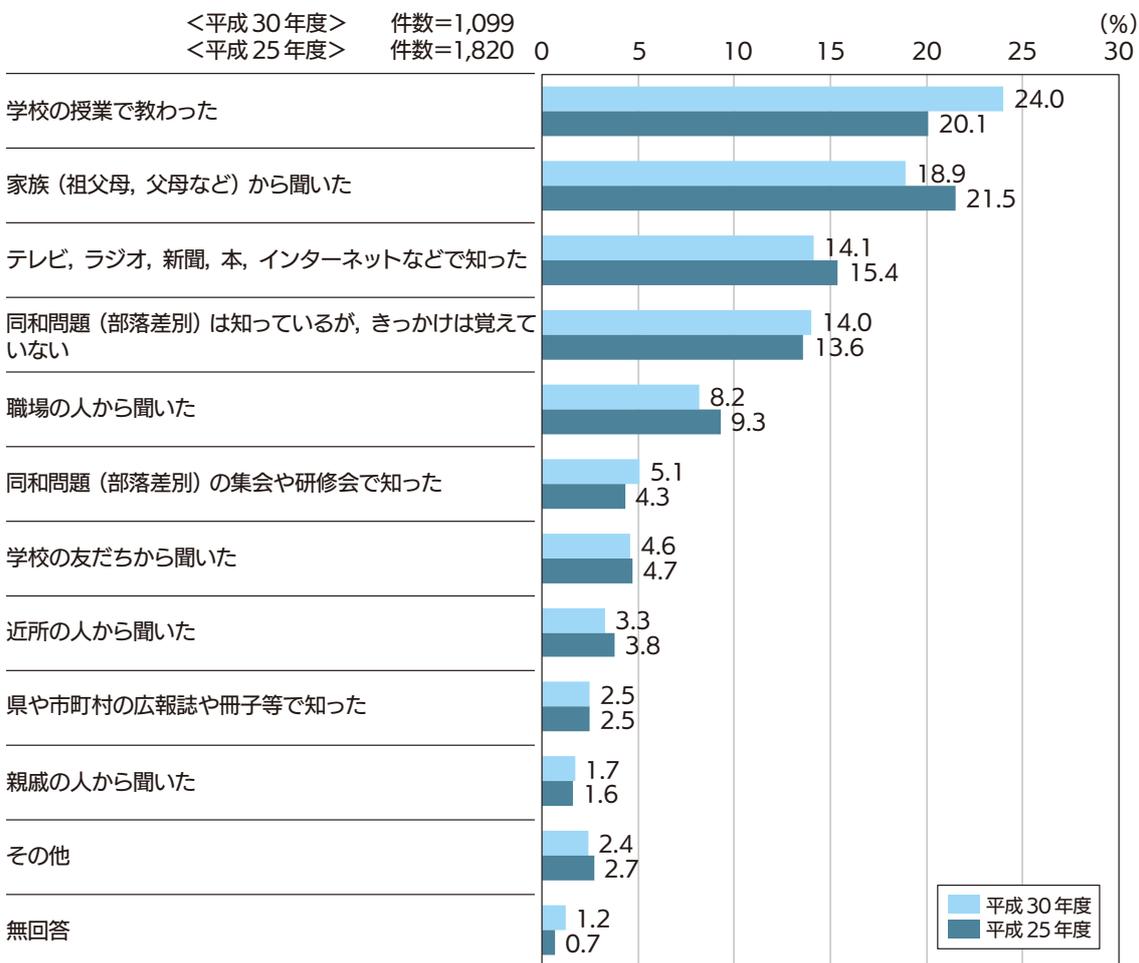
図表-17 「同和問題(部落差別)」が存在する理由

- あなたは、現在もなお「同和問題(部落差別)」が存在するのは、なぜだと思いますか。(複数回答)



図表-18 同和問題(部落差別)を初めて知ったきっかけ

●あなたが「同和問題(部落差別)」について、初めて聞いたり、知ったきっかけは何ですか。



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

(3) 施策の基本方向

① 同和問題(部落差別)についての正しい理解を促進する教育・啓発の推進

ア 学校における教育・啓発

- 児童生徒が同和問題(部落差別)を正しく理解するため、すべての学校で教職員の理解促進と資質向上を図るとともに、教科書記述に基づいた教育内容の充実を図ります。

イ 県民一人ひとりに向けた取組

- 同和問題について、県民一人ひとりが正しい理解を深め、部落差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、地域や企業・職場等のあらゆる機会を通じて啓発活動に取り組めます。

② 隣保館の活用・活動の促進

- 設置主体である市町村と連携を図り、隣保館が福祉の向上や住民交流の拠点、相談対応等の機能を十分発揮し、幅広く活用され、積極的な人権教育・啓発活動が推進されるように支援します。

③ 企業における取組促進

ア 公正な採用選考・人事管理

- 差別や偏見のない人権に配慮した公正な社員の採用や選考、人事管理が行われるよう、県人権同和問題啓発推進協議会や商工会議所・商工会等の関係機関・団体との連携の下に、啓発活動を推進します。

イ 同和問題(部落差別)に係る人権・個人情報に配慮した経済活動

- 企業の人事管理や経済活動が、同和問題(部落差別)に係る誤った理解や情報等に基づき行われることがないように、企業の人事担当者をはじめ、広く社員・従業員等を対象とした研修の実施を促進し、講師の派遣等による支援を行います。

④ 市町村における個人情報の厳正な取扱と不正取得の防止

- 市町村の窓口において個人情報が不正取得されることを防止するため、市町村における住民票等の適正な交付の徹底と本人通知制度(住民票等の第三者交付を本人へ通知)の活用を促進します。

⑤ インターネット上の差別事象への対応

- インターネットを利用した差別情報等の掲載、結婚や就職等における差別、差別的落書き等の差別事象については、鹿児島地方事務局や市町村等関係機関・団体と緊密に連携しながら、適切な解決を図ります。
- インターネット上の差別事象への効果的な対応について、国や他府県とも連携し研究を行い、いくつかの自治体が実施しているインターネットモニタリングについては、県内市町村と連携した取組を推進します。

⑥ えせ同和行為の排除

- 同和問題解決の阻害要因となる「えせ同和行為」の排除に向け、鹿児島地方事務局と連携し、関係機関や企業等との間で情報共有・提供を行うとともに、企業等からの相談対応の充実を図ります。



同和問題の歴史

部落差別については、中世(鎌倉～室町時代)に社会的・世俗的に存在したものが、近世(戦国～江戸時代)に政治的・制度的に固定化されたことが定説となりつつあります。

中世には、死牛馬の処理や皮革製造等の仕事をする人々を不浄視する差別が存在しました。近世の幕藩体制下では、武士を中心とした支配体制を維持するため、武士、百姓、町人(職人・商人)に区別する身分制度が確立され、さらに、中世の世俗的差別を背景に、百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々に対して、居住地の強制移転や風俗の取締りなどを行う差別政策が、幕府や藩により実施されました。そうすることによって、重い年貢で苦しんでいる百姓たちの不満が、厳しく差別された人々への差別へと向かう関係は、幕府にとって都合がよかったのです。こうして政治的に百姓や町人とは別に身分上厳しく差別されてきた人々は、職業・住居・婚姻・交際・服装・祭礼等にいたるまで日常生活を制限されることになりました。

明治になると身分制度はなくなりましたが、社会的・世俗的な差別は容易になくならず、今もなお、被差別部落に生まれた、あるいは住んでいるという理由で、差別する実態や意識は残されています。

この問題の歴史を学び、正しい理解を深め、解決に向けて努力することが大切です。

6 外国人

(1) 現状

2018(平成30)年末時点の在留外国人は、全国では273万人と過去最多となり、特に外国人技能実習生や留学生が増加しています。県内では10,547人と初めて1万人を超え、過去10年増加傾向が続いています。国籍別では、ベトナム、中国、フィリピンの順に多く、この3カ国で全体の約7割を超えています。

また、県内の外国人労働者は、2014(平成26)年の3,224人が、2019(令和元)年には8,387人に増加し、5年間で2.6倍になりました。特にベトナム人労働者は255人から4,240人と約17倍に増加しています。

県内を訪れる外国人についても、2013(平成25)年の約21万人泊から、2018(平成30)年には約83万人泊となり、5年間で約4倍に増加しています。

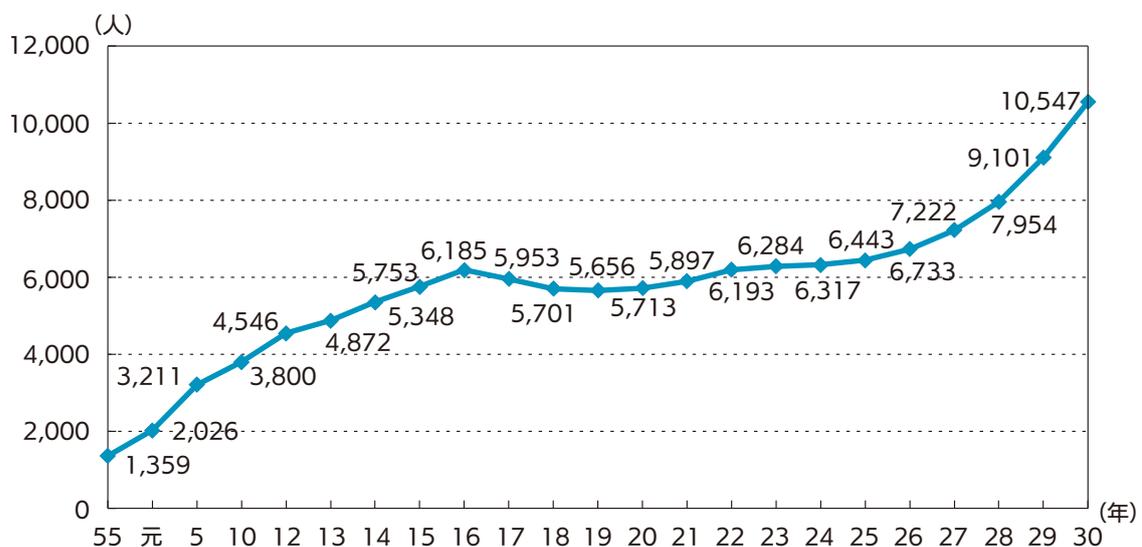
国においては、増加する国籍や民族等の異なる人々が地域社会の構成員として共に生きていくための多文化共生の地域づくりを推進するため、2006(平成18)年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地域における国際化の一層の推進を求めました。さらに、深刻な人手不足を背景に、一定の技能を有し即戦力となる外国人材の受入れを拡大するため、2019(平成31)年度か

ら新たな在留資格として創設された「特定技能」制度の運用が開始されることを踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組をより強力かつ包括的に推進するため、2018(平成30)年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」がとりまとめられたところです。

県内でも、国籍や言語、文化、習慣など様々な背景をもつ外国人が増加しており、地域社会での交流機会が不足し孤立しがちであることや、地域社会において日本人住民との間に軋轢が生じることも少なくないことなどから、その支援が必要となっているところです。

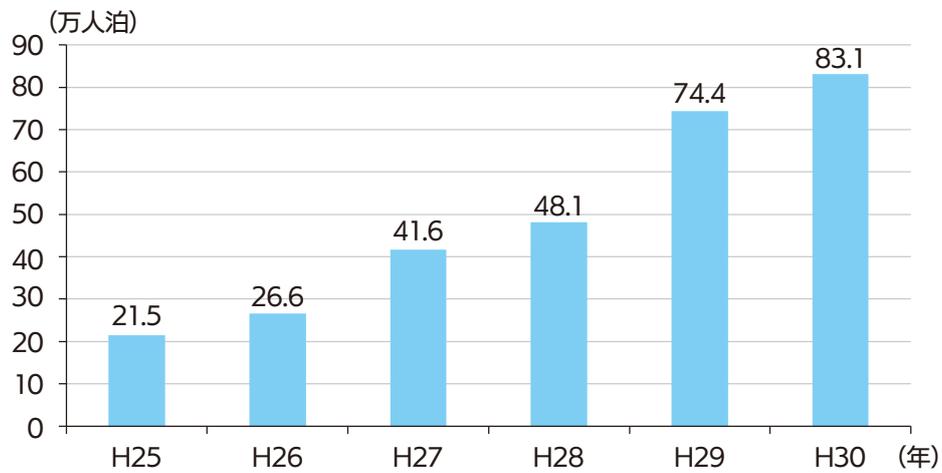
一方、特定の民族や国籍の人々を排斥したり、危害を加えようとするヘイトスピーチを含むデモや集会、街頭活動等が全国各地で実施されていることに対処するため、2016(平成28)年には、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行されました。街頭での大規模なデモや過激な発言は減少するなど、一定の成果があったとされるものの、インターネットでは差別的な書き込みが後を絶たないなどの問題が存在しています。

図表-19 在留外国人の推移〔本県〕



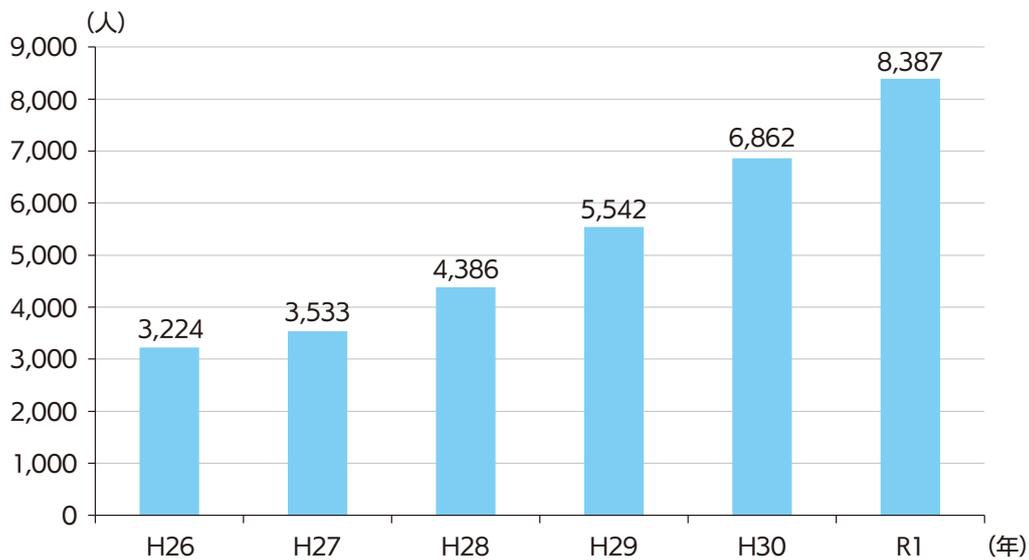
資料：法務省「在留外国人統計」

図表-20 外国人延べ宿泊者数の推移〔本県〕



資料：観光庁「宿泊旅行統計調査」

図表-21 外国人労働者数の推移〔本県〕



資料：鹿児島労働局調べ

(2) 課題

- ・ 在留外国人、訪日外国人及び日本語指導が必要な外国人にルーツをもつ人の更なる増加が今後見込まれることから、外国人の人権や異文化に対する理解促進を図り、様々な背景をもつ外国人が暮らしやすい地域をつくる。
- ・ 外国人の一人ひとりの状況に応じた生活支援の充実や日常生活に必要な情報の提供、日本語教育と母国文化教育の充実、災害時の支援体制の整備に取り組む。

(3) 施策の基本方向

① 多文化共生社会の推進

ア 文化や習慣、価値観の多様性を尊重する教育・啓発の推進

- ・ 学校教育において、外国語教育や総合的な学習の時間、道徳教育等の教育活動全体を通じて、様々な文化のもつ多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生等の考えを深める取組を進めます。
- ・ (公財)鹿児島県国際交流協会をはじめ、県内国際交流団体と連携・協力して、言語や宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成するための取組を進めます。

イ 相互理解のための異文化交流の推進

- ・ 日本人と外国人がお互いの文化的差異を認め合いながら共生できるように、相互理解のための異文化交流を推進します。
- ・ 地域社会において、外国人住民の地域行事や防災訓練等への参加を通してお互いの理解を深め、外国人住民も地域の重要な担い手であるという意識を共有することを促進します。

ウ 人権意識を含む国際感覚の醸成

- ・ 国籍や民族、肌の色の違いなどにより、外国人を社会から排除したり、外国人によ

る犯罪が増えるなどの誤解や偏見をなくするため、国際交流等に取り組む団体等と連携して、人権を尊重した国際感覚の醸成を図ります。

エ ヘイトスピーチを許さない広報啓発活動

- ・ 「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨について県民に周知を図り、その理解を深めるための広報啓発活動を実施します。

② 外国人に対する生活・教育支援

ア 情報提供の充実

- ・ ユニバーサル・デザインの活用や外国語の標識・案内板等の整備に努めるとともに、外国人が生活に必要な情報が得られるよう、ホームページやSNSなどによる情報発信の多言語化を促進します。

イ 防災対策の強化

- ・ 外国人に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を平常時から行うとともに、避難所や土砂災害危険箇所等の表示板等の多言語化を促進します。

ウ 教育の支援

- ・ 日本語教室を設置している小学校に、教員の加配措置をするなどにより、外国人児童生徒に対する日本語の指導や支援を行います。

エ 相談支援の充実

- ・ 県が設置する外国人総合相談窓口で生活相談や情報提供を行うとともに、法務省が設置する外国語人権相談ダイヤルの周知を図ります。

③ 雇用の場における外国人の人権擁護

- ・ 労働局や出入国在留管理局等の関係機関と連携し、外国人を雇用する事業主に対して、外国人が適正に就労できるよう関係する法制度の周知を図ります。

7 HIV感染者・ハンセン病元患者等

HIV感染者等

(1)現 状

2015(平成27)年以降の新規のHIV感染者及びエイズ患者報告数は、全国で年間1,400件前後で推移しており、県内でも年間10件前後の新規報告があります。最近は、性的接触による広がりが増著になってきている傾向があり、感染経路によってHIV感染者を差別するといった問題も発生しています。

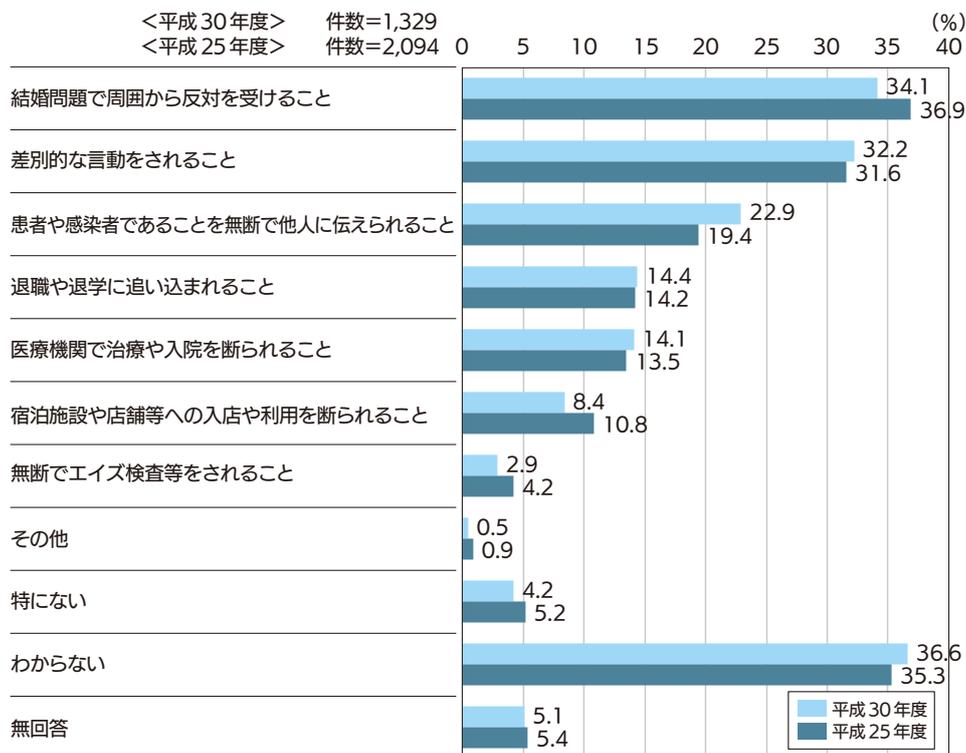
また、HIV感染症・エイズは、標準感染予防策で対応可能であり、通常の医療機関で患者を受け入れることができる疾病であるという理解が十分浸透しておらず、医療機関の診療や福祉施設の入所を拒否されることが今も起きています。

世界保健機関(WHO)は、1988(昭和63)年に12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別や偏見の解消を図るための啓発活動の実施を提唱しました。

県でも、1997(平成9)年に「世界エイズデー」を中心とした1ヶ月を「鹿児島レッドリボン月間」と定め、毎年、集中的に各種啓発活動に取り組んでいます。また、2005(平成17)年には、受検者の増加を促し、感染者の早期発見に寄与するため、利用者の利便性に配慮して、県内全保健所におけるHIVの即日検査を導入しています。

図表-22 エイズ患者・HIV感染者やその家族に関して起きている人権問題

- あなたは、エイズ患者・HIV(エイズウイルス)感染者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

(2) 課題

- ・ HIV感染者等に対する正しい知識や理解を普及し、偏見や差別を解消する。

(3) 施策の基本方向

① HIV感染者等に対する差別解消のための啓発活動の推進

ア 正しい知識の啓発

- ・ エイズ患者やHIV感染者に対する差別の解消のため、広く県民を対象とした普及啓発を実施します。

イ 世界エイズデーに合わせたキャンペーンの実施

- ・ HIV感染者等に対する偏見や差別を解消し、予防を徹底するために、「世界エイズデー」(12月1日)に合わせてキャンペーンを実施し、正しい知識の普及・啓発を推進します。

ウ 保健・医療関係者を対象とした研修の実施

- ・ 保健所や医療機関等において、人権の尊重及び個人情報保護を徹底するための研修を実施します。

ハンセン病元患者等

(1) 現状

明治以降、病気に関する誤った認識から国による強制隔離政策が続けられ、県内でも「無らい県運動」等により、隔離政策が進められました。

1996(平成8)年の「らい予防法の廃止に関する法律」の施行により、強制隔離政策がようやく終了しましたが、療養所入所者の多くは、それまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない状況が続きました。

2001(平成13)年にハンセン病患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地方裁判所の判決が下され、これが大きな契機となり、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が制定され、国が隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、ハンセン病患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置が盛り込まれました。

② エイズ教育の推進

ア 高校生等を対象とした性教育の推進

- ・ 主に高校生を対象として性に関する指導やエイズ教育に取り組みます。

イ 学校におけるエイズ教育に関する指導の推進

- ・ 学校における教科や道徳、特別活動等を通して、児童生徒が、発達段階に応じてエイズやHIVについての正しい知識を身につけ、患者や感染者に対する差別や偏見をなくすための取組を充実します。

③ 相談体制の充実

ア 保健所における相談対応

- ・ 県民からのエイズに関する相談窓口を各保健所に設置し、感染に不安のある人やエイズ患者、HIV感染者のプライバシーに配慮した相談体制を充実します。

イ 臨床心理士による心理的支援

- ・ 臨床心理士であるエイズカウンセラーを派遣し、HIV感染者・エイズ患者及び家族等の心理的支援を行います。

2009(平成21)年に施行された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)では、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援等が定められました。また、国は6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰霊及び名誉回復の行事を実施しています。同年、県においても独自に、6月22日を含む日曜日からの1週間を「ハンセン病問題を正しく理解する週間」と定め、パネル展等の実施により正しい知識の普及啓発に努めてきました。

2019(令和元)年、熊本地裁において、ハンセン病患者への隔離政策が家族への差別も助長したと認定し、家族への賠償を命じる判決が出ました。国は控訴せず、この判決が確定し、首相が直接原告である家族に謝罪しました。同年、ハンセン病

問題基本法が改正され、同法前文には、家族についても、「地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備等を行い、偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組んでいかなければならない」と明記されました。

しかし、未だ根深い社会的な偏見や差別に加え、現在も多くの人が高齢等により療養所で生活せざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり、家族への深刻な差別や偏見も続いています。

なお、県内には、2カ所のハンセン病療養所があり、星塚敬愛園(鹿屋市)が1935(昭和10)年に、奄美和光園(奄美市)が1943(昭和18)年に開園、多くの患者が入所し、最大時には星塚敬愛園1,347名、奄美和光園342名の入所者がいましたが、2020(令和2)年3月1日現在の入所者数は星塚敬愛園106名、奄美和光園20名となっています。現在ハンセン病で治療している入所者はいませんが、ハンセン病の後遺症や高齢化に伴う疾患の治療、介護を受ける方が増えています。

県では、2002(平成14)年から、ハンセン病問題の普及啓発のため、入所者の体験談を聞く「ハンセン病問題啓発講演会」や、親子でハンセン病問題について学ぶ「親子療養所訪問」等を実施しています。ただし、入所者の高齢化により、語り部が減少しています。

(2)課題

- ハンセン病に対する正しい知識や理解を普及する。
- ハンセン病患者・元患者及びその家族等に対する偏見や差別意識を払拭するとともに、必要な支援を行う。

(3)施策の基本方向

① ハンセン病問題の正しい理解を深めるための啓発活動の推進

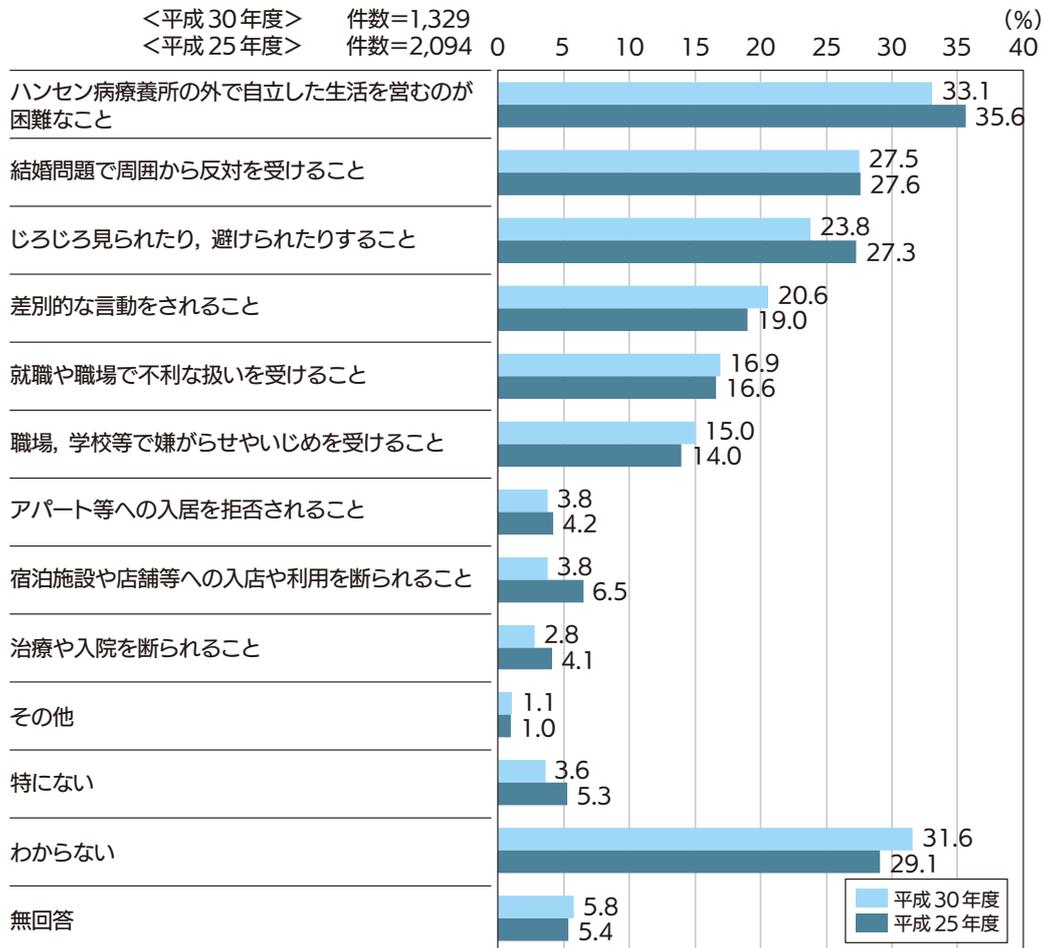
- 地域住民を対象に、入所者等を講師とした啓発講演会を実施します。
- ハンセン病問題に関心をもつ親子や教師等を対象に療養所訪問を実施し、ハンセン病療養所入所者との交流を通じてハンセン病に対する偏見・差別意識の解消を図ります。
- 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」を中心にした普及啓発を推進します。

② 患者・元患者・家族への支援

- 社会復帰に向けた退所希望者等への県営住宅への優先入居を実施します。
- 退所後の在宅支援体制整備のための連絡調整や退所後の生活不安解消等の各種相談へ対応します。
- 患者、元患者及びそれらの家族等の相談窓口を設置し、必要に応じて関係機関と連携・協力して対応します。

図表-23 ハンセン病患者・元患者やその家族に関して起きている人権問題

●あなたは、ハンセン病患者・元患者やその家族に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査



親子でハンセン病療養所を訪ねてみませんか

県では、親子等で夏休み期間中に県内にある2カ所の療養所を訪問する親子療養所訪問事業を行っています。

参加者は、所内を見学し、入所者で作る自治会の役員や所の職員から療養所や収容・隔離の歴史、現在の生活の様子を聞いたり、入所者との交流を通じて体験談等を直接聞きます。

参加した小学生は、この体験を元に人権作文を書いたり、新聞の読者欄に投稿するなど、ハンセン病問題への理解を深め、他の人に広めようとする行動をとる機会となっています。

8 犯罪被害者等

(1) 現状

犯罪被害者とその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続きの過程における精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任な噂話や心ない中傷によるプライバシーの侵害や精神的苦痛、経済的不利益等の二次的な被害にも苦しめられます。

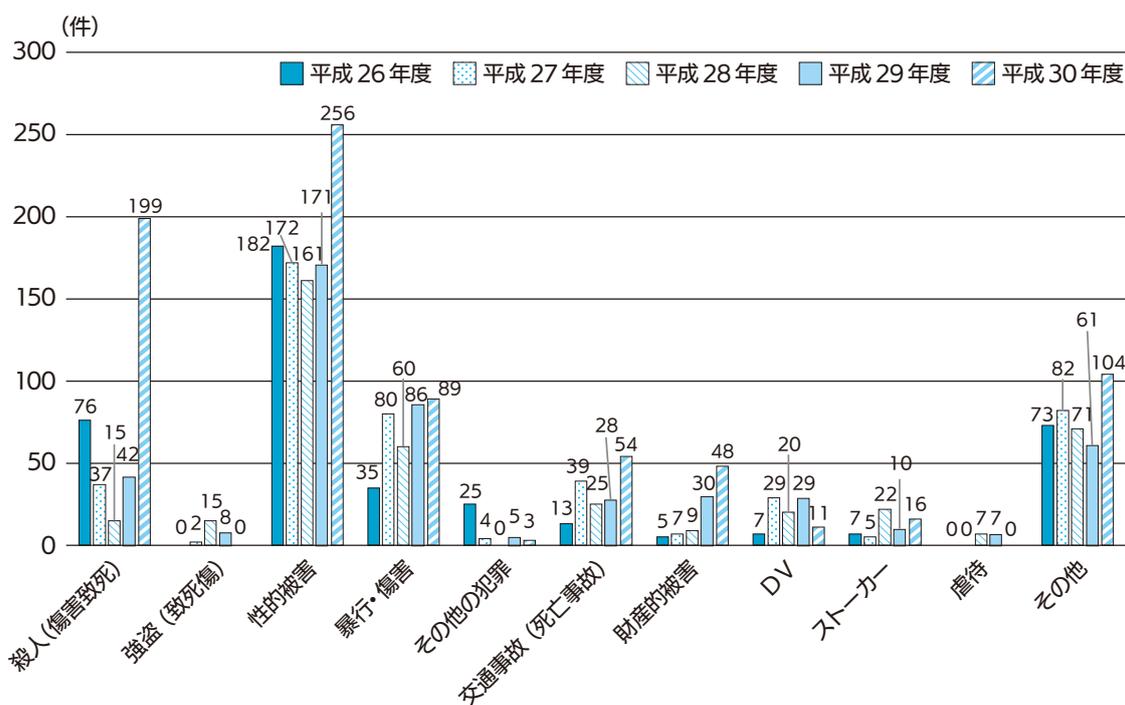
特に、性暴力の被害においては、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大です。周囲の無理解により二次被害を受けることもあり、被害が潜在化する傾向にあります。

このような状況に対応するため、2005(平成17)年に制定された「犯罪被害者等基本法」に基づき、「犯罪被害者等基本計画」を策定し、被害者を支援する各種制度の拡充や公費負担制度の運用の開始等、社会全体で犯罪被害者等を支援していくとする取組が進められてきました。

県では、県警察本部に設置する「被害者支援室」で、様々な側面から犯罪被害者等の支援の充実を図るとともに、くらし共生協働課に設置する「犯罪被害者等支援総合窓口」において、個別相談窓口の案内等を行っています。民間の支援団体である(公社)かごしま犯罪被害者支援センターにおいても、犯罪被害者等からの相談対応、警察や病院、裁判所等への付添い、及び被害者支援の必要性を訴える広報・啓発活動を行っています。

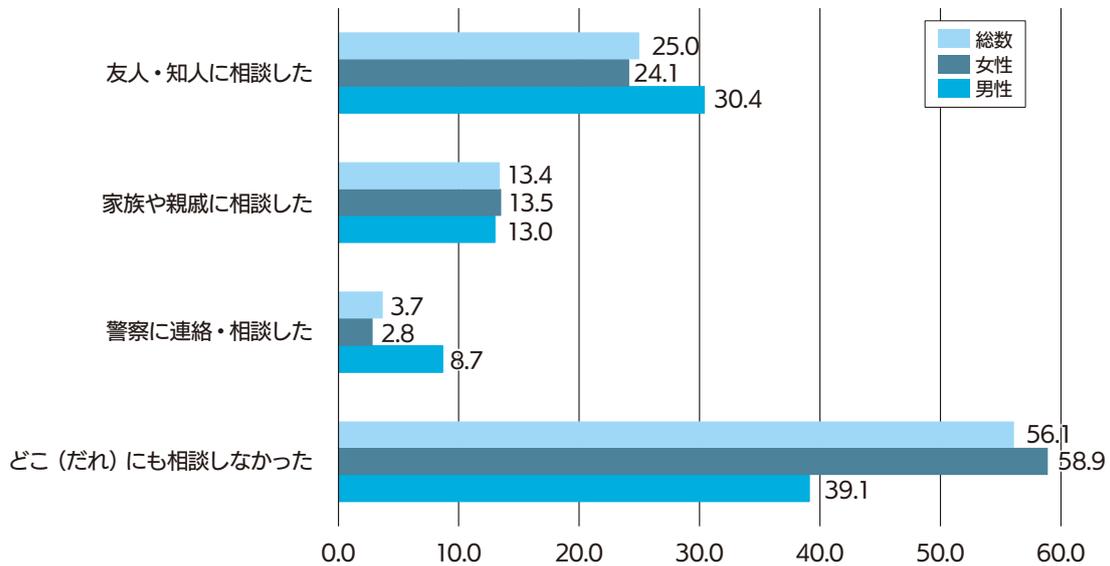
さらに、2016(平成28)年には、性暴力や性犯罪の被害者の尊厳を守るとともに、その心情に配慮し、犯罪被害者等が心身に受けた被害の軽減を図ることなどを目的とした「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称：FLOWER(フラワー))」を設立し、各関係機関等と連携して支援を行っています。

図表-24 かごしま犯罪被害者支援センターへの相談内容別相談件数の推移[本県]



資料：かごしま犯罪被害者支援センター調べ

図表-25 性的被害者の相談先



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H30.3)より一部抜粋

(2)課題

- ・ 犯罪被害者等に対する理解を促進する。
- ・ 犯罪被害者等の事件後の日常生活への様々な精神的・経済的影響を軽減する支援を行う。
- ・ 犯罪被害者等のプライバシーの保護を徹底する。

(3)施策の基本方向

① 犯罪被害者等への理解と人権尊重のための啓発活動の推進

ア 地域のサポートや職場における配慮

- ・ 犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるため、地域のサポートや職場における配慮が促進されるような広報・啓発活動を推進します。

イ 犯罪被害者等の抱える問題への理解促進

- ・ 犯罪被害者等が犯罪等により直接的に心身に受けた被害のみならず、二次的被害により苦しんでいることへの理解を促します。

② 犯罪被害者等の相談体制の整備

ア 犯罪被害者等支援総合窓口の活用

- ・ 犯罪被害者等が直面している問題について、個別相談窓口及び犯罪被害者等施策に

関する情報等の案内を行う「犯罪被害者等支援総合窓口」の活用促進を図ります。

イ 性暴力被害者サポートネットワークかごしまにおける相談支援

- ・ 「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称：FLOWER(フラワー))」において、性暴力・性犯罪の被害者が安心して相談できる体制を整備し、医療面などのケアを含め、切れ目のない支援を行います。

ウ 交通事故相談所における相談対応

- ・ 不慮の交通事故に遭った人のために、交通事故相談所の交通事故相談員による相談対応を行います。

③ 犯罪被害者等の精神的・経済的支援の充実

ア 捜査過程等の負担軽減

- ・ 県警察本部において、犯罪被害者等への必要な情報の提供や相談対応、カウンセリングの実施を行うほか、捜査過程における犯罪被害者等の負担軽減を図ります。

イ ニーズに対応した支援活動

- ・ 「県犯罪被害者等支援連絡協議会」を構成する県弁護士会、県医師会、県臨床心理士会、県関係部局等の関係機関・団体が連携

し，犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を推進します。

ウ 民間の支援団体と連携した多様なニーズへの対応

- 犯罪被害者等が安心して相談でき，きめ細やかな援助を受けることのできるよう，

(公社)かごしま犯罪被害者支援センターと緊密に連携し，犯罪被害者等の多様なニーズに対応した支援の一層の充実を図ります。

エ 県営住宅への優先入居

- 犯罪被害者等への県営住宅への優先入居を実施します。

9 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現 状

北朝鮮当局による拉致問題については、2002(平成14)年に開催された日朝首脳会談において、北朝鮮側が否定していた日本人拉致を初めて認め、同年、拉致された被害者のうち5人の帰国が実現し、2004(平成16)年には、拉致被害者の家族の帰国も実現しました。しかし、日本政府が拉致被害者として認定している17人のうち、帰国した5人以外の安否は不明のままであり、この中には鹿児島県関係者も含まれています。

2005(平成17)年には国連総会において北朝鮮の人権状況に関する決議が採択されました。これを踏まえ、翌年に、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつこの問題の実態を解明し、拉致の抑止を図ることを目的とする「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携して、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努め

るものとされました。

拉致被害者及びその家族の多くが高齢化し、問題解決による被害者の一刻も早い帰国が望まれています。

(2) 課 題

拉致問題の解決に向けて、県民の関心を高め、認識を深める。

(3) 施策の基本方向

① 拉致問題等についての啓発活動の推進

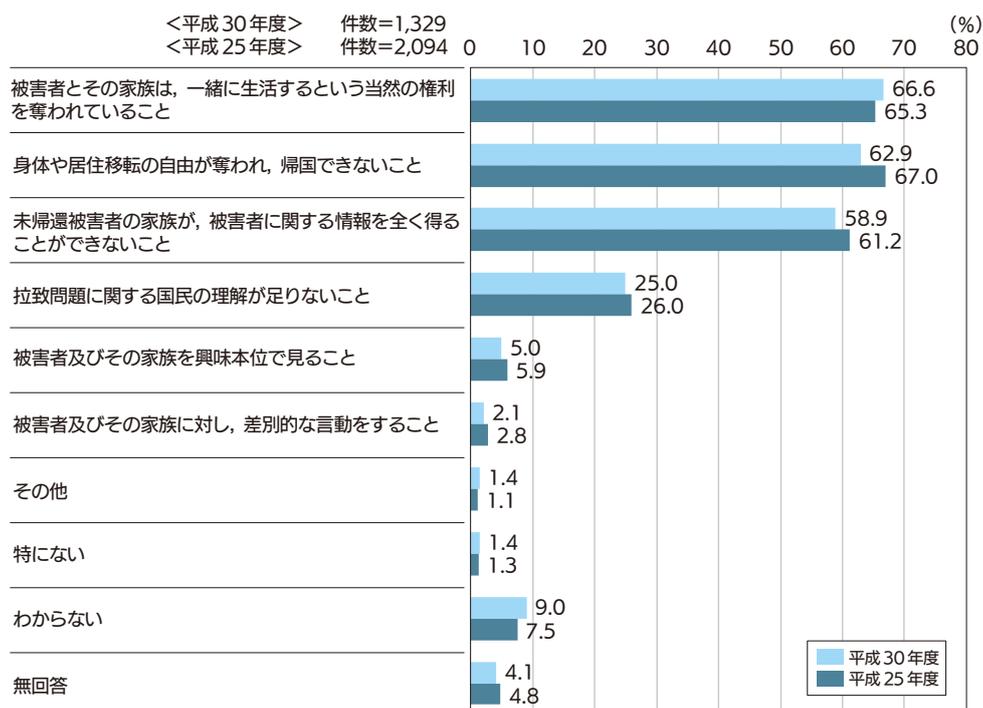
- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日～16日)を中心に、写真パネル展の開催や各種広報媒体を活用して、拉致問題の周知・啓発を行います。

② 学校における拉致問題についての教育の充実

- 学校において、児童生徒の発達段階等に応じて、教材を効果的に活用し、拉致問題に対する理解が深まる取組を行います。

図表-26 北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関して起きている人権問題

●あなたは、北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

10 性的指向・性自認

(1) 現状

人の性のあり方(セクシュアリティ)は様々で、身体の性、心の性、好きになる性、服装やしぐさ及び言葉づかいなどの性表現といった要素の組み合わせにより無数に存在します。その多様性は尊重されるべきですが、性的指向による同性愛や両性愛などの人や、心の性(性自認)と身体の性が一致しない人などが、社会生活を送る上で、大きな苦痛や困難を抱えている状況があります。

2018(平成30)年度に実施した意識調査の結果によると、性的指向や性自認に関して起きている人権問題として、「差別的な言動をされること」、「職場や学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「本人の許可なく性的指向(性自認)を他人に暴露されること」と、それぞれ3割以上の人が回答している一方、約3割が「わからない」と回答しており、性的指向や性自認に対する理解が十分とはいえない状況にあります。

2004(平成16)年に、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(性同一性障害特例法)が施行され、一定の条件を満たせば、家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となりました。2008(平成20)年の改正により、その要件が緩和されたものの、依然として性別適合手術は必要であり、身体的負担が大きいなど性別変更のハードルが高い現状です。

なお、国の「第4次男女共同参画基本計画」には、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への対応として、人権教育・啓発活動の促進や相談体制の充実等が盛り込まれ、2016(平成28)年には、男女雇用機会均等

法に基づく事業所向けの「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」において、性的指向または性自認に関するセクハラも対象となると明記されました。

県の「第3次男女共同参画基本計画」にも、性の多様性に関する啓発と相談対応を盛り込み、性の多様性を理解し、性的指向や性自認に関して配慮することを、男女平等や人権の観点から求めています。

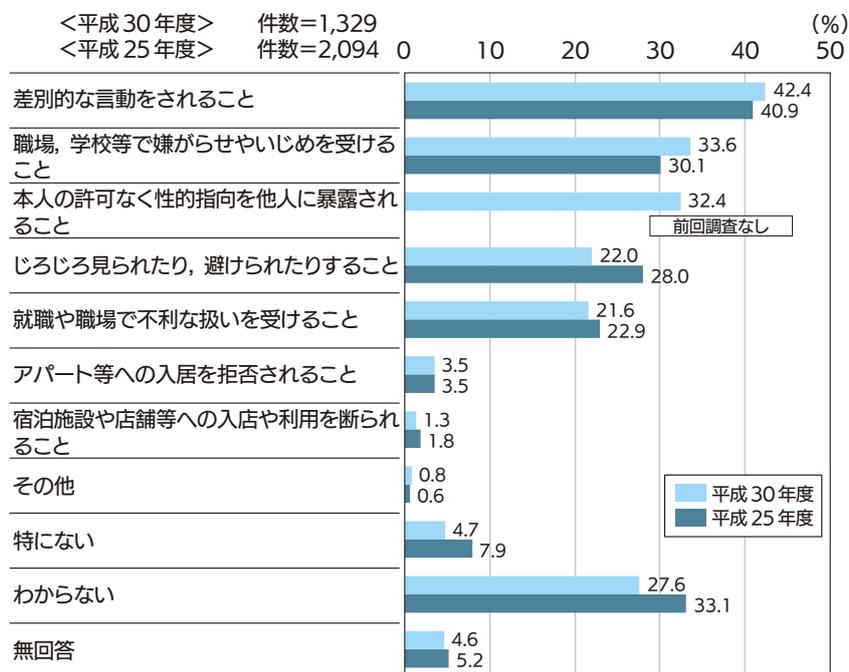
しかし、社会では、未だ身体の性と性自認は一致するという思い込みや、恋愛・性愛の対象は異性であるという固定観念が根強く、性自認が身体の性と異なっている人や、同性愛者、両性愛者等は、それらを表明することで差別や偏見を受けたり、それを恐れて表明することができないことで、深刻な生きづらさを抱えています。

また、多くの社会制度が異性のパートナーを前提としており、異性のパートナーに認められている財産分与や相続等の権利が、同性のパートナーには認められていない状況の中、一部の自治体や企業では、同性カップルを婚姻に相当するパートナーと認めるなどの取組も見られるようになりました。

学校においては、2015(平成27)年に文部科学省から、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への対応に当たっての具体的な配慮事項等をまとめた通知が都道府県等に出され、児童生徒への配慮や相談体制の充実を求めています。

図表-27 性的指向に関して起きている人権問題

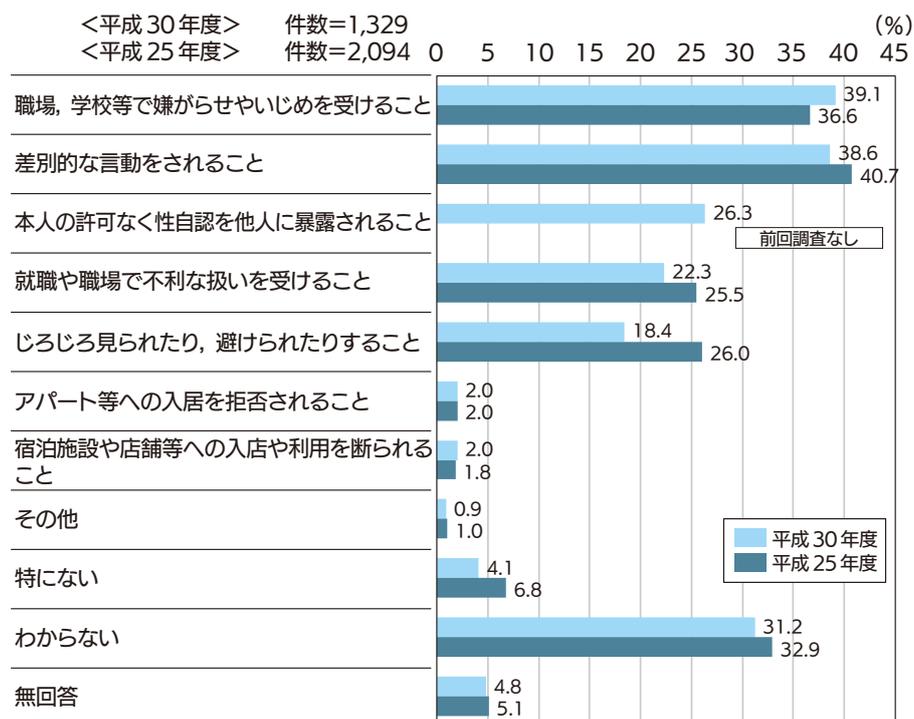
●あなたは、性的指向に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

図表-28 性自認に関して起きている人権問題

●あなたは、「生物学的な性」と「こころの性」が一致しないなど性自認に悩んでいる方に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



資料：平成30年度人権についての県民意識調査

(2) 課題

- 性的指向・性自認等について、正しい理解を促進し、それらを理由とする差別や偏見を解消する。
- 人権の視点から多様な性のあり方を尊重し、それを踏まえた制度等の見直しを行う。

(3) 施策の基本方向

① 多様な性を理解する教育や啓発活動の推進

ア 地域住民への啓発

- 地域住民の多様な性への理解を深めるため、当事者や民間団体等と連携して、講演会や研修会の開催、啓発資料の配付等を通じた啓発に取り組みます。

イ 企業等への啓発

- 企業の採用や人事管理等において、性的指向や性自認を理由とする差別を排除し、公平な取扱いを行うため、関係法令等の周知に努めるとともに、人事担当者等社員を対象とした研修開催を支援します。

② 性的指向・性自認に係る児童生徒に対するきめ細かな対応

ア 教職員の多様な性についての理解促進

- 学校において、管理職をはじめ、人権同和教育担当者、生徒指導担当者及び養護教諭等に対する研修機会を確保し、教職員自身の多様な性についての理解を深めます。

イ 学校における相談支援体制の整備

- 児童生徒が性的指向や性自認にかかわらず安心して学校生活を送るため、児童生徒の心情に十分配慮し、悩みや不安に寄り添う相談とその時々児童生徒の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

③ 制度や施設等における性的指向・性自認への配慮

- 各種公的書類の書式(性別記載欄)などの制度や施設について、性的指向・性自認等に配慮した見直しの検討を行います。
- 行政職員は、適切な配慮や対応を行うため、研修等を通じて理解と情報の共有を図ります。



LGBTとSOGI

LGBTとは、性的少数者に含まれる以下のアルファベットの頭文字を取った、性的少数者の総称の一つです。性的少数者には、LGBT以外にもアセクシュアル(無性愛者)、パンセクシュアル(あらゆる性別の人を好きになる人)、クエスチョニング(性的指向や性自認が揺れ動いている、迷っている人)なども含まれます

L = レズビアン(同性を好きになる女性)

G = ゲイ(同性を好きになる男性)

B = バイセクシュアル(異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある人)

T = トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人)

SOGIとは、好きになる性別を示す性的指向(Sexual Orientation)と自身が認識する性別を示す性自認(Gender Identity)の頭文字から取った「人の属性」を表す略称で、LGBTが「人」そのものを指すのに対して、SOGIはすべての人に関わる性のあり方を捉える概念です。

なお、SOGIに対する差別的な言動やいじめ、望まない性別での生活の強要、誰かのSOGIを許可なく公表すること(アウティング)などを「SOGIハラ」と言い、それをなくす運動が職場や学校等で広まりつつあります。

性についての課題は、特定の人々への配慮が必要な課題ではなく、すべての人の人権尊重に根ざした課題であるという考えに基づき、この計画では、分野別課題のタイトルを「性的指向・性自認」としています。

11 その他の人権問題

刑を終えて出所した人等

(1) 現 状

刑又は保護処分を終えて刑務所や少年院等を退所した人等(以下、「刑を終えて出所した人等」という。)の中には、更生の意欲があっても、社会に強い偏見や差別意識があることから、親族であっても身元引き受けが困難で、就労先や住居の確保等に問題を抱えている人がいます。退所後の適切な支援を受けられないまま、再び罪を犯す人もいます。

刑を終えた人の更生保護や再犯防止については、これまで、国の施策として行われてきており、県は、国の地域生活定着促進事業により、2010(平成22)年に「鹿児島県地域生活定着支援センター」を設置し、高齢又は障害のため矯正施設を退所後に福祉サービスを受ける必要がある人等を支援するほか、国が主唱する「社会を明るくする運動」(すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動)に参画してきました。

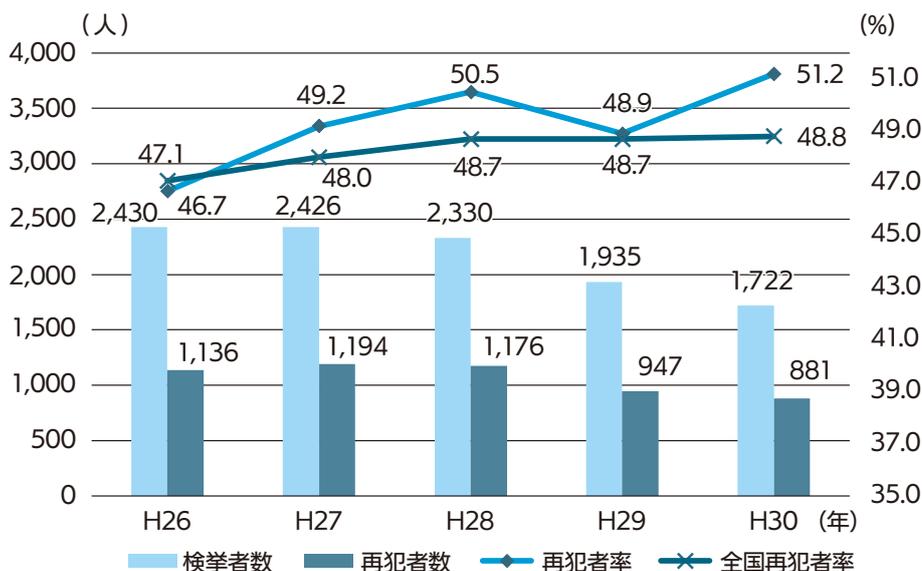
また、民間団体においても、県保護司会連合会や県更生保護女性連盟、県協力雇用主会等が連携して、刑を終えて出所した人等の支援に取り組んできました。

しかしながら、検挙人数に占める再犯者の割合である再犯者率が上昇し、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていました。

このような現状を踏まえ、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することなどを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)が2016(平成28)年に施行され、国は同法に基づき、2017(平成29)年に「再犯防止推進計画」を策定しました。

県においても、2019(平成31)年に「鹿児島県再犯防止推進計画」を策定、同計画に基づき、県民の再犯防止についての理解促進や刑を終えて出所した人等を対象とした居場所づくりに取り組んでいるところです。

図表-29 刑法犯検挙者数及び再犯者数等の推移



資料：鹿児島県警察本部調査、法務省集計データ

(2) 課題

- 刑を終えて出所した人等の再犯を防止する制度や環境の整備を図る。
- 刑を終えて出所した人等が地域社会の一員として社会生活を営むことを可能にする。
- 刑を終えて出所した人等に対する差別・偏見を解消する。

(3) 施策の基本方向

① 刑を終えて出所した人等の再犯防止の取組

- 高齢者や障害者、生活困窮者、非行少年等に
応じた生活や就労、住宅確保等の支援の充

実及び相談支援体制の整備を図ります。

- 社会とのつながりを持ち、話し相手や相談相手がいて孤独ではないという安心感を持てるような居場所や社会の役に立っていると実感できる出番の創出を行います。

② 刑を終えて出所した人等の人権が尊重される人権教育・啓発

- 県民の再犯防止についての理解を深め、刑を終えて出所した人等が社会復帰を果たすために、地域や事業所等で人権意識の向上を図る教育・啓発に取り組みます。

生活困窮者

(1) 現状

我が国では、1990年代のバブル経済の崩壊以後、景気低迷が続く中、2008(平成20)年の世界金融危機(リーマンショック)の影響を受け、雇用環境の悪化や所得の低下等により経済的困窮に陥る人が増加しました。生活困窮世帯で育つ子どもの多くは、就学や進学、就職に困難を抱え、それによって、貧困が世代間で連鎖することも深刻な課題となりました。また、少子高齢化の進行、単身世帯やひとり親世帯の増加などの世帯構造の変化、家族や職場、地域社会におけるつながりの希薄化などにより、社会的孤立のリスクが拡大し、「無縁社会」という言葉が生まれました。

このような生活上の困難は、生存権や教育を受ける権利など人として生きる上での保障されるべき権利を脅かし、地域の活力も奪うことに繋がることから、最後のセーフティーネットである生活保護制度の機能強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者に対するいわゆる「第二のセーフティーネット」が必要となり、2013(平成25)年に「生活困窮者自立支援法」が成立し、2015(平成27)年から施行されました。

この制度が目指す目標は「生活困窮者の自立と尊厳の確保」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」であり、対象者は自己肯定感・自尊感情を失っていることが多いことから、自己選択・自己決定を基本としつつ、経済的自立だけでなく、その人なりの自立を目指します。また、「支援する側・支援される側」という関係を固定的なものにせず、

誰もが地域社会の一員として積極的な役割を果たせる地域づくりを目指します。

本県においては、県福祉事務所が所管する町村地域に「くらし・しごとサポートセンター」を設置し、市町村の福祉事務所とともに包括的な支援体制の整備を図り、一人ひとりに寄り添った支援活動を展開しています。

なお、生活困窮者には、定まった住居を持たず、路上や公園等で生活を送るホームレスが含まれます。ホームレスに至る原因は、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題などが複合的に絡み合っていることが多く、食事の確保や健康面の問題を抱えている場合があります。地域住民との間のあつれきやホームレスに暴力が向けられる事件も発生しています。2002(平成14)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(ホームレス自立支援法)が制定され、雇用、保健医療、福祉等の各分野にわたってホームレスの自立支援策等が推進され、生活困窮者自立支援制度との連携も図られてきました。

「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」によると、県内のホームレスの人数は、2003(平成15)年の80人から、2011(平成23)年には39人、2019(平成31)年には12人と減少してきています。ただし、この調査の対象となった路上生活者等だけでなく、ネットカフェや車中等に寝泊まりして、居場所を既に失った、あるいは失いつつある人を含めると、ホームレスは多様化

しており、経済的格差の拡大及び生活困難者や孤立者の潜在化は、引き続き深刻な社会問題となっています。

(2)課題

- 様々な事情により現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができない人やその恐れがある人を早期に発見し、支援につなげる。
- 一人ひとりの状況に応じた寄り添った支援を行う。
- 生活困窮に陥る背景にある地域課題の解決を図る。

(3)施策の基本方向

① 生活困窮者の尊厳の保持

- 生活困窮者の自己肯定感・自尊感情の回復を支援します。

② 生活困窮者の状況に応じた包括的な支援の実施

- 福祉事務所や「くらし・しごとサポートセ

人身取引

(1)現状

人身取引は、性的搾取や強制労働を目的として行われる重大な犯罪であり、深刻な人権侵害です。被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その回復は非常に困難です。近年、グローバル化の一層の進展や経済格差の拡大等に伴って、人身取引は国境を越える脅威となっています。

特に、女性や子どもなどが被害者となる場合が多く、日本における人身取引は、主に、売春・風俗、児童ポルノ、アダルトビデオ出演強要などの性的搾取を目的に行われています。児童ポルノに対する取締りが厳しくなったため、児童が被害者となる検挙数は減ったものの、女子中高生がターゲットとされることが増え、JKビジネスが要因のひとつとなっています。また、海外出身の日本滞在者が、劣悪な条件で労働をさせられることも起きています。

なお、外国人が国内に強制的に連れてこられ、劣悪な環境・条件で労働を強いられたり、売春を強制されたりするような人身取引の受入国にならないため、厳しい対策が求められています。

国連は2014(平成26)年に7月30日を「人身取

引反対世界デー」と定め、国においても同年、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、関係省庁が一体となって対策に取り組んでいます。

- 必要に応じて生活保護制度を適用し、教育、就労、医療、住宅確保等の生活全般と自立の支援を行います。

③ 多様化するホームレスの人権擁護と支援

- 多様化するホームレスの社会的背景に対する正しい理解を広め、差別を防止します。
- NPO等と連携を図り、就労、住宅、福祉、医療等について総合的に支援します。

④ 地域共生社会実現に向けた地域づくりの実践

- 生活困窮者のもつ多様で複合的な課題の解決に、市町村や関係機関・団体、地域住民をはじめ地域の様々な分野の社会資源と連携して取り組むことを通じて、地域共生社会の実現に向けた地域づくりの実践を促進します。

引反対世界デー」と定め、国においても同年、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、関係省庁が一体となって対策に取り組んでいます。

(2)課題

- 人身取引の取締りを強化し、被害者を保護する。
- 国内及び国際的人身取引の問題に対する理解を広める。

(3)施策の基本方向

① 人身取引の実態や背景についての理解の促進

- アダルトビデオ出演強要やJKビジネス、外国人労働者の不法就労が人身取引の温床となることがあるなど、人身取引は身近に起きていることについて理解の普及を図ります。
- 人身取引の国際的な撲滅に向けた理解を広めます。

② 人身取引をさせない意識啓発の推進

- 子どもや女性、外国人に関わる行政機関や

教育機関は、人身取引に関わる危険性のある事業所等や被害を受けるおそれがある者に対して、被害を防止するための普及啓発・教育を行います。

アイヌの人々

(1)現 状

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・催事、多くの口承文学(ユーカラ)等、独自の豊かな文化をもっています。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、その文化が抑圧されたことにより、十分な保存・伝承が図られず、様々な偏見や差別を受けることになりました。

こうした状況の中、1997(平成9)年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(アイヌ文化振興法)が施行されました。

2007(平成19)年の国連総会において「先住民の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを受けて、2008(平成20)年の国会で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、政府に「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」が設置されました。翌2009(平成21)年に出された懇談会の報告書では、国にアイヌの文

③ 人身取引の取締りの強化と被害者保護

- 人身取引の手口の巧妙化・潜在化など、人身取引をめぐる情勢の変化を踏まえながら、取締りを強化するとともに、被害者の速やかな保護を行います。

化の復興に配慮すべき強い責任があるとして、偏見や差別の解消及び新しい政策の推進のために、国民の正しい理解と知識の共有が必要であるとなりました。

2019(令和元)年には、アイヌの人々が先住民族として、民族の誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する施策の指針に関する法律」(アイヌ新法)が施行されました。

(2)課 題

- アイヌの人々への理解不足による就職・結婚時における偏見や差別を解消する。

(3)施策の基本方向

- アイヌの人々についての理解と認識の促進

12 人権に関わる問題

インターネット社会における人権問題

(1) 現 状

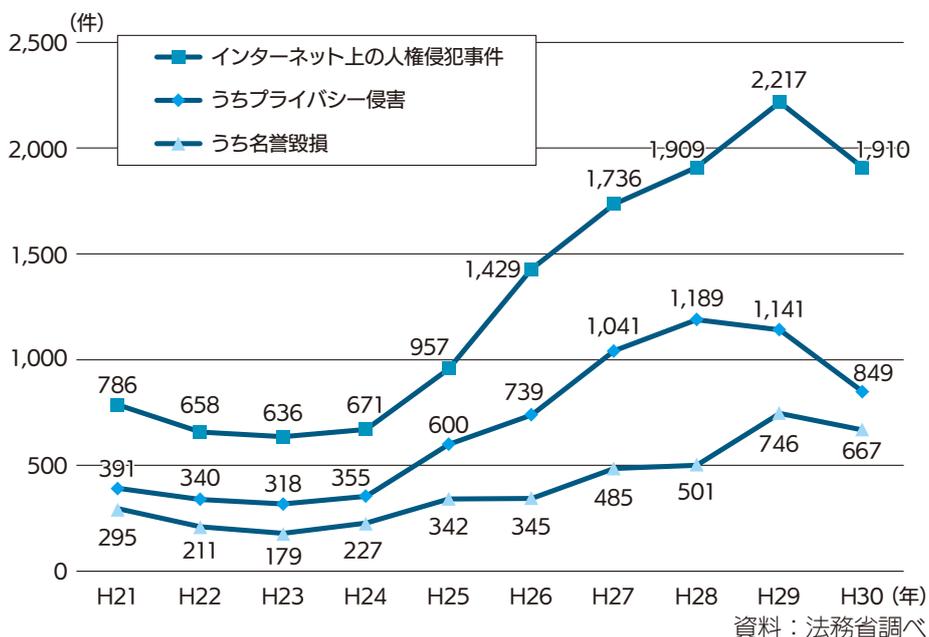
パソコンや携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等の情報・通信手段が発達し、社会の高度情報化が急速に進み、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や動画共有サイトなどのソーシャルメディアの利用者は急増しています。誰もが容易にインターネットを利用することができるようになり、生活の利便性が向上した一方、インターネットの特性である匿名性や情報発信の容易性、情報が瞬時に広範囲に伝わる拡散性等を悪用した個人に対する誹謗・中傷やプライバシーの侵害が増加し、外国人や同和問題（部落差別）に対する差別的書き込みや元交際相手等の性的な写真・動画をインターネット上に掲出するリベンジポルノ、性的画像を自画撮りさせて送らせる児童ポルノの性的暴力、その他人権に関わる様々な問題が発生しています。

2002（平成14）年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が施行され、インターネット上などの情報の流通において権利が侵害された被害者は、プロバイダやサーバの管理者等に発信者の情報を開示させる権利が与えられました。

また、2009（平成21）年に事業者へ有害情報閲覧を制限するフィルタリングサービスの提供を義務付ける「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）、2014（平成26）年にリベンジポルノへの罰則を盛り込んだ「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ防止法）が制定されました。

2018（平成30）年度に県教育委員会が実施した「インターネット利用等に関する調査」の結果によると、子ども専用の携帯電話（スマートフォンを含む。）のフィルタリング設定率は8割でした。フィルタリングサービスのより一層の普及と児童ポルノ自画撮りの被害防止を図るため、2019（令和元）年に「青少年保護育成条例」を改正し、保護者がフィルタリングサービスを利用する責務を明記し、携帯電話事業者等には、青少年が利用する携帯電話を販売する際のサービス利用に関する書面の交付等を義務づけるとともに、県民が青少年に対して自画撮りの提供を求める行為を禁止しました。

図表-30 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の状況〔全国〕



(2)課題

- ・ インターネット上の人権侵害を防止する。
- ・ インターネットの正しい使い方を普及する。
- ・ インターネットを利用したいじめや児童ポルノ、リベンジポルノ等を予防するための教育・啓発を推進するとともに、それらの被害者を適切に支援する。

(3)施策の基本方向

① 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進

- ・ 県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。

② 情報モラルに関する教育の充実

ア インターネットの安全な利用のための情報モラル教育の取組

- ・ インターネットの便利さに潜む危険性について正しく理解することにより利用時の危険を回避し、利用者がインターネットとそこから得られる情報を安全に利用できるよう、情報モラルとメディアリテラシーの

向上に取り組みます。

イ 家庭内におけるインターネット利用のルールづくり等の促進

- ・ 青少年の保護者に対して、その役割として、青少年をインターネット上の有害情報から守るために、フィルタリング利用の促進や家庭内でのインターネット利用のルールづくりを行うことの重要性について啓発を行います。

③ 安全・安心なインターネット利用の促進

ア 青少年を取り巻く有害環境の浄化

- ・ 鹿児島県青少年保護育成条例に基づき、加害行為の抑制と自画撮り被害の未然防止に努めます。

イ NPO法人との協働による青少年のインターネット利用環境づくり活動の推進

- ・ NPO法人との協働により「安心サポーター養成講座」を実施し、青少年のインターネット利用環境づくり活動を推進します。

④ インターネット上での人権侵害行為への対応

- ・ インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。

災害時の人権問題

(1)現状

2011(平成23)年の東日本大震災をはじめ、全国で発生した大規模な震災や水害の被災地では、特別な支援や配慮を必要とする高齢者や障害者、病気の人、妊産婦、乳幼児への配慮が行き届かない状況や、特に女性や子どもの安全・安心が確保できないことが問題になりました。

避難所によっては、衛生用品等の生活必需品が不足したところがあったほか、男女別のトイレやトイレ周辺等の街灯、女性用更衣室、授乳室、男女別洗濯物干し場等が設置されていなかったり、母子避難スペース等が確保されていなかったところがあり、そのような避難所では、性犯罪の危険性が指摘されました。「女性だから」と食事準備や清掃等が、「男性だから」と避難所の運営や復旧作業が当然のように割り振られ、性別によって役割

が固定化されたところも多く見られました。

また、福島第一原子力発電所事故により避難を余儀なくされた人々に対する根拠のない風評や思い込みによる偏見、心ない嫌がらせ、子どもへのいじめなどが社会問題となりました。

こうした状況を踏まえ、国の「防災基本計画」が修正され、避難所での女性や子育て家庭へのニーズへの配慮、応急仮設住宅の運営管理及び復旧・復興の場における女性の参画の推進が位置づけられました。これを受け、県では、2013(平成25)年に「県地域防災計画」も男女共同参画の視点を盛り込む修正を行いました。

さらに、2016(平成28)年、高齢者等の要配慮者へのニーズ対応や女性・子どもの安心・安全を確保するための対応等を取りまとめた国の「避難

所運営ガイドライン」が策定され、県でも2017（平成29）年に「避難所管理運営マニュアルモデル」に要配慮者、女性・子どもへの配慮等を追加する見直しを行いました。

2016（平成28）年の熊本地震以後も大災害が頻発しており、避難所の運営や被災地の復興・復旧において、高齢者、障害者、女性、外国人、性的少数者等への配慮と多様な一人ひとりの視点が必要であることが、広く認識されつつあります。

(2) 課題

- ・ 避難所において、安全・安心やプライバシーを確保する。
- ・ 避難所運営や被災地の復旧・復興において、高齢者、障害者、女性、外国人など多様な一人ひとりに配慮するとともに、それら多様な立場の人の参画を促進する。
- ・ 災害に伴う風評被害や偏見、いじめなどを防止する。

(3) 施策の基本方向

① 災害発生時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進

ア 災害に備える命や人権を大切にする教育・啓発の推進

- ・ 災害時の切迫した状態で強い不安やストレスが重なることにより、人権に対する意識が薄らぎ、要配慮者に対する配慮が不足することがないように、災害時には一層、人権に配慮した行動をとることができるための教育・啓発を推進します。

イ 風評等に基づく人権侵害事案の発生予防

- ・ 原子力発電所の立地県として、県民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発を行います。
- ・ 被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、人権問題への理解を深める啓発を行います。

② 人権に配慮した防災対策

- ・ 地域コミュニティにおける要配慮者の避難経路や支援方法を定めた防災マップ等を作成し、その情報の共有を図ることを促進します。

- ・ 高齢者や障害者、乳幼児等の避難行動要支援者対策を推進します。
- ・ 病院や社会福祉施設における避難を含む防災対策を推進します。
- ・ 市町村における福祉避難所の指定と周知を促進します。
- ・ 要配慮者の視点を踏まえた防災訓練を実施します。

③ 避難所における要配慮者への適切な対応

ア 多様な立場の人の参画による避難所運営

- ・ 市町村の防災担当部局のみならず医療・保健・福祉部局や地域住民、ボランティア等が連携して、避難所を運営します。
- ・ 育児・介護・衛生・栄養その他避難者の多様なニーズを踏まえた避難所運営を行うため、女性をはじめ多様な立場の人の避難所運営委員会への参画を促進します。

イ 要配慮者への対応

- ・ 高齢者、障害者、病気の人、女性、子ども、妊産婦、乳幼児、外国人、性的少数者等の要配慮者の状態・ニーズについて情報共有を図り、避難者同士で要配慮者を見守る体制づくりを行います。
- ・ 女性や子どものニーズを踏まえ、女性用のトイレや更衣室、洗濯物干し場、授乳室を設置するとともに、部屋や場所割等について配慮します。

ウ 避難所における防犯対策の実施

- ・ 災害時の治安を維持するため、消防団や自警団等による地域の見守り体制を強化し、女性・子どもに対する性犯罪の防止等に取り組みます。

エ 相談体制の整備

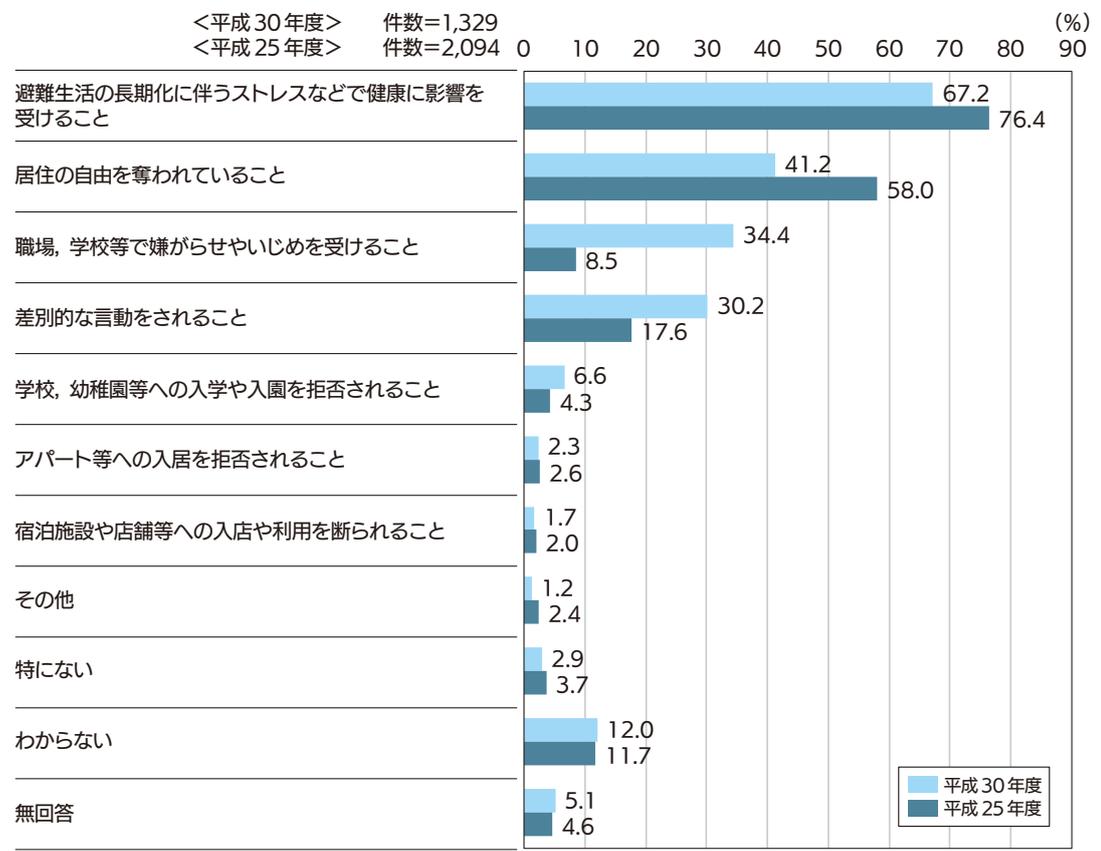
- ・ 相談窓口を設置し、避難者の悩みの解消や不安の軽減を支援するとともに、避難者のニーズ等を把握し、避難所の改善を図ります。

④ 被災者の生活支援

- ・ 被災者の生活再建に必要な各種情報を提供します。

図表-31 東日本大震災などに伴う人権問題

●あなたは、東日本大震災やそれに伴う福島第一原子力発電所の事故の発生による被災者や避難者に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか。(複数回答)



13 複合的な人権問題

障害のある外国籍の子どもや高齢の生活困窮者等のように、人には複数の属性があることで、差別や偏見を重複して受け、より困難な状況に直面することがあります。このため、人権問題の解決に当たっては、複合的な視点が不可欠であり、それを踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

なお、属性のうちで性別は、誰にとっても関わりがあることから、性別に起因する(特に女性の)人権問題は最も身近な人権問題です。子どもや高齢者、障害者、外国人、同和問題等の人権問題があるところには、女性の人権問題が存在します。そのため、それぞれの人権問題の解決に当たっては、女性の人権の視点を横串で通す横断的な取組が必要です。

14 様々な人権問題

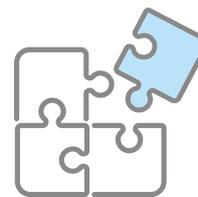
基本計画で取り上げたほかに、難病患者や感染症のキャリアの人権、個人情報保護の問題など様々な人権問題があります。感染症の1つであるHTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)は、九州、沖縄にキャリアが多いとされており、県において母子感染予防に取り組んでいるところですが、キャリアに対する偏見が存在しています。2020(令和2)年に感染が世界に拡大した新型コロナウイルス感染症は、多くの人の生命を脅かし、感染者やその家族、医療関係者、海外渡航者に対する差別や偏見を生み出しました。さらに、感染拡大による社会経済の混迷は、国内外の様々な人権問題を深刻化させ、国内でも生活困窮者や外国人労働者そのほか差別や格差等により生活上の困難を抱えていた人は、より深刻な影響を受けることになりました。

また、世界には、未だ戦争や民族紛争、迫害等の深刻な人権侵害が存在し、世界中に人権を侵害され、命の危機にさらされている人がいます。

誰もが、人権を侵害され、日常を奪われるリスクを抱えています。すべての人々の人権が尊重され、あらゆる差別や偏見のない平和な社会の実現に向けて、人権問題についての理解を深め、一人ひとりがその解決に役割を果たすために、人権教育・啓発の積極的な推進を図ります。



第6章 推進体制の整備等



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

推進体制の整備等

3 1

県の推進体制
関係団体・企業等との連携

2

国及び市町村との連携
関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進

4

基本計画のフォローアップ
資料編

1 県の推進体制

県の各部局は、「人権の主流化」の視点を踏まえ、副知事を本部長とする県人権教育・啓発施策推進本部会議の下、緊密な連絡調整を図り、基本計画に基づき、総合的かつ効果的に人権教育・啓発関係施策を推進します。

なお、すべての県民が人権尊重の社会づくりに主体的に取り組むための仕組みを検討します。

2 国及び市町村との連携

国及び市町村と緊密な連携・協力の下、基本計画に基づく人権教育・啓発の効果的な推進に取り組めます。特に、住民にとって最も身近な市町村において、地域の状況を踏まえて行われる人権教育・啓発は、より大きな効果が期待されることから、その取組を推進します。

3 関係団体・企業等との連携と自主的取組の促進

人権教育・啓発を進めるためには、行政だけでなく、各種団体や企業等による自主的・主体的な活動が不可欠であることから、県人権同和問題啓発推進協議会との連携も図りながら、それらの活動に対し、積極的な支援を行います。

4 基本計画のフォローアップ

基本計画の進捗状況については、毎年度、県のホームページ等を活用して県民に情報提供するとともに、成果と課題を検証し、その結果を施策の推進に反映します。

資料編

▶ 用語の解説

あ行

アウトリーチ

働きかけることや、援助すること。手を伸ばすという意味の英語から派生したことばで、福祉の分野では訪問支援などと訳される。

生活困窮者自立支援制度におけるアウトリーチは、対象者のいる場所に積極的に出向いて働きかけることを意味するほか、生活上の課題を抱えながらも自ら相談に訪れることができない個人や家族に対して家庭や学校等を訪問すること等も含まれる。

アカデミック・ハラスメント

教育・研究機関における、優位な力関係を利用した嫌がらせ。研究妨害、昇任妨害、指導拒否、退学・退職の勧奨など。略してアカハラ。

インクルージョン

包括、包含。組織内の誰でも目的達成のため、参画・貢献する機会があり、それぞれに特有の経験や能力、考え方が認められ、活用されていること。

インフォームド・コンセント

「十分な説明を受けた上での(患者の)同意」。

患者が医師等から自己の状態や治療について説明を受け理解した上で治療を選択すること。患者と医師等が合同で治療を行うことが、治療環境に最適であるとされている。納得診療ともいう。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乗じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で高額の書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社や官公署、個人などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指す。えせ同和行為は、人々に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっている。

か行

企業の社会的責任

(CSR : Corporate Social Responsibility)

企業が社会の一員として果たすべき責任のこと。

企業の行動や果たすべき機能として、社会的存在としての企業の責任を強調する考え方であり、具体的な要素としては、人権尊重のほか、法令遵守、環境への配慮、社会貢献などがあげられる。

合理的配慮

障害のある人が障害のない人との平等を基礎として、人権及び基本的自由を享有し、又は行使することができるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害や困難さを取り除くための個別の変更や調整のこと。特定の場合において必要とされるものであり、均衡を失した又は過度の負担は課さない。

国際識字年

1987(昭和62)年の国連総会で、1990(平成2)年を「国際識字年」とし、同年からの10年間を「国際識字10年」とすることが決議され、識字率向上の国際的取組が発展する契機となった。

国際児童年

児童に対する社会の関心の喚起を図るため、国連総会で、児童権利宣言採択20周年に当たる1979(昭和54)年を「国際児童年」とすることを決議。多くの国でキャンペーン活動や記念事業が展開された。

国際障害者年

1976(昭和51)年の国連総会で、1981(昭和56)年を「国際障害者年」とすることを決議。目標テーマである「完全参加と平等」に向け、世界各国で障害者問題への認識と取組が強化された。

国際婦人年

1972(昭和47)年の国連総会で、1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを決議。女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱された。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・

女は家庭」，「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などのように，男性，女性という性別を理由として，役割を固定的に分ける考え方のこと。

コンプライアンス

法令遵守。特に企業活動において，法に抵触したり倫理を逸脱したりせず，社会規範に反することなく業務を遂行すること。

さ行

再犯者率

犯罪により検挙等された者の中に，過去にも検挙等された者がどの程度いるのかを見る指標。混同されやすい「再犯率」は，検挙等された者が，その後の一定期間内に再び犯罪を行うことがどの程度あるのかを見る指標。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

2015(平成27)年に国連サミットで採択された国際社会共通の目標。序文，政治宣言，持続可能な開発目標(SDGs：17の目標，169のターゲット)，実施手段，フォローアップ・レビューで構成。途上国の開発目標を定めた，ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals：MDGs)とは異なり，先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

持続可能な開発目標

(SDGs：Sustainable Development Goals)

2001(平成13)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として，2015(平成27)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットで構成され，地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

社会的責任投資

(SRI：Socially Responsible Investment)

企業への投資の際に，財務情報だけでなく，社会，環境，倫理といった社会評価も考慮する投資行動のこと。

社会を明るくする運動

国民が，犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め，それぞれの立場において力を合わせ，犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

情報アクセシビリティ

高齢者や障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるようにすること。

情報モラル

インターネットや携帯電話など情報通信の分野において，個人の人権やプライバシー等を保護するための倫理道德。

人権教育のための国連10年

1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間に，それまでの国際社会における人権の確立に向けた取組を踏まえ，世界をあげて人権の尊重される社会の実現を目指す取組を推進しようとするもので，1994(平成6)年12月の国連総会で決議された。

人権教育のための国連10年に関する鹿児島県行動計画

「人権教育のための国連10年」の期間中に鹿児島県が取り組む施策の指針として，平成11年に策定した。「相互の人権が尊重され，人権という普遍的文化が息づく心豊かな郷土鹿児島の実現」を目指し，学校，家庭，地域社会などあらゆる場における人権教育や，女性，子ども，高齢者，同和問題などの人権課題の解決のための施策を総合的・効果的に推進するための計画。

人権教育のための世界計画

1995(平成7)年から2004(平成16)年の「人権教育のための国連10年」の終了を受けて，引き続き世界全体で人権教育を積極的に推進していくことを目的に，2004(平成16)年に国連総会で採択。

人権週間

1948(昭和23)年12月10日に国連総会で「世界人権宣言」が採択されたことにちなみ，12月4日から12月10日までの1週間が「人権週間」として定め

られ、人権尊重思想の普及高揚のための啓発活動が全国的に展開されている。

人権同和問題啓発強調月間

8月の1月間を人権同和問題の啓発強調月間として、県民が同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決の主体であるという認識を深めるために、テレビやラジオ、インターネットなどによる各種啓発活動を集中的に実施している。

人権文化

人権尊重の精神が、人々の日常生活のあらゆる場面で当たり前のこととして自然とあふれるような社会状況、すなわち人権尊重の精神があまねく人々の間に普及・定着している社会状況のこと。

スクールカウンセラー

いじめなど生徒指導上の問題の解決に資することを目的として小学校、中学校又は高等学校に派遣される、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識・経験を有する者。①児童生徒へのカウンセリング、②カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助、③児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供等の職務を行う。

ストーカー行為

特定の者に対する恋愛感情などの好意の感情、またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、特定の者、その配偶者、又はその他親族などに対し、つきまといや面会・交際の要求をしたり、名誉を傷つけたりするような行為などを繰り返し行うこと。

性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

性的指向

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。恋愛・性愛の対象が異性に向かう場合は異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう場合は同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう場合は

両性愛（バイセクシュアル）という。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分になった者は、財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪質商法などの被害にあうおそれがある。このような判断能力の不十分な者の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくために、2004（平成12）年に成年後見制度がスタートした。家庭裁判所が後見人などを選任する法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度がある。

世界人権宣言

人権及び自由を尊重し確保するために「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、1948（昭和23）年の国連総会において採択。また、1950（昭和25）年には、その採択日である12月10日を「人権デー」として、毎年、世界中で記念行事を行うことを決議。我が国では、12月4日から10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

セクシュアリティ

人間の性に関わるすべてのことがらを表す言葉。体の性、心の性、好きになる性、服装やしぐさ、言葉づかいなどの性表現などの要素がある。

セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得る。

ソーシャルワーカー

社会福祉の事業に従事する、高度の理論と技術を修得した専門職の総称。一般的に、国家資格を有する社会福祉士や精神保健福祉士をさす場合が多いが、資格の有無に限らず、その活動領域は医療や精神医学、福祉、教育など多岐の分野にわたり、それぞれにおいて呼称はさまざまである。

た行**ダイバーシティ**

あらゆる事象の「多様性」を指す言葉。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。企業においては、多様な人材を活用し、その多様さを活かし、企業の発展や活性化につなげる経営上の取組。

は行**バリアフリー**

高齢者や障害者等の活動の場を広げ、自由な社会参加を可能にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁(バリア)を除去(フリー)するという意味。高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。略してパワハラ。

ハンセン病

らい菌による慢性の感染症であるが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低い。治療方法が確立されていることから、仮に発病しても、早期発見と早期治療により完治する病気である。

フィルタリング

データをふるいにかけて分類すること。ネットワークにおいては、指定した条件によって通信を許可したり、遮断したりする機能を指す。

プロバイダ

インターネットに接続するサービスを提供する事業者。インターネット・サービス・プロバイダ(ISP)の略。

フラワーデモ

性暴力に関する裁判で無罪判決が相次いでいることに抗議して、性暴力根絶と被害者の視点に立った刑法改正を目指すデモで、2019(平成31)年4月に

東京で始まる。毎月11日に開催され、開催地数は全国各地に広がりを見せている。

ヘイトスピーチ

特定の人種や国籍、主義や思想、性的指向や身体的特徴、あるいは社会的地位などにより特徴づけられる人々に対する、主観的で一方的な憎悪や敵意に基づく差別的・侮辱的かつ攻撃的・排斥的な言動。ヘイトスピーチ解消法では、「特定の民族や国籍に属する人々を排斥する差別的言動」とされています。

ホームレス

失業、家庭崩壊、社会生活からの逃避等様々な要因により、特定の住所を持たずに、道路、公園、河川敷、駅舎等で生活を送っている人々。

ま行**マタニティ・ハラスメント**

働く女性への妊娠・出産に関する嫌がらせ。妊娠を理由にした本人が意図しない配置転換や解雇、雇い止め、自主退職の強要、育児休暇取得承認の拒否、妊娠しないことを雇用条件とするなどの不当な扱い。略してマタハラ。

ミレニアム開発目標**(MDG s : Millennium Development Goals)**

2000(平成12)年の国連ミレニアム・サミットで採択された国際社会共通の目標。国際社会の支援を必要とする特に途上国が直面していた多くの問題に対して、2015(平成27)年までに達成すべき8つの目標、21のターゲット、60の指標が設定された。2015(平成27)年、MDG sの後継としてSDG sが策定された。

無らい県運動

1930(昭和5)年から国が行ったハンセン病患者を療養所に隔離する「らいの根絶策」により、都道府県をはじめ各地方公共団体が患者を見つけ出し、療養所に駆り立てる運動が、住民も呼応して官民一体となった運動として全国に広がった。これにより、ハンセン病は「怖い病気」と誤って定着し、偏見や差別につながった。ハンセン病の治療法が確立しても、1996(平成8)年の「らい予防法」廃止まで隔離政策は続いた。

や行**ユニバーサル・デザイン**

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するという考え方であるのに対し、ユニバーサル・デザインは、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという考え方。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

ら行**リテラシー**

ある特定分野の事象や情報を正しく理解・分析・整理し、それを自身の言葉で表現したり、判断したりする能力。

リベンジポルノ

元交際相手の性的な画像等を嫌がらせ目的で、インターネット上に公開する行為。

隣保館

福祉の向上や人権啓発を目的に、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う住民交流の拠点となるコミュニティセンター。市町村が設置し、運営する。

わ行**ワークショップ**

参加者が意見交換や共同作業を行いながら学習を進める参加・体験型の研修。

英字**DV (Domestic Violence)**

配偶者や恋人、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある者又はあった者から振るわれる暴力のこと。

殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、怒鳴る・無視するといった精神的暴力・交友関係を監視するといった社会的暴力、生活費を渡さない、働かないといった経済的暴力、性行為を強要する、避妊に協力しないといった性的暴力など、様々な形態がある。

HIV/エイズ

HIVはヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略。感染力の弱いウイルスであり、主に血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することにより感染する。HIV感染による免疫力の低下は緩慢に進行し、いわゆるエイズ(後天性免疫不全症候群、AIDS: Acquired Immunodeficiency Syndrome)の発症までには平均10年以上かかると言われる。近年、医学の進歩により、エイズが発症する前にHIV感染を知り、適切な治療を継続すれば、感染前と変わらない日常生活を送ることができる。

JKビジネス

甘言を用い、モデルやアイドルのスカウト、高収入アルバイトを偽り、女子高校生に男性への親密なサービスなどを強要するビジネス。これにより、女子高校生が性的な被害に遭う問題などが発生。

NPO(Non Profit Organization)

非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称であるが、日本においては、自発的・自立的な市民活動団体という意味で用いられる場合が多い。

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

登録された利用者同士が交流できる、インターネットを介した会員制サービス。

その他**8050問題**

ひきこもりの長期化・高齢化から引き起こされる社会問題。主に、50代前後のひきこもりの子どもを80代前後の親が養っている状態を指し、経済難からくる生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題により、共倒れになるリスクが指摘される。

#MeToo

セクハラや性暴行などの被害体験を告白・共有する際に使用されるSNS用語。過去の性暴力やセクハラ被害を自らカミングアウトしたり、被害者に寄り添う立場を表明したりする「#MeToo」運動は、2017(平成29)年秋以降、SNSを通じて米国から世界中に伝播し、日本でも広まった。

#KuToo

「靴(くつ)」・「苦痛(くつう)」・「#MeToo」を合わせて作られたSNS用語。#MeTooと同様、SNSを通じて、日本の職場において女性がハイヒールやパンプスの着用を義務づけられていることに抗議する社会運動となった。

▶ 人権年表

※法令については、略称があるものは略称で記載しています。

年	国連等	国	県
1871(明4)		「解放令」公布	
1890(明23)		「大日本帝国憲法」施行	
1899(明32)		「北海道旧土人保護法」施行	
1907(明40)		「癩予防二関スル件」公布	
1922(大11)		「水平社宣言・綱領・決議」制定	
1931(昭6)		「癩予防法(旧法)」公布	
1935(昭10)			「国立療養所星塚敬愛園」開設
1943(昭18)			「国立療養所奄美和光園」開設
1947(昭22)		「日本国憲法」施行	
1948(昭23)	「世界人権宣言」採択	「優生保護法」施行 「児童福祉法」施行	
1949(昭24)		「人権擁護委員法」施行	
1950(昭25)		「身体障害者福祉法」施行 「生活保護法」施行 「精神衛生法」施行(1987年から精神保健法)	
1951(昭26)		「児童憲章」制定	
1953(昭28)		「らい予防法」制定・公布	
1956(昭31)		「国際連合」加入	
1958(昭33)		「人身売買及び他人からの売春からの搾取に関する条約」批准	
1960(昭35)		「障害者雇用促進法」施行 「同和対策審議会」設置 「精神薄弱者福祉法」施行 (1999年から知的障害者福祉法)	
1963(昭38)			「障害者雇用促進月間」(9月)の制定
1965(昭40)		同和対策審議会答申	「障害者雇用促進大会」開催開始
1966(昭41)		「雇用対策法」施行	
1968(昭43)			「鹿児島身体障害者職業訓練所」訓練開始(定員100人)
1969(昭44)		「同和対策事業特別措置法」施行(10か年、その後3年延長)	
1970(昭45)		「心身障害者対策基本法」施行	

年	国連等	国	県
1971(昭46)		「高齢者雇用安定法」施行	
1975(昭50)	「国際婦人年」 「第1回国際婦人年世界会議」開催		県に「同和对策室」設置
1976(昭51)	「国連婦人の10年」(～1985)		「同和教育推進加配教員」配置(～2001)
1978(昭53)		「同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律」施行	
1979(昭54)	「国際児童年」	「社会権規約」, 「自由権規約」 批准	「婦人関係行政推進連絡会議」, 「婦人問題懇話会」設置 「同和教育基本方針」施行
1980(昭55)	「第2回世界女性会議」 開催		「専修学校等進学奨励金支給事業」開始(～1987年) 「婦人の生活実態と意識調査」 実施
1981(昭56)	「国際障害者年」	「犯罪被害者等給付金支給法」 施行 「障害者の日」設定 「今後における同和関係施策について」(同和对策協議会意見具申)	「同和对策連絡協議会」設置 「婦人対策基本計画」策定 県教育庁に「人権同和教育室」 設置
1982(昭57)		「地域改善対策特別措置法」 施行	「短大・大学少額資金貸与事業」 開始(～2004年度)
1983(昭58)	「国連・障害者の10年」 (～1992年)		
1984(昭59)		「今後における啓発活動のあり方について」(地域改善対策協議会意見具申)	
1985(昭60)	「第3回世界女性会議」 開催	「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	
1986(昭61)		「男女雇用機会均等法」施行	
1987(昭62)		「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)(1992年施行, 1997年一部改正, 2002年失効)	県保健所等に「エイズ相談窓口」設置, 「HIV抗体検査」実施 「(財)鹿児島県海外協会」から「(財)鹿児島県国際交流協会」に名称・目的変更(現: (公財)鹿児島県国際交流協会)
1988(昭63)	WHO「世界エイズデー」制定		「エイズ対策連絡協議会」設置
1989(平元)	国連「児童の権利に関する条約」採択	「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」(エイズ予防法)施行	

年	国連等	国	県
1990(平2)	「国際高齢者デー」制定		「人権同和問題啓発強調月間(8月)」制定 「国際交流プラザ」設置
1991(平3)			「人権同和問題啓発推進協議会」設置 「公営住宅のバリアフリー化事業」開始 「鹿児島女性プラン21」策定 「鹿児島女性プラン21推進会議」, 「鹿児島女性行政連絡会議」設置
1993(平5)	世界人権会議「ウィーン宣言」採択	「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改正・施行	「エイズ予防推進街頭キャンペーン」開始
1994(平6)		「ハートビル法」施行 「児童の権利に関する条約」批准	「アジア・太平洋農村研修センター」開設
1995(平7)	「人権教育のための国連10年」(～2004年) 「第4回世界女性会議」開催	「人権教育のための国連10年推進本部」設置 「高齢社会対策基本法」施行 障害者対策推進本部「障害者プラン」策定 「人種差別撤廃条約」批准 「精神保健法」を「精神保健福祉法」に改正	
1996(平8)		「らい予防法の廃止に関する法律」施行 「優生保護法」を「母体保護法」に改正 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997(平9)		「人権擁護施策推進法」施行 「人権擁護推進審議会」設置 「男女共同参画審議会」設置 「アイヌ文化振興法」施行, 「北海道旧土人保護法」廃止 『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』策定	「鹿児島県レッドリボン月間」制定
1998(平10)			県議会「人権宣言に関する決議」採択 「犯罪被害者等支援連絡協議会」発足
1999(平11)		「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症新法)施行, 「エイズ予防法」廃止 「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行	『「人権教育のための国連10年」鹿児島県行動計画』策定 「かごしまハーモニープラン」策定 「かごしまハーモニープラン推進懇話会」, 「男女共同参画推進本部」設置 「福祉のまちづくり条例」施行

年	国連等	国	県
2000(平12)		「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー規制法」施行 「交通バリアフリー法」施行 「人権教育・啓発推進法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「児童虐待防止法」施行	
2001(平13)		「配偶者暴力防止法」施行 「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟で原告勝訴 「高齢社会対策大綱」策定	「人にやさしい道づくり事業」開始
2002(平14)		「プロバイダ責任制限法」施行 「ホームレス自立支援法」施行 「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 「障害者基本計画」策定 「人身取引対策行動計画2014」策定	「男女共同参画推進条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 婦人相談所(現：女性相談センター)を配偶者暴力相談支援センターに指定 「ハンセン病の相談窓口」設置 「ハンセン病療養所入所者への県営住宅の優先入居制度」開始
2003(平15)		「個人情報保護法」施行 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行 「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」施行 「少子化社会対策基本法」施行 「出会い系サイト規制法」施行	「男女共同参画センター」設置 「県障害者計画(H15～H24)」策定
2004(平16)	国連「人権教育のための世界計画」採択	「性同一性障害者特例法」施行 「児童虐待防止推進月間」制定 「障害者基本法」改正	「人権教育・啓発基本計画」策定 「人権教育・啓発施策推進本部」設置 「配偶者等からの暴力対策会議」設置
2005(平17)	国連「北朝鮮の人権状況に関する決議」採択	「犯罪被害者等基本法」施行 「犯罪被害者等基本計画」策定 「発達障害者支援法」施行 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	「(社)かごしま犯罪被害者支援センター」設立(現：(公社)かごしま犯罪被害者支援センター) 県内全保健所でHIV即日検査を一斉導入
2006(平18)	日本、「国連人権理事会」理事国に当選 「障害者権利条約」採択	「高齢者虐待防止法」施行 「障害者自立支援法」施行 「バリアフリー新法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」策定 男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定 「いじめ問題を考える週間」制定 「犯罪被害者等への県営住宅の優先入居制度」開始

年	国連等	国	県
2007(平19)	国連「先住民族の権利に関する国際連合宣言」採択	「障害者の権利条約」署名	「かごしま教育ホットライン24」開設 各地域振興局及び支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターに指定 (社)かごしま犯罪被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定(現:(公社)かごしま犯罪被害者支援センター) 生活・文化課に「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置(現:くらし共生協働課) 「オレンジリボン・キャンペーン」開始
2008(平20)		「アイヌ民族を先住民とすることを求める決議」採択	国立療養所星塚敬愛園「胎児標本」慰霊祭・慰霊碑除幕式開催 「男女共同参画基本計画」策定
2009(平21)		「ハンセン病問題基本法」施行 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」(6月22日)制定 「青少年インターネット環境整備法」施行	「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」改定 「身障者用駐車場利用証(パーキングパーミット)制度」開始 「自殺予防情報センター」設置 「ハンセン病問題を正しく理解する週間」制定
2010(平22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定 「子ども・若者育成支援推進法」施行 「青少年インターネット環境整備法」改正	「かごしま子ども・若者総合相談センター」設置 「県地域生活定着支援センター」設置
2011(平23)		「人権教育・啓発に関する基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等) 「犯罪被害者等基本計画(第2次)」策定 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の碑」建立 「障害者基本法」改正	「人権教育・啓発基本計画」一部変更(北朝鮮当局による拉致問題等)
2012(平24)		「高齢社会対策大綱」策定 「障害者虐待防止法」施行	「障害者権利擁護センター」設置
2013(平25)		「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行 「いじめの防止等のための基本的な方針」決定 「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」施行	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「県障害者計画(H25～H29)」策定

年	国連等	国	県
2014(平26)		「配偶者暴力防止法」一部改正施行 「障害者の権利に関する条約」批准 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 「リベンジポルノ防止法」施行	「県いじめ防止基本方針」策定 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」施行
2015(平27)		「女性活躍推進法」施行 「第4次男女共同参画基本計画」策定 「生活困窮者自立支援法」施行	
2016(平28)		「障害者差別解消法」施行 「ヘイトスピーチ解消法」施行 「部落差別解消推進法」施行 「犯罪被害者等基本計画(第3次)」策定 「再犯防止推進法」施行	「性暴力被害者サポートネットワークかごしま」設立 「男女共同参画に関する県民意識調査」実施
2017(平29)		「技能実習法」施行 「再犯防止推進計画」策定 「青少年インターネット環境整備法」改正	「女性活躍推進計画」策定
2018(平30)		「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」策定 「読書バリアフリー法」施行 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行	「第3次男女共同参画基本計画」策定 「人権についての県民意識調査」実施 「県障害者計画(H30～R4)」策定
2019(令元)		在留資格「特定技能」創設 「ハンセン病問題基本法」改正 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行 「女性活躍推進法」改正 「アイヌ新法」施行 「旧優生保護法一時金支給法」施行 「日本語教育推進法」施行	「県再犯防止推進計画」策定 「青少年保護育成条例」改正 「県旧優生保護法一時金受付・相談窓口」設置
2020(令2)			「県人権教育・啓発基本計画(2次改定)」策定 「かごしま子ども未来プラン2020」策定

▶ 資料

世界人権宣言

1948年12月10日
第3回国連総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条 すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

昭和22年5月3日施行

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、

直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日法律第147号

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

鹿児島県人権教育・啓発基本計画
(2次改定)

令和2年3月発行

鹿児島県男女共同参画局 人権同和对策課
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-2573 FAX 099-286-5543

